



2014年版

# FACT BOOK

2013年度決算のご報告など

助け合いによる保障の生協です。

 **全労済**

# 全労済ファクトブック 2014年版

## CONTENTS

ごあいさつ	1
全労済の理念	2
より良い「共生の社会」のために	3
子どもの健全育成・次世代育成活動	4
東日本大震災を風化させない全労済の取り組み	4
2013年度の主な出来事	6
業務改善の取り組み	
1.苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み	8
2.組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み	9

### I. 事業と経営の概況

1.経営発展の状況	11
2.共済契約および支払共済金の状況	13
3.損益および財務の状況	15
4.資産運用	16
5.経営指標	17

### II. 経営の健全性

1.健全性向上のための取り組み	18
2.総合的リスク管理	20

### III. 法令の遵守

1.コンプライアンスへの取り組み	22
2.個人情報の保護	23
3.全労済ヘルpline制度	25

### IV. 情報開示と組合員向けサービス

1.情報開示	26
2.組合員向けサービスの拡充	30

### V. 生活保障の考え方と共済制度

1.生活保障設計運動の展開	32
2.保障の考え方	33
3.保障分野と対応する各種共済	34
4.共済商品の概要と特長	35
5.勧誘方針・共済の推進・共済金支払いのしくみ	42

### VI. 社会貢献活動

1.社会貢献活動	44
----------	----

### VII. 協同組合との連携・提携

1.協同組合間の協同の活動	50
2.国際活動	51

### VIII. 全労済の組織と概要

1.全労済のあゆみ	53
2.協同組合としての全労済	55
3.組合員の運営参加	57
4.全労済の組織	58
5.全労済の役職員	61
6.全労済グループ	63

●データ編	64
-------	----

●全労済Q&A	100
---------	-----

●資料集	105
------	-----

●共済用語の解説	128
----------	-----

●消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引	130
-----------------------	-----

### 全労済の概要

#### ●名称

全国労働者共済生活協同組合連合会  
(略称:全労済)

National Federation of Workers and  
Consumers Insurance Cooperatives

#### ●創立

1957年9月29日

#### ●所在地

全労済本部  
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10  
tel: 03-3299-0161

#### ●常勤役職員数

3,642名(2014年5月末) ※他団体出向者含む

ごあいさつ

# 『Zetwork-60』の実践により、組合員の皆さまの「共感・参加・信頼」を!

平素より、全労済をご愛顧いただき、心から感謝申し上げます。

事業概況や財務状況をはじめとして、全労済のさまざまな取り組みについて、より幅広い皆さまにわかりやすくお伝えするため、ここにディスクロージャー誌『FACT BOOK 2014年版』を作成しました。ぜひ、本誌をご活用いただき、全労済の事業や運動に対して一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、過ぎた2013年度を振り返れば、『21世紀構想』における共済協同組合の大同団結に向けた取り組みなどを通じて、受入共済掛金が前期より141億円増加して6,005億円、ならびに、保障の大きさを示す契約高も前期より76.2兆円増加して768兆円という成果を導くことができました。

また、業務品質のさらなる向上、組合員の納得や共感を得られる対面・対話型推進の強化、組合員ニーズにきめ細かに応えるための共済商品の開発・改定など、組織を挙げて組合員の皆さまへ最良の品質をご提供する取り組みを展開しました。

さらに、各地で発生した自然災害に対しては、被災された方々への対応を最優先として取り組み、組合員の皆さまには総じて3,309億円の共済金をお役立ていただきました。そのうち、東日本大震災については、「最後のお一人まで」を合言葉として取り組みを推進した結果、18億円(累計で1,257億円)の共済金・見舞金をお支払いすることができました。加えて、東日本大震災を風化させない取り組みとして、各地においてさまざまな活動を推進しました。引き続き、子どもたちの心のケアと健全育成を図るとともに、被災地の復興をめざして支援の取り組みを強化していきます。

一方、迎えた2014年度は、創立60周年を迎える2017年度までの4ヵ年計画として策定した新たな中期経営政策、名付けて『Zetwork-60』(略称:Z-60)の初年度に当たります。

この『Zetwork-60』とは、全労済の頭文字「Z」と、つながり・結びつきを示す「Network」を組み合わせた造語であり、組合員の「共感・参加・信頼」を実現し、全労済の社会的役割が広く認知され、全労済の運動と事業を通じて「人と人」「人と社会」「人と自然」の結びつきを高めていくことが表現されています。また、創立60周年に向け、これまで培われてきた先人たちの想いと成果を受け継ぎ、原点に立ち返って全労済の素晴らしい理念と安定した事業基盤を次世代につなげていくとともに、役職員一人ひとりの働き方を見直し、全員が一丸となって新たな全労済に生まれ変わろうとする想いが込められています。

私たち全労済は、依然として厳しさと難しさの増す事業環境下にありますが、『Zetwork-60』の主たる政策である「3つの改革(事業構造改革・組織改革・意識改革)」を断行し、最重要目標としている「事業の回復」と「常に健全な事業基盤の確立」を実現させることにより、めざす2017年度には組合員の皆さまの「共感・参加・信頼」を得て、より魅力的な保障の生協組織として成長を遂げた姿を実現する所存です。

むすびに、『Zetwork-60』という挑戦を通じて、労働者自主福祉運動の原点である「協同の力」を發揮して組合員の皆さまの暮らしの安心・安全を拡充するとともに、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を実践することにより社会的な使命を果たすことをお誓いいたします。

今後とも変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



2014年10月

全労済 代表理事 理事長

中世吉 廣司

# 全労済の理念

全労済は50周年(2007年)を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われた全労済の精神と、これから50年を大事にする精神を再認識する「全労済の理念」を制定しました。理念を将来にわたる全労済の最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

## 理念

### 「みんなで」

組合員の皆さんと共に共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

### みんなでたすけあい、 豊かで安心できる社会づくり

### 「たすけあい」

全労済に集う組合員、さらにはすべての勤労者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

### 「豊かで」

労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これから50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不变の存在意義であることを意味しています。

### 「安心」

経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るという共済の本来の役割も意味しています。

### 「社会づくり」

たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

## 信条

私たちは、理念を変わらぬ価値観として、

これからの事業活動を実施していきます。

労働者の共済からより広い意味での勤労者、  
生活者の共済へたすけあいの精神を変わらぬ  
存在意義として万一の保障から安心の保障へ  
私たちは、これまでの50年に感謝し、  
大事にしながら、チャレンジします。

組合員のために、正直に、努力し続けます。

理念実現に向けた  
全労済役職員の行動規範です。

### 組合員 の全労済

私たちは、組合員の暮らしを何よりも  
大切にし、組合員の参加を  
ひろげ、組合員とともに、  
歩み続けます。

### 正直 な全労済

私たちは、正直さを大切にし、  
組合員や地域社会からの信頼に  
応え、社会の発展のために、  
行動し続けます。

### 努力 の全労済

私たちは、たすけあいの心を  
大切にし、全労済にかかる  
すべての人の満足に向け、  
努力し続けます。

# より良い「共生の社会」のために

新しい社会に  
向けて

今、時代が大きく変化しています。  
これまでの競争社会で行われてきた、  
一方通行の扶助も変えていく必要が  
あるのではないかでしょうか。  
これからは、自立しながら人と人とのつながりを大事にし、  
お互いにたすけあう……  
こうしてお互いを尊重することが、  
本当に豊かなくらしを実現できる社会へと  
つながっていきます。

全労済は、たすけあいの組織として、  
共済事業を営んでいます。

「組合員の全労済」をめざして、  
組合員の豊かで安心なくらしのための、  
生涯にわたる総合的な生活の保障をお手伝いするため、  
各種共済をご用意しています。  
全労済は、営利を目的とせず、  
すべての勤労者・生活者がたすけあって、  
本当に豊かなくらしが実現できるよう、活動を続けています。  
協同の輪は、着実に広がっています。

「組合員の全労済」  
をめざして

## これからも、全労済は 組合員の皆さんとともに、歩み続けます。

全労済マーク  
について



全労済マークは火災の“炎”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に、内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿が込められています。

# 子どもの健全育成・次世代育成活動

全労済は、2013年に引き続き、公益財団法人 日本サッカー協会（以下：JFA）が主催する「こくみん共済 U-12 サッカーリーグ」に特別協賛し、サッカーを通じて子どもたちの心の育成を応援しています。

## 「こくみん共済 U-12 サッカーリーグ」への特別協賛

「U-12 サッカーリーグ」は、「Players First!」（関わる人が力を合わせて子どもたちに理想の環境を）を合言葉に、育成年代にふさわしいゲーム環境を創出するため、ボールに関わる頻度が高い8人制サッカーを2009年度より実施しています。JFAの「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。」という理念と生活圏に根付いた「U-12 サッカーリーグ」の活動は、地域との結びつきを大切にする共済生活協同組合である私たちも全労済の理念や活動と通ずるものであり、「こくみん共済



「こくみん共済U-12サッカーリーグ」参加選手にも配布



U-12 サッカーリーグ」への協賛を決定いたしました。

2年目を迎える今年、両組織のトップ対談が2014年7月24日に実現しました。対談では、「子どもたちに理想の環境を！」と題して、日本の将来を担う子どもたちのサッカーを通じた育成のあり方などについて、人生経験豊富なお二人の熱い想いが交わされています。全労済は2014年も「こくみん共済 U-12 サッカーリーグ」への協賛を通じて、子どもたちの心身の育成と未来の夢の実現に向けて応援します。



〈雑誌『Number 859号 (2014年8月21日発売)』より〉  
中世古全労済理事長(写真左)と大仁JFA会長(写真右)

# 東日本大震災を風化させない全労済の取り組み

全労済は、「東日本大震災」による被災者への支援、被災地の復旧・復興に向けたさまざまな活動に取り組んでいます。

## 被災地の子どもたちの森づくり支援活動

全労済では、環境保全活動において公益社団法人 国土緑化推進機構とパートナーシップを組んでいます。2013年12月からは、同機構が実施する「震災地域における学校教育環境向上のための緑化事業」を通して、当該地域で緑化活動を行う児童の組織、「緑の少年団」をサポートしています。東日本大震災の被災地では、特に沿岸部の海岸林が津波により壊滅的な被害を受けるなど、震災を機に緑が減少しました。私たちは、被災地の緑を回復し、子どもたちの緑を大切にする心を育てる目的で、植樹のための木々や、活動用のユニフォームを寄贈するなどの取り組みを行っています。2014年5月までに、岩手県、宮城県、福島県に立地する小学校6校の植樹会において、記念植樹を行いました。各学校では、寄贈したばかりのまっさらなユニフォームを身に着けた児童たちが元気いっぱいに植樹を行い、教職員の皆さまをはじめ、父兄や地域の皆さまなどがその姿を見守っていました。

被災地には、今も癒えない傷を抱えて生活する人たちが多く



く、子どもたちもまた例外ではありません。津波被害のあった地域の小学校では、「被災した地区を通ると当時のことを思い出します。気持ちを明るくしてくれる緑を大切にし、もっと増やしたい」と話す児童にも会いました。当支援活動によって植樹した木が、子どもたちとともに健やかに成長し、小学校と周辺地域の皆さまの心を和ませるようになってくれることを願っています。

## きずな公演(郡山公演)

昨年、避難生活を送る被災地のご家族などをご招待し、都内にて開催した公演に引き続き、2014年4月13日、福島県郡山市で「きずな公演」を開催しました。午前の部は、世界16カ国で公演された「影絵グループあけびの会」による影絵、午後の部は、劇団目覚時計による読み聞かせを行いました。東日本大震災から3年半以上が経過した今、福島県の子どもたちがのびのびと遊ぶ機会が少なくなったとの報告もあります。本公演でひと時ではありますが、福島の子どもたちに楽しい時間を提供することができました。



## 読み聞かせリープロジェクト

全労済の「読み聞かせリープロジェクト」は、東日本大震災の被災地や避難者の子どもたちの心のケアと健全育成を目的に、2012年11月よりスタートしました。東北の被災地(岩手県、宮城県、福島県)や東京都を中心に、『やなせたかしのメルヘン絵本』のタペストリーの貸し出しとボランティアによる読み聞かせ会を開催し、これまでに44カ所の保育園・幼稚園等で、延べ3,274名の子どもたちを対象に実施しました。



## 東日本大震災の支払状況について

全労済では、東日本大震災における対応の総括を踏まえ、課題の改善に向けた検討を行うとともに、引き続き被災受付のご案内を呼びかけ、「最後のお一人まで」、共済金・見舞金をお支払いする取り組みをすすめています。

### 〈東日本大震災 共済金等の支払状況について〉(2014年7月31日現在累計額)

(単位:件数、円)

	件 数	共済金額
火災共済	194,999	41,687,680,144
自然災害共済	95,965	78,130,599,215
慶弔共済	52,723	881,776,000
生命系共済	1,167	5,180,292,849
合 計	344,854	125,880,348,208

※東日本大震災、静岡県東部地震、東日本大震災4月7日余震の合算額

### 〈参考〉

### 過去10年間における主な自然災害に対する共済金等の支払状況(2014年5月31日現在)

(単位:百万円)

年 度	共済金額	主な自然災害名
2004年度	25,745	新潟豪雨、福井豪雨、台風15・16・18・21・22・23号、新潟県中越地震、青森の雪害、福岡県西方沖地震
2005年度	5,926	宮城県沖地震、台風14号、平成18年豪雪
2006年度	5,172	平成18年7月豪雨、台風13号、能登半島地震、三重県中部地震
2007年度	4,771	新潟県中越沖地震、台風4・5・9号、低気圧通過に伴う強風
2008年度	821	岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震
2009年度	1,739	駿河湾を震源とする地震、台風18号、鶴岡市を中心とした豪雪
2010年度	50,254	奄美地方集中豪雨、山陰地方を中心とした豪雪、北陸・東海地方を中心とした大雪、北日本域における平成23年雪害、東日本大震災
2011年度	77,659	東日本大震災、北海道北見市雹災害、台風15号、低気圧に伴う暴風雨災害
2012年度	11,035	東日本大震災、北日本域における平成24年雪害、北日本域における平成25年雪害、台風17号、低気圧に伴う暴風雨災害
2013年度	16,380	東日本大震災、北日本域における平成25年雪害、台風18号、台風26号、2014年2月風雪害、北日本域における平成26年冬期型災害

# 2013年度の主な出来事

## 1 「2009年度～2013年度 中期経営政策」におけるフェーズⅢ期間の取り組み

2013年度は、「2009年度～2013年度中期経営政策」の最終年度として、取り組み課題の総仕上げと2014年度以降の中期経営政策につなげる準備期間として、2013年度末までに実現する全労済の姿の達成に向けて、さまざまな課題に取り組みました。

## 2 「組合員の全労済」を目指した業務品質のさらなる向上に向けた取り組み

業務品質基準の実現に向けた「業務革新実行計画」の取り組みは、2013年度末までにすべて完了しました。さらなる業務の品質向上と効率化に向けた取り組みとして、窓口での契約手続きの完結に向け、「拠点窓口業務標準フロー」の運用を2014年4月から開始しました。

## 3 新たな事業推進態勢への改革と活動の強化

取り巻く環境の急速な変化に対応するため、広告宣伝を中心とした新規加入推進から契約の維持・高度利用・複合利用につなげる推進活動への転換に向けて、アプローチデータを活用した契約確認活動や組合員との接点を重視した対話・対面推進の強化などによる推進展開を進めました。

## 4 組合員のニーズにきめ細かに応えられる共済商品の開発・改定の取り組み

「団体生命共済の改定」(2013年6月実施)では、死亡共済金・重度障害共済金の年金払いに関するしくみの一部改善(共済金を年金形式で受け取る「共済金年金払特則」の新設)、災害入院共済金、病気入院共済金の支払要件の改善(日帰り入院からの保障への改善)などの新たなしくみを導入しました。

## 5 次期中期経営政策の策定に向けた取り組み

第115回通常総会(2013年8月29日開催)で確認された「2014年度～2017年度中期経営政策『基本構想』」に基づき、各課題の具体化を進め、「2014年度～2017年度中期経営政策」の策定を進めてきました。

全労済は、2017年度までの4年間で、「3つの改革(事業構造改革・組織改革・意識改革)」をやりとげ、組合員・協力団体から「共感・参加・信頼」を得て、より魅力的な「保障の生協」となるため、組合員・協力団体の皆さまへの「6つの約束」を確実に実行していきます。

## 1年間の主な出来事

2013年 8月	●「第115回通常総会」の開催 ・2012年度事業報告が承認され、2013年度事業計画などを決定 ●「防災フェア2013 in 六本木」への参加 ・「防災フェア2013 in 六本木」において、災害パネルの展示や防災クイズなどの催しを行いました
10月	●マイページから共済掛金証明書再発行の受付開始
12月	●「緑の募金」使途限定募金 東日本大震災復興事業へ寄付を実施
2014年 1月	●「全労済のお客さま対応」ページの開設 ～こくみん共済30周年記念サイト～ ・ご相談などをお受けする“お客さまサービスセンター”、共済金をお支払いする“共済金センター”、そして実際に共済金をお受け取りになった方の“お客さまの声”をご紹介しています
2月	●「2014年全労済地域貢献助成事業」の公募を開始
4月	●「全労済フェスティバル2014」の開催 ～こくみん共済誕生30周年記念～
6月	●都内で避難生活を送られる方々の心のケアに対する支援活動を実施 ・東日本大震災で長期間にわたり避難生活を送る子どもたちとそのご家族に「2014年国立ボリショイサーカス 東京公演」等へご招待しました
7月	●「2014年全労済地域貢献助成事業」74団体に総額約2,000万円を助成
8月	●全労済LINE公式アカウントの開設 ●団体生命共済の改定 ・各種特約の新設など

## 「Zetwork-60(略称:Z-60)」

～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～

- 「Zetwork-60(略称:Z-60)」とは、全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」の呼称です。
- 全労済の頭文字“Z”と、つながり・結びつきを表す“Network”を組み合わせました。私たちは、〈60周年の全労済の姿〉確立に向けて、「Zetwork-60(略称:Z-60)」を実行してまいります。



*Foot-work Head-work Heart-work*  
行動力 思考力 心の力

*Team-work*  
組織力

# 業務改善の取り組み

## 1 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

### (1) 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」自己適合宣言

全労済は、苦情マネジメントを適切に行っていることを明示し、苦情対応マネジメントシステムの国際規格である「ISO10002」について、2010年8月26日に開催した全労済総会で自己適合宣言を行いました。

### (2) 自己適合宣言の目的

全労済は、本宣言を契機に、これまで以上に「組合員・お客さまの声」を大切にし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上をはかり、「組合員・お客さま満足」の向上をめざします。

## 全労済苦情対応方針

### 基本理念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

### 基本方針

- 組合員・お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
- 組合員・お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
- 組合員・お客さまからの苦情には、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
- 組合員・お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
- 組合員・お客さまの情報は厳重に保護します。
- 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

### 苦情マネジメントシステム「ISO10002」とは



「ISO10002」は「苦情対応」に関する国際規格であり、国際標準化機構(ISO)により2004年7月に制定されました。日本では翻訳版がJISQ10002:2005として制定されています。この規格ではお客さま満足のための苦情対応プロセスを継続的に改善していくことが目的とされ、PDCAサイクルを構築・運用していくことが求められています。ISO10002は、審査登録機関による第三者認証ではなく、マネジメントシステムの構築や運用について当事者が自ら適合状況を評価し、適合を宣言できる制度となっています。

## 2 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

全労済では、2006年より、お寄せいただいた意見・要望、苦情、感謝・評価の声を「組合員・お客さまの声」として集積し、皆さまの声にもとづき、業務改善や品質向上に努めてまいりました。

2013年度(2013年6月～2014年5月)は、意見・要望、苦情13,500件と感謝・評価の声4,851件を合わせた18,351件の「組合員・お客さまの声」を頂戴しました。たくさんの声をお寄せいただきありがとうございました。



### (1) お寄せいただいた組合員・お客さまの声

コールセンター、全労済の窓口やホームページなどに寄せられた一つひとつの意見・要望、苦情、感謝・評価の声を「組合員・お客さまの声」として大切にし

ています。

「声」のうち、苦情については、その原因を確認し、業務改善の取り組みを行っています。

#### ■これまでにお寄せいただいた組合員・お客さまの声 (件数)

年度・区分	組合員・お客さまの声		
	意見・要望、苦情	感謝・評価	総 数
2011年度	11,654	1,409	13,063
2012年度	11,209	3,585	14,794
2013年度	13,500	4,851	18,351

※全労済の事業年度は、6月1日から翌年5月31日までとなります。

#### ■2013年度の組合員・お客さまの声の詳細 (件数、%)

申立内容による分類	意見・要望、苦情		感謝・評価	
	件 数	占有率	件 数	占有率
お申込み手続きに関するもの	2,630	19.5	81	1.7
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	5,566	41.2	314	6.5
共済金のお支払いに関するもの	899	6.7	375	7.7
共済商品に関するもの	1,095	8.1	143	2.9
応対に関するもの	2,629	19.5	3,819	78.7
その他	681	5.0	119	2.5
合 計	13,500	100.0	4,851	100.0

2014年度(2014年6月～2015年5月)は、「組合員・お客さまの声」に、これまで以上に耳を傾け、多くの声を頂戴できるよう、「組合員・お客さまの声」の定義を見直しました(苦情を「苦情」と「意見・要望」に区分)。

#### これまでの定義

- ❖ 「苦情」…………組合員・お客さまから不満の表明があったもの(意見・要望含む)。
- ❖ 「感謝」…………組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。

#### 2014年6月からの定義

- ❖ 「苦情」…………組合員・お客さまから不満の表明があったもので、対応や回答を必要とするもの。
- ❖ 「意見・要望」…組合員・お客さまからの期待、ご意見・ご要望。
- ❖ 「感謝・評価」…組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。

### (2) 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「組合員・お客さまの声」は、データベースに登録して共有化をはかるとともに、集約・分析を行います。

「声」と職員からの提案をもとに、月次で開催する「全労済CS向上委員会」において、業務改善課題

※組合員・お客さまの声、業務改善の取り組みについては、組合員情報紙(セイフティ・ファミリー)、「組合員・お客さまの声」報告書、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)でもご紹介しています。

の設定、進捗管理、改善の促進を行っています。

「全労済CS向上委員会」は、役員が委員長を務め、各部門の責任者で構成し、徹底が図られています。

2013年度は、「わかりやすい書類の作成」、「さらなる応対品質の標準化」などの業務改善を行いました。

### (3) 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善事例

最近の主な業務改善内容をご案内します。

分類	組合員の声	改善例
お申込み手続きに関するもの	●契約後に、改姓や住所変更、共済金を請求することもある。問い合わせ先などが記載されているものがほしい。	●こくみん共済を新規にご契約いただいた方には、ご契約のしおりや共済契約証書にプラスして、全労済の特徴・お問い合わせ先・窓口の説明などを記載した冊子を別途お送りしています。【2014年3月実施】   <p>全労済つながるBOOK</p>
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	●更新の案内について、手続き方法をわかりやすくしてほしい。	●いきいき応援についてパンフレットの表示をわかりやすく変更しました。更新手続き方法は、ステップ1~4に分け、各帳票見本とあわせた説明を記載しました。他の共済についても順次改善します。 【2014年2月実施】  各ページに内容ごとのラベルを記載しました。 手続方法は、ステップで分けました。   <p>送付物・記入書類・提出書類の内容を記載しました。</p>
応対に関するもの	●どこの窓口でも同じ対応をしてほしい。	●皆さまがご来店いただいてからお帰りになるまでの窓口対応業務について、全国どこでも均質なサービスを提供できるよう、応対品質の標準化をさらにすすめました。 【2014年4月実施】
その他	●複数の共済を契約している。共済ごとではなく、自分にどのような保障があるのかをまとめた一覧がほしい。	●「遺族・医療・障がい・介護保障」「住まいの保障」「くるまの補償」「老後の保障」を区分した加入者ごとの契約一覧『契約内容確認シート』の作成を試行的に実施しました。 全労済の窓口で、契約内容の相談や点検を行う際に活用しています。 【2014年6月実施】  
改善をすすめています	●入院をして共済金の請求書類を受け取っていたが請求するのを忘れていた。連絡がほしかった。	●請求書類をお届けしてから6ヶ月経過した時点で、請求されていない方へ、書面にてお問い合わせを行う取り組みをすすめています。
	●加入後も定期的な連絡がほしい。	●ご契約の更新時期にあわせて、契約内容の確認・保障の見直しなどを電話にてご案内する取り組みをすすめ、順次、対象範囲を拡大しています。

## 1 経営発展の状況

### (1) 契約高は768.0兆円

2013年度は、「2009年度～2013年度中期経営政策」の最終年度として、取り組み課題の総仕上げと2014年度以降の中長期経営政策につなげる準備期間として、2013年度末までに実現する全労済の姿の達成に向けて、取り組みをすすめました。

東日本大震災で被災された組合員に対して、引き続き被災受付のご案内を広く呼びかけ、「最後のお一人まで」共済金・見舞金をお支払いする取り組みをすすめました。

### (2) 「自然災害共済」と「マイカー共済」が順調に推移

契約件数は保障の元受化が進んだ結果、27.5万件減少し、3,343万件となりました。共済別の主な特徴として、自然災害共済が2011年度より実施している「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」の成果により、火災共済に対する付帯率が高まり4.0万件(2.0%)増加、2012

### (3) 財務基盤を強化

将来にわたる組合員への保障と安心の確実な提供ができる経営基盤の確立を目指し、全労済は「財務基盤強化基本計画」を策定し、「2009年度～2013年度中期経営政策」の先行実施課題として、2008年度から取り組みを行ってきました。その計画にもとづき「責任準備金・自己資本積立計画」により、積立目標を9,100億円として取り組みを開始し、2011年3月11日に発生した東日本大震災による共済金等の支払いの影響を受け1年延長し取り組んだ結果、2013年度末における積立額は9,407億円となり、積立目標を超過達成することができました。

2013年度の自己資本は出資金の増資や、当期末処分

#### ■この5年間の経営発展の状況

摘要		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	伸長率
契約状況	①-1 契約高(兆円)	672.9	676.7	691.4	691.8	768.0	111.0%
	①-2 契約件数(千件)	34,452	33,959	34,427	33,707	33,432	99.2%
	①-3 契約口数(百万口)	3,865	3,831	4,030	3,983	4,033	101.3%
損益	② 受入共済掛金 (一時払掛金等を除く)(注1)	5,893 ( 5,676 )	5,766 ( 5,575 )	5,907 ( 5,707 )	5,864 ( 5,633 )	6,005 ( 5,782 )	102.4% ( 102.6% )
	③ 支払共済金 (満期共済金を除く)	3,263 ( 2,812 )	3,586 ( 3,265 )	3,879 ( 3,552 )	3,348 ( 2,983 )	3,309 ( 3,008 )	98.8% ( 100.8% )
	④ 資産運用純益	452	435	456	475	507	106.8%
	⑤ 人件費・物件費	950	970	1,006	1,016	1,076	105.9%
	⑥ 経常剰余	422	387	369	323	879	272.0%
	⑦ 割戻準備金繰入額	257	195	257	257	379	147.1%
	⑧ 総資産	29,860	30,470	31,164	32,339	33,995	105.1%
貸借	⑨ 出資金	1,319	1,322	1,425	1,426	1,807	126.7%
	⑩ 自己資本(注2)	2,380	2,259	2,220	2,443	3,133	128.2%
	⑪ 修正自己資本(注3)	5,109	4,972	5,062	5,507	6,500	118.0%
	⑫ 実質純資産額(注4)	6,862	7,208	8,611	9,897	11,522	116.4%
	⑬ 支払余力比率(注5)	1,036.4%	1,109.7%	1,196.4%	1,389.3%	1,574.4%	113.3%

(注1)長期共済一時払掛金等について補正しています。

(注2)組合員に還元する利用割戻金額等を控除しています。

(注3)自己資本に資本性を有する負債である異常危険準備金、価格変動準備金を加算しています。

その結果、震災発生から2014年5月末までに1,257億円の共済金・見舞金のお支払いができました。また、共済協同組合の大同団結に向けた活動を展開し、2011年度に実施した職域生協との事業統合をさらに進めた成果として、総資産は前年度より1,656億円増加し3兆3,995億円となりました。

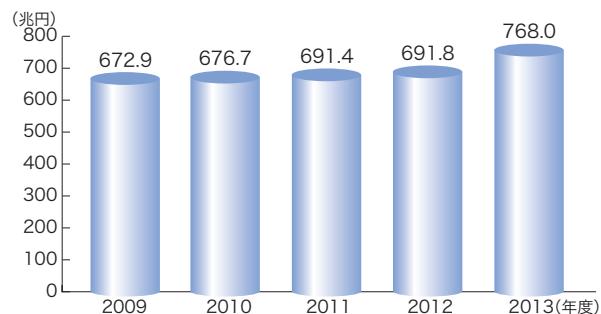
保有契約は下表に示すとおり、契約件数3,343万件(0.8%減)、契約口数40.3億口(1.3%増)、契約高768.0兆円(11.0%増)となりました。

(注4)修正自己資本に含み損益等を加算した額です。

(注5)全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

## 契約高の推移

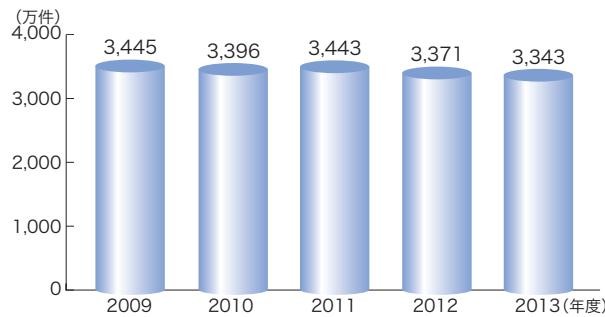
2009年度から5年間にわたる契約高の推移をみると、「自然災害共済」や「マイカー共済」が順調に増加し2012年度の契約高は0.4兆円(0.1%)増加し691.8兆円、2013年度の契約高は職域生協との事業統合の成果により76.2兆円(11.0%)増加し768.0兆円となりました。



## 契約件数の推移

契約件数は2012年度については72.0万件(2.1%)減少し3,371万件、2013年度は事業統合による保障の元受化が進んだこともあり、27.5万件(0.8%)減少し3,343万件となりました。

元受共済の主な特徴として「マイカー共済」が27.3万件(14.5%)の増加、「自然災害共済」が4.0万件(2.0%)の増加、「傷害共済」が1.8万件(4.0%)の増加となりました。一方、職域を中心として展開している共済制度については、「交通災害共済」が19.1万件(5.6%)の減少、「団体生命共済」が10.2万件(1.8%)の減少となりました。



## 受入共済掛金の推移

2013年度の受入共済掛金は、前年度と比較し141億円(2.4%)増加し、6,005億円となりました。長期系共済の一時払掛金等の影響を補正すると149億円(2.6%)の増加となりました。



## 支払共済金の推移

2013年度においても台風・雪害等の自然災害が多発し、組合員の皆さまの生活に甚大な影響をもたらした1年でした。

そのような中で全労済は、被災した組合員の皆さまに共済金および見舞金をお支払いすることを通じて、「保障の生協」としてお役に立つことができました。

2013年度の共済金の支払いは、前年度より39億円(1.2%)減少し、3,309億円となりました。

2013年度発生した「2013年台風18号」「2013年台風26号」「2014年2月風雪害」「北日本域における平成26年冬期災害」による共済金の支払いは合計で128億円(支払備金含む)となりました。

また東日本大震災により、2013年度までにお支払いした共済金・地震等災害見舞金の総額は1,257億円となりました。



## 2 共済契約および支払共済金の状況

2013年度の全制度合計純増数は、契約高で76.2兆円(11.0%)の増加となりました。一方、件数は27.5万件(0.8%)の減少となりました。

2013年度の支払共済金は、前年度比39億円(1.2%)減少し、3,309億円となりました。制度別の共済契約および支払共済金の状況は次のとおりです。

### 火災共済・自然災害共済

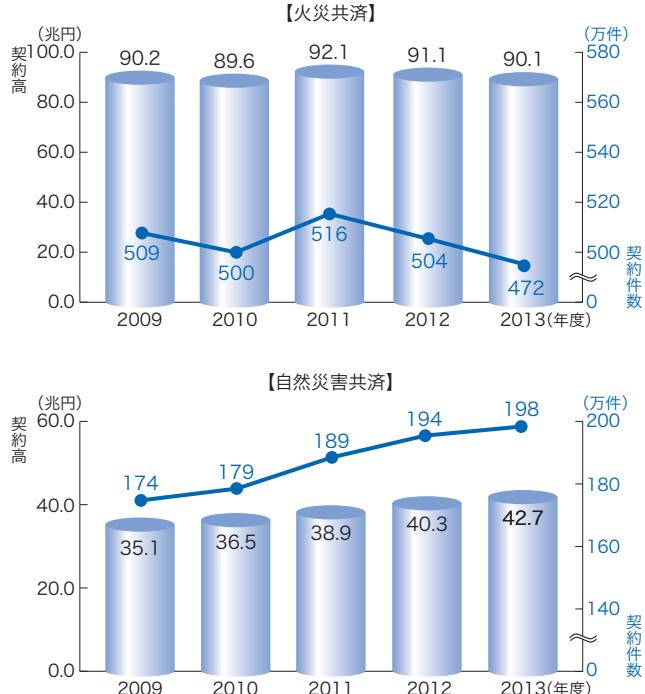
「火災共済」の2013年度末の保有契約件数は再共済契約の一部が元受化したことにより472.1万件(純減32.4万件)で、契約高は90兆円(純減1.0兆円)となりました。

共済金の支払いについては、前年度に比べ雪害等による支払いが多かったことから、5.9万件(純増0.8万件)の171億円(純増0.2億円)となりました。

また、「自然災害共済」の2013年度末の保有契約件数は198.4万件(純増4.0万件)で、契約高42.7兆円(純増2.5兆円)となりました。

共済金の支払いについては、2.7万件の95億円(純増19億円)となりました。

#### ■火災共済・自然災害共済の契約件数・契約高の推移



### マイカー共済・自賠責共済

「マイカー共済」の2013年度末の保有契約件数は再共済契約も含めて218.9万件(純増31.1万件)で、契約高526兆円(純増76.7兆円)となりました。

共済金の支払いについては、20.8万件(純減0.2万件)の579億円(純増22億円)となりました。

「自賠責共済」については、保有契約件数は、18.0万件(純減0.1万件)の契約高5.4兆円となりました。

#### ■マイカー共済・自賠責共済の契約件数・契約高の推移

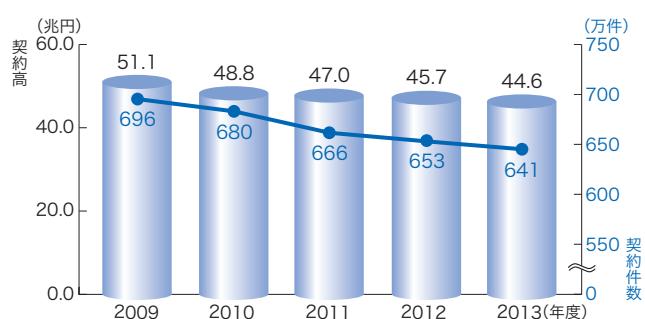


## こくみん共済

「こくみん共済」の2013年度末保有契約件数は、640.5万件(純減12.4万件)で、契約高44.6兆円(純減1.1兆円)となりました。

共済金の支払いについては、個人定期生命共済、こども定期生命共済、老年定期生命共済、傷害共済、個人賠償責任共済の5共済合計で42.9万件(純減0.9万件)の612億円(純減18億円)となりました。

■こくみん共済の契約件数・契約高の推移

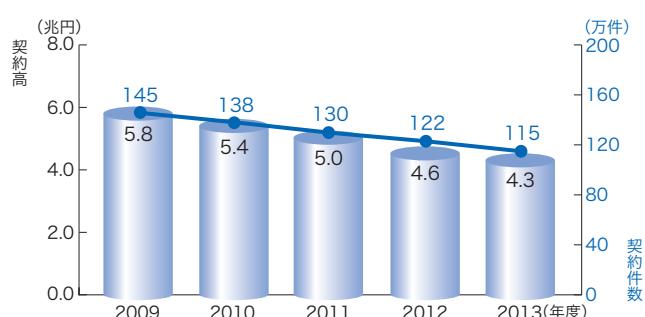


## 個人長期生命共済

「個人長期生命共済」の2013年度末保有契約件数は、114.6万件(純減6.9万件)で、契約高4.3兆円(純減0.3兆円)となりました。

共済金の支払いは、「こくみん共済」分も含めて17.6万件(純減1.1万件)の487億円(純減67億円)となりました。

■個人長期生命共済の契約件数・契約高の推移



## ねんきん共済・終身共済

「ねんきん共済」の2013年度末保有契約件数は、19.4万件(純増0.3万件)で、契約高0.9兆円(純増70億円)となりました。

共済金の支払いについては、35.5万件(純増1.4万件)の388億円(純増20億円)となりました。

また、「終身共済」の保有契約件数は、41.4万件(純増0.4万件)で、契約高は1.1兆円です。

共済金の支払いは「こくみん共済」分も含め10.4万件(純増0.6万件)の128億円(純増9億円)です。

■ねんきん共済・終身共済の契約件数・契約高の推移



## その他の共済

職域を中心とする共済制度の2013年度末の保有契約状況については、「団体生命共済」が契約件数568.9万件(純減10.2万件)、契約高37.8兆円(純増5.1兆円)です。一方、共済金の支払いについては、16.2万件(純減1.1万件)の431億円(純増67億円)となりました。

また、「交通災害共済」の契約件数は、318.5万件

(純減19.1万件)で、契約高9.3兆円(純減0.4兆円)。共済金の支払いが、2.9万件(純減0.1万件)の46億円(純減3億円)です。

「団体ねんきん・新団体年金共済」の契約件数は、61.7万件(純減0.8万件)で、契約高1.4兆円となりました。共済金の支払いについては、25.7万件(純増1.0万件)の338億円(純増11億円)です。

### 3 損益および財務の状況

#### (1) 資産および負債

総資産は、前年度より1,656億円増加し、3兆3,995億円に

総資産は前年度より1,656億円(5.1%)増加し、3兆3,995億円になりました。総資産のうち、有価証券等の運用資産は3兆1,093億円となりました(詳細は16ページ「運用資産の状況」をご覧ください)。

負債の合計は前年度より982億円(3.3%)増加し、3兆850億円となりました。このうち、資本性の高い負債と言われる異常危険準備金および価格変動準備金の合計は3,367億円となっています。また、これらを含めた共済契約準備金の合計は、将来生じうる共済金の支払いに備えた追加責任準備金の積み増しを行ったこと等により、前年度より852億円増加し、2兆9,477億円となりました。

純資産については、出資金が381億円増加し1,807億円になったほか、法定準備金や任意積立金、当期末処分剰余金によって構成される剰余金が236億円増加し、1,246億円になったこと等から合計で3,145億円となりました。

#### ■資産と負債の状況



#### (2) 損益の概況

事業をとりまく環境が急激に変化していく中で、組合員および協力団体から信頼・支持され続ける協同組合組織として今後も発展し続けるため、2008年度より財務基盤を強化する計画をスタートさせ、2013年度は計画の最終年度となります。

##### 経常剰余は879億円に

共済協同組合の大同団結に向けた活動の成果として受入共済掛金が141億円増加し、6,005億円となったことに加え、資産運用収益は520億円で33億円増加したことにより、経常収益は151億円増加し、6,904億円となりました。

一方、事業経費が事業統合の影響もあり57億円増加し1,210億円となったものの、共済契約準備金繰入額が387億円減少し605億円となったこと、支払共済金が39億円減少したことにより、経常費用は405億円減少し6,025億円となりました。

その結果、経常剰余は556億円増加し879億円となりました。

特別損失として、保有資産の価格変動リスクに備えるため価格変動準備金、固定資産の減損損失、地震等災害見舞金など84億円計上し税引前当期剰余金は795億円となり、前年度比385億円と大幅な増益となりました。

##### 組合員への割戻金について

組合員(契約者)への割戻金の総額は379億円となり、前年度の257億円に比べ、大きく増加しました。今後とも将来的リスクに備えた内部留保とのバランスを図りながら、安定的な還元を目指していきます。

#### ■損益の状況



## 4 資産運用

### (1) 運用環境

2013年度の経済情勢は、米国では雇用環境の改善に加え、個人消費が底堅く推移し、緩やかな景気回復を維持したことから、2013年12月に米国の連邦準備制度理事会(FRB)は量的金融緩和策(QE)の縮小を決定しました。また欧州では、欧州連合(EU)の財政再建への取り組みの進展や欧州中央銀行(ECB)の金融緩和策の強化により、ユーロ圏における債務問題への警戒感は後退し、景気回復の兆しが見られました。日本では、日本銀行の金融緩和策や政府の成長戦略に対する期待の高まりを受けて消費者心理が好転するなど、景気回復傾向で推移しました。年明け以降は、米国の量的金融緩和策(QE)の縮小に伴う新興国不安の高まりやウクライナ情勢の緊迫化などから景気への影響が懸念されたものの、国内景気は消費税率引き上げ前の駆込み需要による内需の拡大や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られるなど回復基調が継続しました。

国内金利(新発10年国債利回り)は、株価の上昇や米国の量的金融緩和策(QE)の縮小観測を受けて、年度始めには0.8%台で推移したものの、日本銀行の大規模な国債買入による金利押し下げ効果が市場に浸透するにつれて低下基調で推移し、年度末にかけては0.6%を下回る水準まで低下しました。

国内株式(日経平均株価)は、円安を受けた企業業績の回復期待から上昇基調で推移して2013年末には16,000円台を回復したものの、年明け以降は、新興国に対する景気先行き懸念が高まることなどから下落に転じました。

為替は、米国の景気回復期待や欧州における債務不安の後退などにより、2013年末には円／ドル105円台、円／ユーロ145円台まで円安が進みました。年明け以降は、米国の量的金融緩和策(QE)の縮小開始に伴う新興国通貨の下落や、海外における地政学リスクの高まりなどにより、円安進行は一服しました。

### (2) 資産運用概況

資産運用は運用方針にもとづき、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行いました。また、ALM(資産と負債の総合管理)の観点から公社債の長期化を進めました。

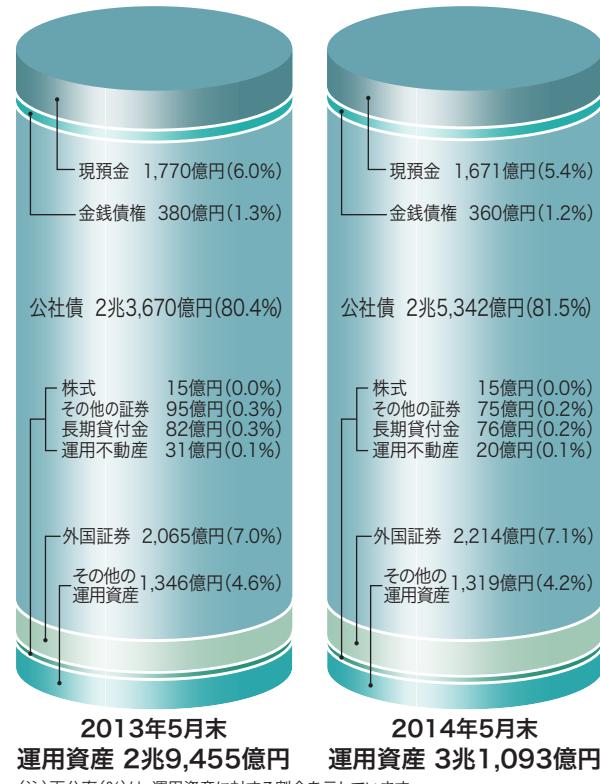
運用資産は1,638億円増加して3兆1,093億円となりました。その主な内訳は、運用の中核である国債などの公社債が81.5%、外国証券7.1%、現預金5.4%などです。なお、長期貸付金は契約者貸付金等で、一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

資産運用純益は、前年度比で32億円(6.8%)増加の507億円、運用利回りは1.68%となりました。

#### ■運用環境



#### ■運用資産の状況



#### ■資産運用成果の推移

摘要	2012年度	2013年度
資産運用純益	475億円	507億円
運用利回り	1.64%	1.68%

## 5 経営指標

### 組合員の信頼に応えられる充分な保障力を確保

#### ►修正自己資本6,500億円 修正自己資本比率19.1%

##### 支払保証資力として、充分な自己資本を保有しています。

支払保証資力は、右表のとおりで、自己資本が689億円増加したことに加え、価格変動準備金や異常危険準備金の増加により、修正自己資本は993億円増加し6,500億円、修正自己資本比率は19.1%となりました。

摘要	2012年度		2013年度		
	金額	比率	金額	比率	
修正自己資本	出資金	1,426	4.4	1,807	5.3
	剰余金	982	3.0	1,233	3.6
	資評価・換算差額等	35	0.1	92	0.3
	小計	2,443	7.6	3,133	9.2
	異常危険準備金	2,801	8.7	3,040	8.9
	価格変動準備金	262	0.8	327	1.0
合計		5,507	17.0	6,500	19.1
総資産額		32,339	—	33,995	—

#### ►基礎利益1,373億円

##### 共済事業として充分な経営水準を維持しています。

基礎利益は保有契約の増加による危険差損益、費差損益の増加および追加責任準備金の積立効果により、利差損が解消したことから、前年度と比較して167億円増加し1,373億円となりました。

摘要	2012年度		2013年度	
	金額	比率	金額	比率
基礎利益	1,206		1,373	
(うち費差損益)	( 28)		( 36)	
(うち利差損益)	(△37)		( 15)	
(うち危険差損益)	(1,215)		(1,322)	

(注)基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

#### ►支払余力比率1,574.4%

出資金の増資、追加責任準備金および異常危険準備金の積立等により支払余力総額が1,246億円増加したのに対し、リスクの合計額は資産運用リスクが増加したものとの、一般共済リスクの減少等を受け小幅な増加にとどまつたことから、支払余力比率は1,574.4%と前年度より185.1ポイント増加しました。

摘要	2012年度		2013年度	
	金額	比率	金額	比率
支払余力総額(A)	8,503		9,748	
リスクの合計額(B)	1,224		1,238	
支払余力比率 (A)/(B)×(1/2)×100	1,389.3		1,574.4	

※消費生活協同組合法施行規則ならびに同法施行規程にもとづいて算出しています。

■生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソリベンチャー・マージン比率と単純に比較できません。

#### ►実質純資産額1兆1,522億円 実質純資産比率33.9%

実質純資産額は1兆1,522億円となりました。追加責任準備金など(資本性を有する負債)の増加により、実質純資産額は1,625億円増加し、資産超過で良好な状態を維持しています。

摘要	2012年度		2013年度	
	金額	比率	金額	比率
実質純資産額	9,897		11,522	
実質純資産比率	30.6		33.9	

(注)実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

## 用語解説

### 基礎利益とは

「基礎利益」とは掛金収入や共済金・事業費支払等の共済関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、基礎的な期間収益の状況を表す指標です。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常剰余から有価証券の売却益などの「キャピタル損益」や「臨時損益」を控除して求めたものです。基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており、基礎利益が十分確保されていることは、共済本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

### 支払余力比率とは

支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(巨大災害等のリスク)に備えて、どのくらいの支払余力があるかを判断するための経営指標の一つです。保険会社は金融庁、JA共済は農林水産省が定めた基準にもとづき計算し公表しており、共済生協に対しては、2010年1月に消費生活協同組合法施行規則および同法施行規程が改正され、共済生協の「支払余力比率の算出基準」が定められたことにより、同基準にもとづき計算しています。基本的な考え方方は、全労済が抱える共済金等の支払いや資産運用に係わるリスクなど、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、各種積立金などの内部留保や有価証券含み益などの合計(自己資本相当額)で、これらのリスク(リスクの合計額)をどの程度カバーできるかを数値化した支払余力を示すというものです。具体的な算出は、リスクの合計額に対する備えが何%あるかという考え方にもとづき、自己資本相当額をリスク合計額で割り算して求めます。

■ 支払余力比率=支払余力総額÷(リスクの合計額×1/2)×100

# II 経営の健全性

## 1 健全性向上のための取り組み

経済・金融環境の激変や金融自由化の進展にともない、生協の経営を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

全労済では、組合員に対して確実に共済金等の支払いをしていくための備えをさらに強化していく必要があると考えており、健全性向上のためにさまざま

な取り組みを行っています。

経営の健全性を正しくご理解いただくためには、「貸借対照表」や「損益計算書」などから総合的に判断いただくことが必要です。特に「責任準備金」や「資産運用状況」、「純資産の部」などは経営状況を示す指標となります。

### (1) 責任準備金——将来の共済金等の支払いへの対応について

#### ①責任準備金の積み立て

責任準備金とは、将来の共済金などの支払いを確実に行うために、掛金や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです、生協法においても積み立てが義務付けられています。

#### ②責任準備金の仕組み

長期系共済は10年、20年あるいは終身といった長期にわたって保障を提供する制度です。

契約者が払い込む掛金は、共済期間中の掛金収入と支払共済金などが全体として等しくなるよう設定されています。多くの場合、死亡共済金の支払いは、被契約者の年齢が年々上がるため、共済期間の後半に移るにしたがって多くなりますので、最初のうちは支払共済金が掛金収入を下回り、後半は逆に、支払共済金が掛金収入を上回ることになります。

そこで将来の共済金などの支払いに備えるために責任準備金を積み立てておき、共済期間の後半では

それを取り崩すことで共済金を支払うことができるようになります。また、満期共済金のある共済種類では、満期共済金の支払いのためにも責任準備金を積み立てています。

なお国内外において保険負債の時価評価導入への動きが進展しつつある状況を踏まえ、全労済においても貯蓄要素の高い個人年金共済契約について財務基盤を強化するとともに、逆ざやの早期改善を図り、将来収支の改善を目的として2008年度より追加責任準備金の計上を開始しています。また、今後顕在化する恐れのある生存リスクに備えた追加責任準備金の計上を行っていく予定です。

#### ③積立方式

全労済は長期系共済の責任準備金(共済掛金積立金)を「純共済掛金式」で積み立てており、「チルメル式」を採用する場合より充分な支払い能力を保持しています。

#### 積立方式について

##### (1)「純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)」とは

全労済は、将来、共済金などを確実に支払うために責任準備金を積み立てています。全労済の事業費は、他の長期共済を実施している共済生協と同様に現実には新規契約獲得の諸費用、契約証書の作成費用、契約管理費用などの経費の支払いのため契約初年度は多額になるのが一般的です。「純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)」は、事業費を掛金払込期間にわたって毎回一定額(平準)と想定し、責任準備金を計算する方法です。

##### (2)「チルメル式(チルメル式責任準備金)」とは

新規契約獲得時の事業費分を考慮して、契約初年度に積み立てる責任準備金の額を抑制し、その抑制分を掛金払込期間の一定期間にわたり償却していくものとして責任準備金を計算する方法です。

## (2) 資産運用——安全性を最優先した資産運用を行っています

### ①資産運用方針

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

「せいめい共済」、「総合医療共済」、「ねんきん共済」などの長期共済の資金を運用するにあたっては、予定利率の確保を目的に、公社債を中心とした利息収入を安定的に得る運用を行っています。

全労済では、公社債による運用に加え、総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上をめざしています。

### ②運用体制

全労済役員会の専門委員会として「資産運用委員会」を設置し、資産運用計画などについて審議した結果を全労済役員会へ提起・報告し、その結果を全労済理事会へ報告し最終的な承認を得ています。

資産運用業務は、機関において承認された計画にもとづき、規定に定める稟議決裁手続きを経て、資金証券部が遂行しています。

### ③業務執行体制

資金証券部においては、資産運用方針・計画等の立案、資産運用の執行、資産運用リスク管理、資産管理を担う体制と機能を明確化し業務を執行しています。

## (3) 自己資本——自己資本を増強し、支払保証資力の増強に努めています

### ①自己資本の充実

通常の予想を超えるリスクに備え、経営の健全性を堅持するためには、自己資本を充実することが必要となっています。

全労済の自己資本は、「出資金(資本金)」、そして、生協法の規定により積み立てが義務付けられている「法定準備金」と、さらに「任意積立金」「評価・換算差額等」を合計した金額になります。

このうち、会員出資金は、1999年10月から会員生協において新規加入者の出資金額を1,000円以上でお

願いする取り組みに加え、組合員(契約者)の皆さまのご理解・ご協力をいただき、割戻金からの振替増資をお願いし、会員出資金の増強に努めています。

2013年度は出資金が381億円(26.7%)増加し1,807億円となりました。自己資本については当期末処分剰余金の増加や評価・換算差額等の増加により、689億円(28.2%)増加し3,133億円となりました。

これに、異常危険準備金および価格変動準備金を加えた修正自己資本は6,500億円、修正自己資本比率(総資産に占める割合)は19.1%となっています。

### ■自己資本の推移



## 2 総合的リスク管理 —組合員の信頼と負託に応えるために—

保障事業を取り巻くリスクは多様化・複雑化・高度化しており、公共性・社会性の強い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切・確実に管理することができますます重要になってきています。

全労済は、総合的リスク管理における領域を3つに

区分（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）したうえで、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携をはかりながら管理を行っています。

### (1) 危機管理領域における取り組み:大規模災害等の非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火等の自然災害および大火等の非常災害に対する、事前対策、災害発生時対策および通常業務体制で処理できない異常時対策などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い、大規模地震・自然災害に関する基本計画、新型インフルエンザ対策に関する基本計画について、全労済の重要な業務を中断させない為のリソース、各業務目標復旧時間の設定等をとりまとめています。

また、首都直下地震発災を想定し、全労済会館等の機能や業務が一時停止した場合の行動や業務手

順について、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しました。

#### ①被災組合員への対応

大規模な自然災害や広域災害について、全労済では事前の対策や災害発生時における全国域での活動や被災県事務所での被災者対応に関する初動体制、平常時の業務体制で対応できない場合の取り扱い等について「大規模災害時被災者対応規程・内規」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の災害時に被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

### (2) 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的とし、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

そのため、リスク管理統括部署として独立した「経営リスク統括室」を設置、2006年6月に経営リスク管理基本方針・個別リスク管理方針を、2008年9月に個別リスク管理規程を設定するなど、組織全体でリスク管理態勢整備に取り組んでいます。

#### ●財務リスクの管理

##### ・ALM(資産と負債の総合管理)

全労済は、取り扱う共済商品の特性（共済期間、保障性、貯蓄性、オプション性など）と資産運用の関係など、資産・負債・純資産の相互の関係性を認識し、将来収支予測やキャッシュフローの分析などの手法を用いて総合的な観点からリスクを管理するALMの考え方を導入し、財務リスクの管理に取り組んでいます。

##### ・ストレステストの実施

全労済は、経営リスク管理の一環としてストレステストを実施しています。ストレステストでは、大規模な災害や金融市场の大きな混乱による損失の拡大といったシナリオをもとに損失額を推計し、財務の健全性に

与える影響を把握・分析しています。また、ストレステストの結果にもとづき、予防的または発生時の対応策について検討をすすめています。

#### ①共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学等の専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震等の自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険等による対応を行っています。

#### ②資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスク等が顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。

市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まっており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

### ③資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、資金繰りの状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

## ●オペレーションリスクの管理

### ①事務リスク管理

日常の業務において役職員等が正確な事務・業務を怠る(事務過誤)、あるいは事故・不正等を起こすこと(不祥事)により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアル等の整備を行い、その定めに準拠した業務の

実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

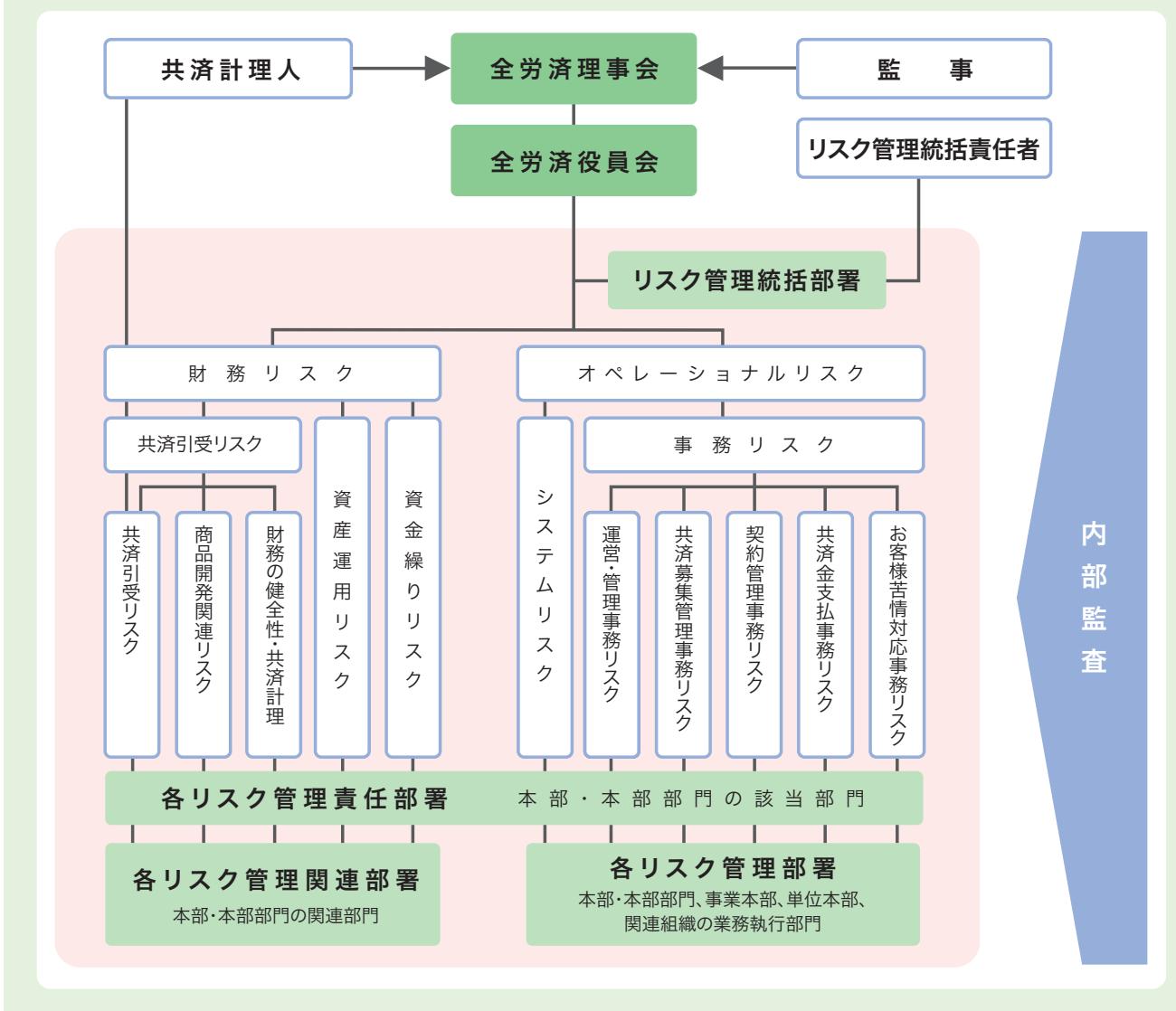
### ②システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。

全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢構築をすすめています。

また、システム不備・不正使用といった課題に対し、各種セキュリティ対策を施すとともに、マニュアル等による適切な業務の徹底をすすめ、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

## ■経営リスク管理体制



# III 法令の遵守

## 1 コンプライアンスへの取り組み

全労済は、組合員の皆さんに共済事業を提供しています。共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に発展運営し、社会的責任を果たしていくことは重要な課題です。

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則等を遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応えていく事業体として組織風土の醸成をはかっています。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に

措置するなど自浄作用を發揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「全労済ヘルpline制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を開いていくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を定め、2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

組合員の皆さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

### 全労済コンプライアンス基本方針

全労済は、コンプライアンスを関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず、協同組合に従事するものの使命であり、社会的な要請や組合員・お客さまの期待に応えていくための組織や事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めています。

#### 1. 社会的要請・組合員・お客さまの期待に応える事業活動

- 全労済は関係するあらゆる法令・諸規則等をその目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動を行っていきます。
- 全労済は社会倫理にもとづく公正な事業活動や業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。

#### 2. 社会に有用な商品・サービスの提供

- 全労済は協同組合として、組合員・お客さまの豊かで安心できる暮らしの実現をめざし、生活の保障に係わる有用な商品（共済商品）・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、組合員・お客さまに提供していきます。
- 全労済は共済商品・サービス等の提供を通じて、組合員・お客さまの暮らしに係わる事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援を行っていきます。

#### 3. 経営の健全性と内部統制機能

- 全労済は共済生協として、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、組合員・お客さまの万一の事故や災害等にそなえて充分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
- 全労済は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査、モニタリング等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めています。
- 全労済は組合員・お客さまからお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めています。

#### 4. 業務の適正化と不断の改善

- 全労済は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めています。
- 全労済は苦情受付専用窓口等により、組合員・お客さまの声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じています。

#### 5. 情報の開示とコミュニケーション

- 全労済は組合員・お客さま、取引先、従業者等に対して情報を公正に開示するとともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めています。
- 全労済は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、また内部通報制度（全労済ヘルpline）等により、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めています。

#### 6. 人権の尊重と自由な組織

- 全労済はすべての関係者の人権・人格を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、障害の有無など多様性を認め、これらにもとづく差別を行いません。
- 全労済は職責、職務の差異に係わらず、従業者一人ひとりの創造力と自主性を尊重し、それらが事業活動に活かされる組織的な仕組みを整備し、自由で活力ある組織風土を形成することに努めています。
- 全労済は従業者の健康を守るとともに、安全でゆとりのある職場環境を確保し、実現して行くことに努めています。

#### 7. 社会貢献と環境保全活動

- 全労済は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献しています。
- 全労済は地球環境をより良い状態に維持していくことが自らの責務であることを自覚し、「全労済環境方針」のもとに環境保全活動に取り組んでいます。

## 全労済役職員行動基準

私たちは、協同組合の活動に従事するものとして、協同組合の理念とともに社会の要請や組合員・お客さまからの期待に適切に応えていくことを使命とし、これらを組織や一人ひとりの個人の積極的かつ創造的な行為と考えています。そのため、私たち一人ひとりが、主体的に全労済のあたらしい組織と事業の姿をつくりあげていきます。

### (1) たすけあいの全労済として、運動と事業の発展のために努力します。

私たちは、組合員・お客さまとともに「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」をめざし、協同組合としての運動と新しい時代の事業の発展のために、力を尽くしていきます。

### (2) 法令・社会規範等を遵守するとともに、高い倫理性をもって行動します。

私たちは、法令、社会規範、諸規則等をその目的・趣旨に沿って正しく理解し事業や業務の遂行に当たるとともに、高い倫理性にもとづき誠実・正直に責任ある行動をとります。

### (3) 組合員・お客さまのくらしの問題解決に向けて、創造性を發揮します。

私たちは、事業活動を通じて良質な共済制度・商品の開発から各種サービスの提供に至るまで、どのように組合員・お客さまのくらしの問題解決やその支援が果たせるのかを念頭に、創造性を発揮し行動していきます。のために、組合員・お客さまから頂いた苦情や意見に真摯に耳を傾けていきます。

### (4) 組合員・お客さまのニーズに応え、業務の改善に取り組みます。

私たちは、事業の目的にそって適正に業務を遂行していくため、組織内で定められた諸規程、規則、マニュアル類に沿って行動するとともに、組合員・お客さまのニーズに適切に対応できるように、常に業務の再点検や必要な改善に取り組んでいきます。

### (5) 情報の安全管理に努め、組合員・お客さまの情報を守ります。

私たちは、業務上知りえた情報、特に組合員・お客さまの個人情報・データについては細心の注意をもって取り扱うとともに、事故を発生させないよう充分な安全管理に努めています。

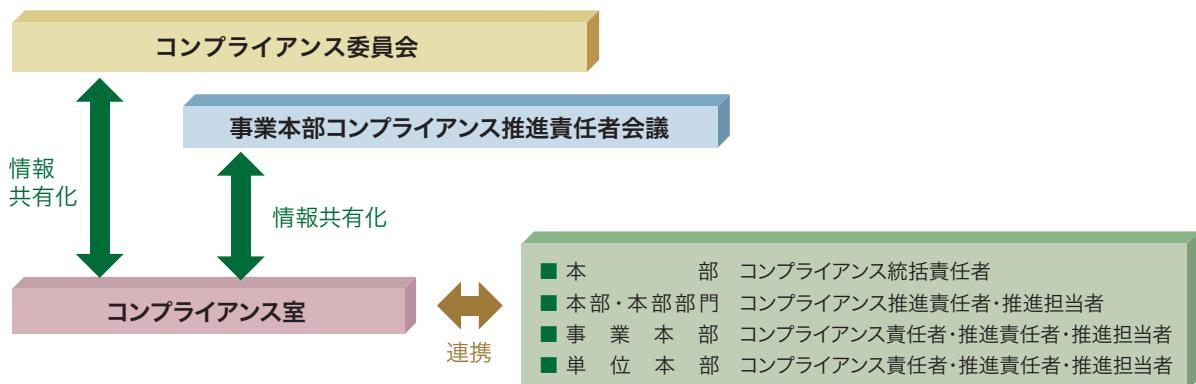
### (6) リスク情報の共有化を図り、再発防止等に努めます。

私たちは、法令違反・不正・反倫理的行為等の防止に努めるとともに、違反行為等が発生した場合には原因の究明を徹底して行い、これらの情報の共有化と認識の徹底を図り、再発防止や未然防止に向けた対策や改善に取り組んでいきます。

### (7) 認め合い、お互いを尊重する職場をつくります。

私たちは、個人の多様な価値観を認め合い、一人ひとりのプライバシーを守るなかで、誹謗や中傷、差別的な言動、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人格を無視する行為のない、お互いを尊重する職場づくりに努めています。

## ■全労済コンプライアンス推進体制



## 2 個人情報の保護

全労済は、2005年4月の個人情報保護法の施行にともない「個人情報保護方針」、および「全労済個人情報保護規程」を定め、お客さまからお預りしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインに

もとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置等の強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。

今後もお客さまに安心して全労済の各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいきます。

## (1) お客様の個人情報の取り扱い

個人情報保護方針は、ホームページ上で公表するとともに各都道府県本部・共済ショップ窓口等においては、お客様の目に触れやすい場所に掲示して、

お客様の個人情報の取り扱いの周知に努めています。

## (2) 個人情報保護の責任体制

お客様の個人情報の保護・管理に向けた責任体制は、「全労済個人情報保護規程」にもとづき次のように整えています。

①全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など個人情報保護全般にわたり責任を

負うものとします。

- ②本部・事業本部・単位本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。
- ③個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

## (3) 個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館（事務所）・施設等

への物理的な対策、役職員の教育等人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的にすすめています。

### 個人情報保護方針－お客様に関する個人情報の取り扱いについて－

全労済は、各種の事業活動を通じて、お客様から信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供するとともに、これらをご案内し、利用していただいている。

お預かりしたお客様に関する情報は、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

いただいています。

#### 4. 情報の管理

全労済では、「個人情報保護規程」にもとづき、個人情報保護管理者等の設置や情報セキュリティ対策をはじめ適切な安全管理措置を講じ、お客様の個人情報の漏えい、紛失、き損または個人情報への不正アクセスなどの防止に努めています。また、お客様の個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内において正確、最新なものにするよう努めています。なお、関連事業会社・共済代理店等に業務委託を行う場合にも、責任をもってお客様の個人情報の適切な管理を求める、目的外の利用を行わせないものとします。

#### 5. 情報の提供

全労済では、お客様の個人情報を業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除いて、お客様の個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1)お客様が同意されている場合
- (2)法令により必要と判断される場合
- (3)お客様または公共の利益のために必要と考えられる場合
- (4)業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いていくときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
  - ①共同利用する旨
  - ②共同で利用される個人データの項目
  - ③共同して利用する者の範囲
  - ④利用する者の利用目的

#### 1. 情報収集・利用目的

全労済は、お客様により良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいている。これらお客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ、ご本人の同意をいただきます。

#### 2. 収集する情報の種類

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録されたお客様のメールアドレス他の情報を収集させていただいている。

#### 3. 情報の収集方法

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客様の情報を収集させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用されるお客様については、お客様の所属する協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わるお客様の情報を収集させて

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

## 6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

(1)全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険(以下、「自賠責共済・保険」といいます。)制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいている。

(2)全労済は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済(以下、「自動車共済」といいます。)制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および(社)日本損害保険

協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

(3)全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

## 7. 開示・訂正・利用停止

全労済は、お客さまからご自身の個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。なお、お客さまの個人情報の、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合には、特別な理由のない限り取り扱いを停止させていただきます。

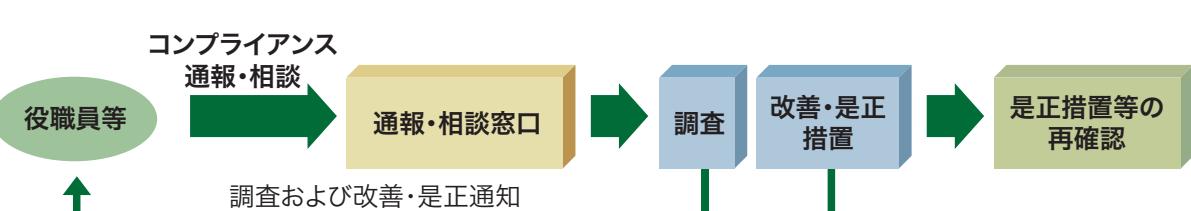
## 3 全労済ヘルpline制度

全労済ヘルpline制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライ

アンス経営の健全性向上をはかり、社会的信頼に応えていくことを目的とし、次の課題の達成をめざしています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正をはかる。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備をはかる。

### ■制度の基本的な流れ



# V 情報開示と組合員向けサービス

## 1 情報開示

### (1) 情報開示について

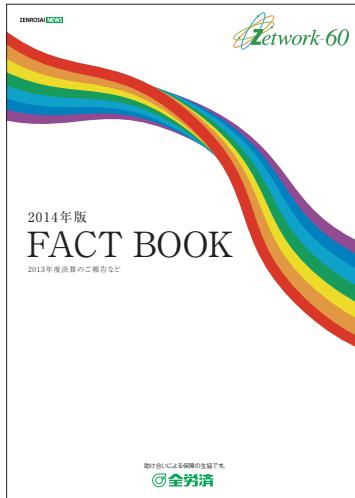
全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。2008年4月の新生協法施行にともない、「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項の掲載に変更しています。

これらの資料以外にも、各事業本部、単位本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



#### ホームページ

(URL) <http://www.zenrosai.coop>



**全労済ファクトブック**  
年1回  
報道機関やオビニオンリーダー  
向けに発行

**全労済ガイド**  
年1回  
組合員・一般生活者向けに発行

**全労済NEWS FILE**  
年6回  
ファイナンシャルプランナー等の  
オビニオンリーダー向けに発行



**News&Communication**  
随時(2013年度は20回)  
報道機関向けに発行

**機関誌「zenrosai」**  
年2回  
協力団体向けに発行

**ZENROSAI**  
(英文／年次報告書)年1回  
海外向けに発行



**社会貢献活動レポート**  
年1回  
組合員向けに発行

**「組合員・お客さまの声」報告書**  
年1回  
組合員向けに発行

## (2) 組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」について

地域加入の組合員を中心に、2003年1月より身近な情報紙として、組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を発行しています。あわせてホームページ上の組合員特典ページの展開を行い、組合員とのコミュニケーションの強化に向けた取り組みをすすめています。また、寄せられた貴重なご意見等については、内容の分析をすすめながら、事業活動に活かす取り組みを行っています。

さらに、組合員の声に対しての見解や経営情報の掲載を行っています。



また、各都道府県本部の独自情報を同時に発信し、より身近な情報紙の実現をめざしています。

2009年新年号より「WEB版セイフティ・ファミリー(組合員情報紙)」を作成し、組合員の閲覧が可能となりました。「WEB版セイフティ・ファミリー(組合員情報紙)」の提供により紙資源の消費を減らすエコ活動に取り組むとともに、組合員との永続的なリレーションシップの構築をインターネット環境でも実現していきます。

さらに、2013年夏号より世代別に2種類を発行しています。



**Safety Family** 組合員向けに発行 世代別に2種類

### (3) 全労済ホームページについて

全労済ホームページでは、共済商品のご案内や全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載や、各種共済商品の掛金見積もりや申込書のダウンロード、加入相談、資料請求の受付を行っています。また、組合員専用サービスとして、24時間いつでもインターネットで保障内容等の確認や住所変更などの各種お手続きができる「全労済マイページサービス」があります。

全国各地の全労済都道府県本部や職域本部で開設しているホームページでは、組合員を対象としたコミュニケーション情報の発信や加入・相談窓口のご案内を行っています。

スマートフォン利用者向けには、スマートフォン専用サイトもあります。

### 全労済ホームページ

パソコンサイト <http://www.zenrosai.coop>



#### ●各都道府県本部ホームページ

#### ●掛金見積もり・申込書ダウンロード

#### ●共済商品の案内(こくみん共済)

#### ●資料請求

#### ●共済金請求受付

#### ●マイページ

#### 【スマートフォン専用サイト】

アドレス  
<http://www.zenrosai.coop/smt>



## 2 組合員向けサービスの拡充

### (1) 健康・介護等電話相談(ほっとあんしんコール)

「個人ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」「いきいき応援」(「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む)にご加入いただいている方を対象に、日常の生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽にご相談いただける電話相談サービスを実施しています。

#### ●電話相談サービス内容

##### ①健康相談(24時間・365日)

体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

##### ②育児相談(24時間・365日)

子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

##### ③介護相談(24時間・365日)

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、ケアマネージャーがお答えします。

##### ④年金相談(週3回・当日予約制)

年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。

##### ⑤税務相談(週1回・当日予約制)

確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。

お問い合わせに、税理士がお答えします。

#### ⑥法律相談(週1回・当日予約制)

一般的な法律相談について、弁護士が直接お答えします。

#### ●電話による情報提供サービス

##### ①全国の医療機関情報(24時間・365日)

専門病院、リハビリ病院、人間ドックなど、各医療機関に関する情報を提供します(直接紹介や医療診断はできません)。

##### ②福祉施設情報(24時間・365日)

特別養護老人ホームなどの全国の福祉施設の情報を提供します(直接紹介はできません)。

##### ③在宅介護情報(平日9:00~17:00)

各種の介護サービス提供事業者に関する情報を提供します。

・全労済グループの介護事業所

・全労済と連携している各都道府県の指定事業者および福祉系事業団体

※なお、地域により各市区町村の介護保険相談窓口をご案内します。

### (2)マイカー共済の損害調査サービス体制とマイカー共済事故受付センター

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。まず、全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるよう全国78カ所の損調サービスセンターに約830名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約100名が交代で、24時間365日※の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00~21:00のみの対応。

#### ①事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

#### ②示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが、示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限ります)。

※自賠責共済のみの加入の方は、示談交渉サービスのお引き受けができません。

#### ③自動車事故等の相談サービス

「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にお応えします。

ハナシヲイロイロ

**0120-8740-16**

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

9:00~21:00 365日受付

#### ④24時間コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

ハヤクミナロードサービス

**0120-889-376**

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

※自賠責共済のみの加入の場合は、加入時にお渡しする「自賠責共済のしおり」に記載している最寄りの「損調サービスセンター」にご連絡ください。

## ⑤マイカー共済ロードサービス

四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償を付帯されている場合にご利用いただけます。ご利用は右記フリーダイヤルにご連絡いただき、全労済が出動を認めた場合に限ります。

- ・自走不能な場合のレッカーけん引
- ・路上クイックサービス
- ・燃料切れ時のガソリンお届けサービス  
(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)

※サービスのご利用には一部制限があります。

ハヤクミナロードサービス  
**0120-889-376**  
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

## (3) ライフサポートサービス

死亡・重度障がい時、受給者は社会保険をはじめとしたさまざまな手続きを行わなければならず、「いつ、どこで、どんな手続きをすればいいのか」という不安を抱えます。

全労済では、そうした負担を少しでも軽減できるよう

## ⑥交通事故証明書取得サービス

共済金の請求にともなう「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行します。

必要な諸手続きを中心とした情報提供を行い、同時に契約の承継や遺された家族の将来にわたる生活保障設計等の相談を行うライフサポートサービスを実施しています。

## (4) SFサービス

全労済は、保障を通じてだけではなく、組合員の皆さま一人一人の毎日の暮らしをバックアップするサービスを展開しています。全国約2,000店(2014年7月1日現在)と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮らしを取り

巻くさまざまなジャンルの幅広いサービスについて、組合員だけの特別割引や特典などがご利用いただけます。パソコンや携帯電話からインターネットでクーポンを取得できます。

## (5) 保養所

保養所を開設し、組合員の保養と健康増進のお手伝いをしています。

### 勤労者保養センター 越中庄川荘

〒932-0302 富山県砺波市庄川町庄4898-4

TEL. 0763-82-5111

N 情報開示と組合員  
向けサービス

生活保障の考え方  
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との  
連携・提携

組織と概要  
全労済の

# V 生活保障の考え方と共済制度

## 1 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれから的生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社任せではなく、組合員一人一人がどのように生きていくかを考え、組合員自らがその設計を行

っていかなければならぬと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。

### (1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計（保障計画+資金計画）に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かなくらし」を

実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。



### (2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体（労働組合や共済会）においては、「保障設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されています。

全労済では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々（福利厚生担当者・労組執行部）を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座

を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月の全国展開スタートから約10年を経過し、プランナー修了者は全国17,993名となっています（2014年5月末現在）。

「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスで、具体的には、公的なFP（ファイナンシャル・プランナー）資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行い、関連する相談事例について「事例集」にもとづき補足し、実際の活動に活かしていただくという内容です。講座は、8時間（標準講座）で履修でき、「生活保障設計」の考え方を理解し、それぞれのリスクに対する「必要保障額」を算出できるようにすることで、組合員の保障に関する相談に適切にアドバイスを行います。また、2013年度から2時間ほどで履修できる「生活保障プランナー基本講座」を新設し、「生活保障プランナー」の裾野をさらに広げていきます。



### (3) 生涯にわたる安心の提供へ…生涯生活保障設計運動

21世紀の事業活動として、「生涯にわたる安心の実現と豊かなくらしの創造」と「組合員の永続的な事業活用の実現」をめざした活動を推進しています。

今後、全労済ならではのサービス提供、高齢期の生きがいや社会参加、ならびに介護関連を含めた生活全般の支援活動等を具体化していきます。

#### 生涯生活保障設計運動

生涯にわたる信頼関係の実現と永続的な事業活用

#### 生活保障設計運動

生活設計（保障計画・資金計画）の提案

#### 保障設計運動

保障の最適化と家計支出の軽減

## 2 保障の考え方

全労済では、自分を取り巻くリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障

の充実と家計支出の軽減をはかることをすすめています。

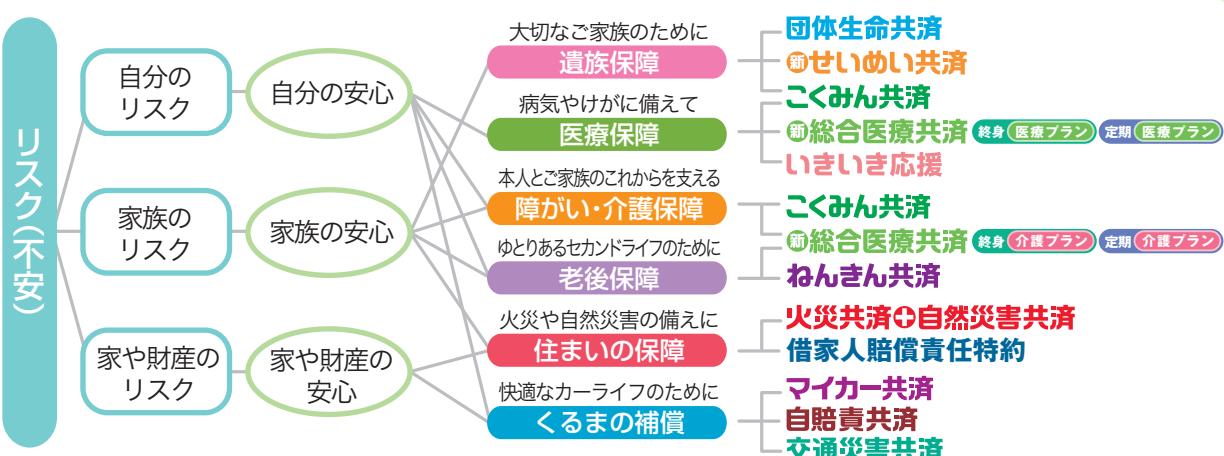
### (1) さまざまなリスク(不安)から、自分のリスクをみつめる

私たちの身の回りには数多くのリスクが存在します。まず、どのようなリスクがあるのか確認し、それを予防・軽減・回避する対策を講じておくことが、必要な保障を考えるうえで大切です。これが「生活保障設計」の第一歩です。

さまざまなリスクから毎日の生活を守り、一人一人に合

った保障設計をしていただくために、全労済は①遺族保障、②医療保障、③障がい・介護保障、④老後保障、⑤住まいの保障、⑥くるまの補償の6つの分野に分け、それについて必要な保障額の目安や考え方を提案しています。

#### ■リスク(不安)とその対策1(全労済の共済での保障)



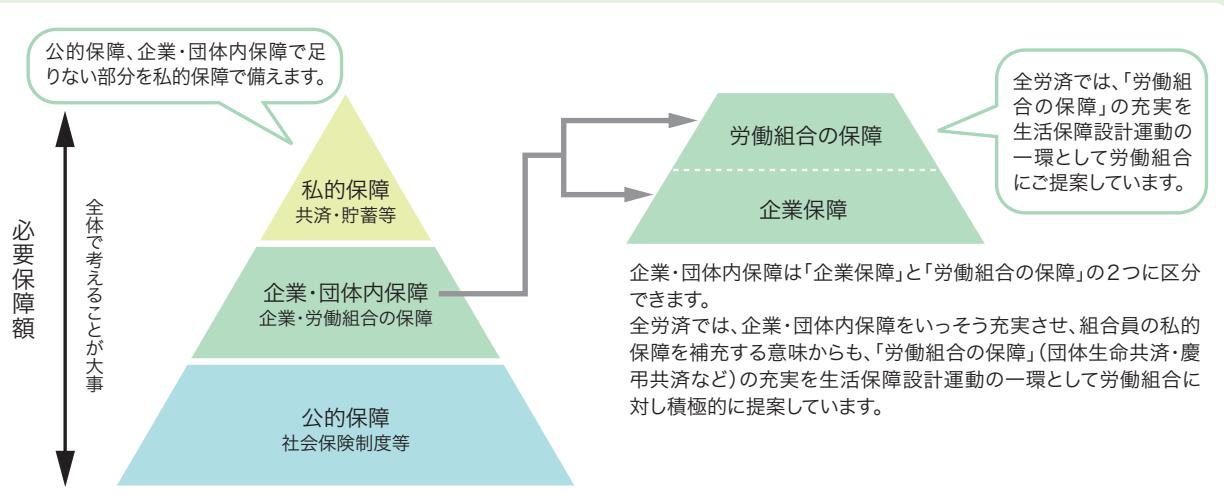
### (2) 公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障」だけで賄おうとすると、少しまりがあります。「公的保障」、「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしくみや保障内容を知り、それでも足り

ない部分を「必要保障額」として、「私的保障(共済や貯蓄など)」で備えることです。

全労済が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さんとともに考えることをめざしています。

#### ■リスクとその対策2



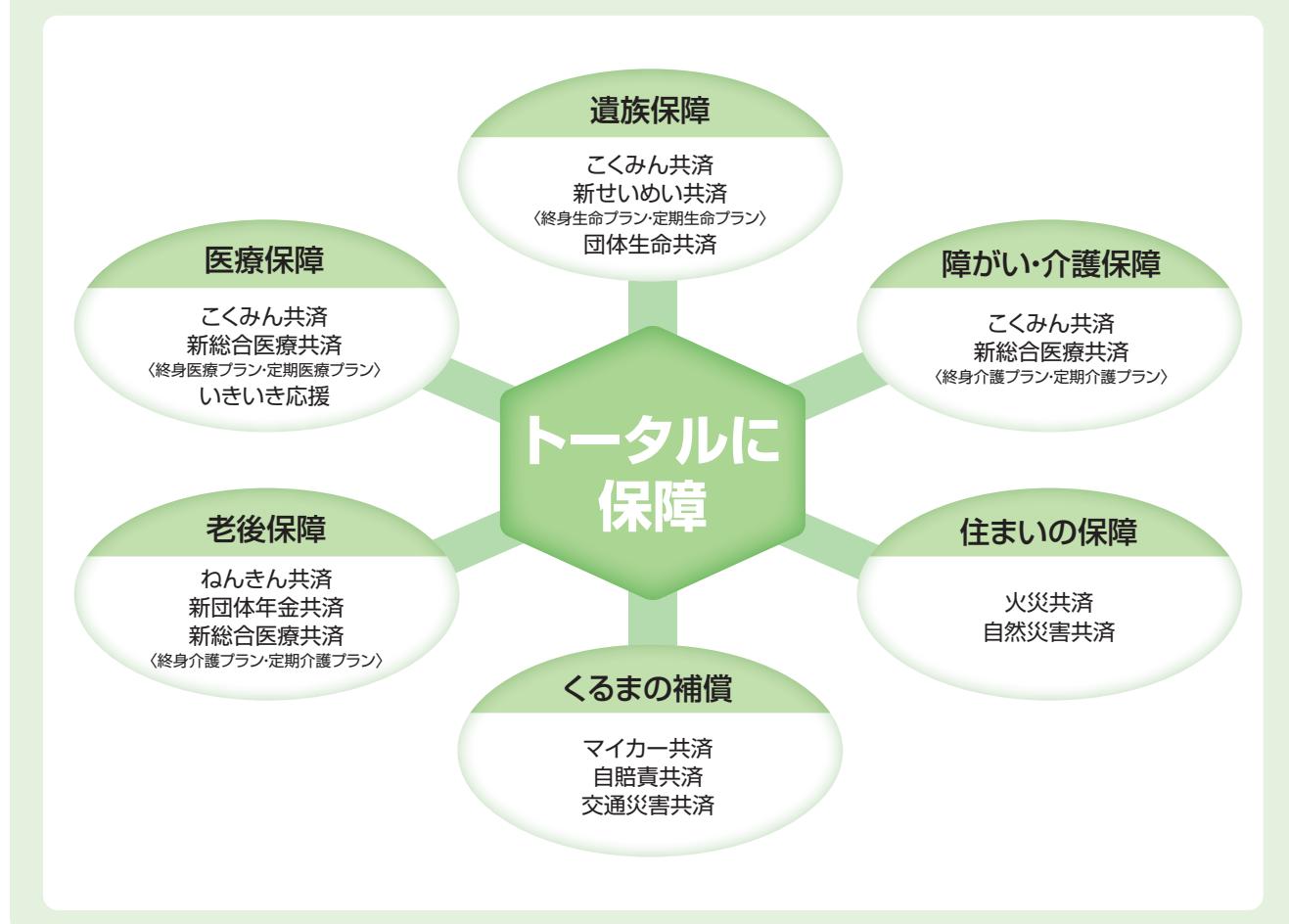
企業・団体内保障は「企業保障」と「労働組合の保障」の2つに区分できます。  
全労游では、企業・団体内保障をいっそう充実させ、組合員の私的保障を補充する意味からも、「労働組合の保障」(団体生命共済・慶弔共済など)の充実を生活保障設計運動の一環として労働組合に対し積極的に提案しています。

### 3 保障分野と対応する各種共済

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命・損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。具体的には、遺族保障、障がい・介護保障、医療保

障、老後保障から、火災等による住宅・家財の保障、さらに自動車事故による賠償責任の補償まで、組合員の皆さまの生活保障設計を生涯にわたり総合的にお手伝いするため、各種共済をご用意しています。

#### ■全労済の6つの保障領域



## 4 共済商品の概要と特長

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
<b>こくみん共済</b> <p>個人定期生命共済事業規約 こども定期生命共済事業規約 熟年定期生命共済事業規約 傷害共済事業規約 個人賠償責任共済事業規約 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約</p> 	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 ●キッズ満期金付プランは、4年～18年 ●終身または10年～25年のタイプもある <b>〈契約の種類と保障内容〉</b> ●保障目的と世代に応じて選べる基本タイプと基本タイプに追加して保障の充実ができるプラスタイプ、お子さま向け満期金付プラン、終身医療5000および長生きあんしんプランから構成される</p> <p><b>■基本タイプ(共済期間:1年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合タイプ 掛金は月々1,800円 死亡、後遺障がい、入院、通院、介護支援を幅広く保障</li> <li>○総合2倍タイプ 掛金は月々3,600円 共済金額が総合タイプの約2倍の保障</li> <li>○大型タイプ 掛金は月々5,400円 最高3,000万円(交通事故のとき)の死亡保障。入院、通院、介護支援の保障も充実</li> <li>○生きる安心タイプ 掛金は月々2,500円 死亡、後遺障がい、入院に加え、重度障がい支援(重度障がいと認定された後の支援)、疾病障がい(病気による障がいで特定の状態となった場合の保障)など生きていくための保障が充実</li> <li>○生きる安心W(ダブル)タイプ 掛金は月々5,000円 生きる安心タイプの2倍の保障</li> <li>○医療安心タイプ 掛金は月々2,300円 日帰り入院から保障。手術に加え、先進医療による療養に対する保障など医療保障が充実</li> <li>○医療タイプ 掛金は月々1,600円 日帰り入院から保障。入院共済金や女性疾患手術共済金など、医療保障が充実</li> <li>○キッズタイプ 掛金は月々900円</li> <li>○キッズワイドタイプ 掛金は月々1,600円 入院や通院、特定損傷(骨折・腱の断裂・関節の脱臼)、さらに損害賠償責任など、子どもの日常生活に身近な保障が充実</li> <li>○傷害安心W(ダブル)タイプ 掛金は月々2,000円</li> <li>○傷害安心タイプ 掛金は月々1,200円 けがと賠償の保障。健康状態にかかわらず、満0歳から加入可能</li> <li>○シニア傷害安心タイプ 掛金は月々2,000円</li> <li>○シニア傷害安心H(ハーフ)タイプ 掛金は月々1,200円 けがと賠償の保障。健康状態にかかわらず、満60歳から加入可能</li> <li>○シニア総合タイプ 掛金は月々2,000円 死亡・後遺障がい・入院を保障する満60歳からの総合保障</li> <li>○シニア医療タイプ 掛金は月々2,000円 病気とけがの入院・手術などを保障する満60歳からの医療保障</li> </ul> <p><b>■プラスタイプ(共済期間:1年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合プラス 掛金は月々900円 保障額は、総合タイプの共済金の約半額</li> <li>○医療プラス 掛金は月々800円 保障額は、医療タイプの共済金の半額</li> <li>○がん保障プラス 掛金は月々1,400円 がんで入院・手術をした場合やがんと診断された場合の診断共済金など、がんに特化した保障を提供</li> </ul> <p><b>■キッズ満期金付プラン(共済期間:4年～18年)</b> キッズタイプ、キッズワイドタイプにセットできる満期金付生命保障プラン。お子さまの入学時に合わせて満期金の受け取りが可能</p> <p><b>■終身医療5000、終身医療3000(共済期間:終身)</b> 満15歳から満64歳の方が加入できる 掛金は年齢・性別によって異なる。掛金の払込期間は終身払い 入院や手術を一生涯保障 終身医療5000は、単独加入が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族全員が、世代や保障目的に応じて簡単に選べる保障の品揃えです</li> <li>●死亡から、後遺障がい、入院や通院、さらに先進医療に対する保障や重度障がい状態となった場合の保障が充実</li> <li>●がんに備える保障も組み合わせることができます</li> <li>●損害賠償責任や携行品損害を保障するタイプがあります</li> <li>●お子さまの入学時期に合わせた満期金付プランも選べます</li> <li>●手頃な掛け金です</li> <li>●年齢や性別にかかわらず掛け金一律(終身医療各タイプと長生きあんしんプラン、キッズ満期金付プランを除く)です</li> <li>●必要に応じて保障の組み合わせができます</li> </ul>

取り組み改善の

概況と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員

V 生活保障の考え方

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

組織と概要

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
<b>こくみん共済</b> 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約 	<p><b>■長生きあんしんプラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○終身医療総合5000(共済期間:終身)           <ul style="list-style-type: none"> <li>満55歳から満75歳の方が加入できる</li> <li>掛け金は年齢・性別によって異なる。掛け金の払込期間は終身払い</li> <li>入院・手術・通院・先進医療など、一生涯の医療保障</li> </ul> </li> <li>○終身介護サポート(共済期間:終身)           <ul style="list-style-type: none"> <li>満55歳から満75歳の方が加入できる</li> <li>掛け金は年齢・性別によって異なる。掛け金の払込期間は終身払い</li> <li>介護に絞ったシンプルな保障内容で一生涯を保障</li> </ul> </li> <li>○定期医療総合5000(共済期間:10年～25年)           <ul style="list-style-type: none"> <li>満55歳から満70歳の方が加入でき、満80歳まで保障</li> <li>掛け金は年齢・性別によって異なる(加入時年齢から満80歳までの期間が共済期間となり、共済期間中掛け金は変わらない)</li> <li>入院・手術・通院・先進医療などの医療保障</li> </ul> </li> <li>○定期生命300(共済期間:10年～25年)           <ul style="list-style-type: none"> <li>満55歳から満70歳の方が加入でき、満80歳まで保障</li> <li>掛け金は年齢・性別によって異なる(加入時年齢から満80歳までの期間が共済期間となり、共済期間中掛け金は変わらない)</li> <li>死亡・後遺障がいを保障</li> </ul> </li> </ul>	
<b>火災共済</b> 風水害等給付金付火災共済 事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員の方が個人で加入する共済</li> <li>●共済期間 1年</li> </ul> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火災、落雷、爆発、他人の住居からの水漏れ等さまざまな事故による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高6,000万円を保障</li> <li>●風害、水害、雪害等による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高300万円を保障</li> <li>●外出先の建物内で一時的に持ち出した家財の火災等による損害を保障</li> <li>●上記の保障のほか、罹災時の臨時費用や、失火時、漏水時の第三者への見舞費用等の保障がある</li> <li>●希望により、借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水などが発生し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、最高4,000万円をお支払いする「借家人賠償責任特約」を付帯できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国一律の掛け金です</li> <li>●加入時の手続きが簡単です</li> <li>●自然災害共済を同口数付帯することができます</li> </ul>
<b>社会貢献付 火災共済</b> エコ住宅専用 風水害等給付金付火災共済 事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員の方が個人で加入する共済</li> <li>●共済期間 1年</li> <li>●オール電化住宅などのエコ住宅専用の保障プラン</li> <li>●地球環境にやさしいエコ住宅に住みながら、住まいの保障でも環境に貢献することのできる共済</li> </ul> <p>※年払い専用、一般的火災共済より1口あたりの年払掛け金が木造2円、鉄筋1円引き</p> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記火災共済と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年の決算状況により、全労済から環境のために活動する団体へ寄付します</li> </ul>
<b>自然災害共済</b> 自然災害共済事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員の方が個人で加入する共済</li> <li>●共済期間 1年</li> </ul> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●風水害等の事故による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高4,200万円を保障</li> <li>●地震等で住宅・家財に損害が生じたとき、損害の程度に応じて最高1,800万円を保障</li> <li>●盗難による住宅・家財の損害、また、火災・風水害・地震・盗難などの住宅損害の際に生じた契約者または家族の死亡や身体障がいも保障</li> <li>●火災共済に付帯して加入できる共済</li> <li>●2つのタイプ「大型タイプ」「標準タイプ」がある</li> <li>●大型タイプは、風水害・地震などによる付属建物・工作物の損害も保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国一律の掛け金です</li> <li>●火災共済と同口数を付帯して加入できます</li> <li>●全労済のほか、全国交運共済生協、電通共済生協、JP共済生協、教職員共済生協が共同で実施しています</li> </ul>

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
<b>新総合医療共済</b> 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約  	<p>●組合員の方が個人で加入する共済          ●医療と介護のそれぞれに終身型と定期型(5年・10年)</p> <p><b>〈契約の種類と保障内容〉</b></p> <p><b>【医療】 ■終身医療プラン</b></p> <p><b>【保障】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●4つのタイプ「ベーシックタイプ」、「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ※」、「女性疾病プラスタイプ※」</li> <li>●生涯の保障</li> <li>●日帰り入院から保障</li> <li>●更新による掛金のアップはない</li> </ul> <p>※三大疾病医療特約、女性疾病医療特約は満80歳まで保障</p> <p><b>■定期医療プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3つのタイプ「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」</li> <li>●満80歳まで保障</li> <li>●「総合タイプ」の場合、5日以上の連続した入院で1日目から最高180日、通算1,000日まで保障</li> </ul> <p><b>■終身医療プラン・定期医療プラン共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスタイプは、がんによる入院の場合、支払日数が無制限</li> <li>●入院日額を3,000円から10,000円まで1,000円単位で選択できる(ただしベーシックタイプは5,000円と3,000円のみ)</li> </ul> <p><b>【介護】 ■終身介護プラン</b></p> <p><b>【保障】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護に的をしぼった生涯の保障</li> <li>●更新による掛金のアップはない</li> </ul> <p><b>■定期介護プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療保障が付いた満80歳までの保障</li> <li>●3つのタイプ「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」</li> <li>●プラスタイプは、がんによる入院の場合、支払日数が無制限</li> <li>●介護共済金の受取期間は最大「10年」</li> </ul>	<p>●新総合医療共済は、医療と介護の保障からなり、それぞれ終身型と定期型のプランで構成されているため、一人一人の目的に合わせて選べます</p>
<b>新せいめい共済</b> 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約 	<p>●組合員の方が個人で加入する共済          ●終身型と定期型(5年・10年)</p> <p><b>〈契約の種類と保障内容〉</b></p> <p><b>■終身生命プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯の保障</li> <li>●病気死亡時の保障は、最高2,000万円(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合がある)</li> <li>●医療保障用としてセット専用プラン「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」をプラスできる</li> </ul> <p><b>■定期生命プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満80歳まで保障</li> <li>●病気死亡時の保障は、最高3,000万円(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合がある)</li> </ul>	<p>●万一のときに、残されたご家族を守る遺族保障です</p> <p>●リビングニーズ特則がご利用できます</p>
<b>いきいき応援</b> 個人長期生命共済事業規約 	<p>●組合員の方が個人で加入する共済          ●共済期間 5年</p> <p><b>〈保障内容と種類等〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満40歳から満70歳までの方が加入でき、最高満80歳まで保障</li> <li>●入院日額は3,000円と5,000円から選ぶことができる</li> <li>●死亡共済金は50万円・100万円・200万円・300万円の4つのプランから選ぶことができる</li> <li>●希望に合わせて満期共済金をつけられる</li> <li>●持病・既往症がある方も、簡単な告知で申し込むことができる</li> </ul>	<p>●引受基準を緩和して、健康状態に関する告知項目を簡素化しています</p> <p>●入院、手術、死亡保障にしぼったシンプルな保障内容です</p>

取り組み改善の

概況と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員

V 生活保障の考え方と共済制度

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長																																											
<b>ねんきん共済</b> 個人年金共済事業規約	<p>●組合員の方が個人で加入する共済            ●最高年額90万円の年金を保障</p> <p><b>〈保障内容と種類等〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金の種類は、確定年金と終身年金の2種類</li> <li>●終身年金には、保証期間がある</li> <li>●給付型は定額型と通増型の2種類</li> <li>●月・半年・年の分割払いおよび一時払いのほか分割払いの前納のしくみがある</li> <li>●分割払いには、掛金払込期間中の遺族保障と重度障がいの保障がついた家族年金・重度障害年金付帯型がある</li> <li>●分割払い契約 <b>イメージ図</b>            は、掛金払込期間中に所定の身体障がい状態となつたとき、掛金払込免除のしくみがある</li> </ul> <p>[分割払い、家族年金・重度障害年金付帯型確定年金(15年)、定額型の例]  <b>遺族・重度障がい保障</b></p> <p>年 金 保 障</p> <p>挂金払込期間 年金開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老後の年金保障に遺族保障がついた合理的な保障制度です</li> <li>●分割払い契約の場合加入後の生活変化にあわせて契約内容を変更できます</li> </ul>																																											
<b>マイカー共済</b> 自動車総合補償共済事業規約	<p>●組合員の方が個人で加入する共済            ●共済期間 1年</p> <p><b>〈補償内容〉</b></p> <p><b>■主な補償内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご自身・ご家族・同乗者のために「人身傷害補償」           <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車事故で被共済者が被った損害を、ご自身の過失にかかわらず契約補償額の範囲内で、示談を待たずに全効率の基準によりまとめて補償</li> <li>②自動車事故傷害見舞金が人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる</li> </ul> </li> <li>●ご自身のお車のために車両損害補償「一般補償」           <ul style="list-style-type: none"> <li>盗難やあて逃げなど、さまざまなアクシデントからご自身のお車をしっかり補償</li> </ul> </li> <li>●補償をさらに充実させる豊富な特約           <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故危険補償特約／自転車賠償責任補償特約／弁護士費用等補償特約／マイバイク特約</li> </ul> </li> <li>●さまざまなニーズにお応えする各種特約・割引           <ul style="list-style-type: none"> <li>運転者年齢条件特約／子供特約／運転者家族限定特約／ABS装着車割引／ハイブリッド車割引／福祉車両割引／盗難防止装置装備車割引／複数契約割引／セカンドカー割引／新車割引／搭乗者傷害特約(家族限定補償型)／人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約</li> </ul> </li> </ul> <p><b>■各種補償・サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安心できる事故対応サービス           <ul style="list-style-type: none"> <li>①示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限る)</li> <li>②事故受付は休日・夜間を問わず24時間・365日</li> <li>③重大事故には迅速に現場に急行する現場急行サービス</li> <li>④人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポート</li> <li>⑤「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故や事故後のご相談をサポート</li> <li>⑥故障の際は、マイカー共済ロードサービス(人身傷害補償または車両損害補償の契約がある四輪自動車の場合)</li> <li>⑦車検・修理・点検は、安心のサービスと割引価格でご提供、約1,550カ所の全国ネットワークで安心をお届けする指定整備工場をご案内</li> </ul> </li> </ul> <p><b>●補償プラン(概要)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本 的 の 補 償</th> <th colspan="2">《ご自身の補償》</th> <th colspan="2">《相手方への賠償》</th> </tr> <tr> <th>人身傷害補償</th> <th></th> <th>対人賠償</th> <th>対物賠償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無制限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000万円 (被共済者1名につき)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="5">《お車の補償》</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">車両 損害 補償</th> <th>補償タイプ</th> <th colspan="3">+αの特約</th> </tr> <tr> <td>一般補償 エコノミーワイド エコノミー</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約</li> <li>●付随諸費用補償</li> <li>●新車買替特約</li> <li>●補償額限定一般補償</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	基本 的 の 補 償	《ご自身の補償》		《相手方への賠償》		人身傷害補償		対人賠償	対物賠償	無制限					2億円					1億円					5,000万円 (被共済者1名につき)					《お車の補償》					車両 損害 補償	補償タイプ	+αの特約			一般補償 エコノミーワイド エコノミー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約</li> <li>●付随諸費用補償</li> <li>●新車買替特約</li> <li>●補償額限定一般補償</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●無事故歴により最大22等級・64%割引までの無事故割引等級制度です</li> </ul>
基本 的 の 補 償	《ご自身の補償》		《相手方への賠償》																																										
	人身傷害補償		対人賠償	対物賠償																																									
無制限																																													
2億円																																													
1億円																																													
5,000万円 (被共済者1名につき)																																													
《お車の補償》																																													
車両 損害 補償	補償タイプ	+αの特約																																											
	一般補償 エコノミーワイド エコノミー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約</li> <li>●付随諸費用補償</li> <li>●新車買替特約</li> <li>●補償額限定一般補償</li> </ul>																																											

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長																		
<b>自賠責共済</b> 自動車損害賠償責任共済事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車損害賠償保障法」にもとづき、すべての自動車に加入が義務付けられている制度</li> <li>組合員の方が個人で加入する共済</li> <li>共済期間 車検がある自動車は車検有効期間を満たす期間 車検がない自動車は最高5年等</li> </ul> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人身事故で損害賠償責任を負った場合、被害者1人につき傷害による損害は最高120万円、後遺障がい・死亡による損害は最高3,000万円(神経系統などに著しい障がいを残して常時介護を要する後遺障がいについては、最高4,000万円)の補償</li> </ul> <p><b>〈共済掛金〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車種、共済期間、地域(本土、沖縄等)により異なる</li> <li>全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2014年5月末現在791工場)でも、自賠責共済の加入手続きができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損害保険会社、JA共済、全労済等が、同一制度を実施しています</li> </ul>																		
<b>交通災害共済</b> 交通災害共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員の方が個人で加入する共済</li> <li>共済期間 1年</li> </ul> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故による死亡・障がいおよび入院・通院の保障</li> <li>交通事故による死亡で最高600万円保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障がある</li> </ul> <p><b>〈契約の種類等〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡、障がい、入院、通院の各保障額の組み合わせで、6種類の型がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関にかかる事故に備える共済です</li> <li>年齢、健康状態にかかわらず、加入できます</li> </ul>																		
<b>団体生命共済</b> 団体定期生命共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員の方が所属する団体でまとめて加入する共済</li> <li>共済期間 1年</li> </ul> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高5,000万円の死亡・重度障がい保障(基本契約)をベースに、団体ごとに次の特約を付帯することができる</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特 約 名 称</th> <th>保 障 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷害特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、身体障がい</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害死亡特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、重度障がい</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>病気入院特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>病気による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</li> <li>特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設)</li> <li>生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>新手術特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(注)</sup></li> <li>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療<sup>(注)</sup></li> </ul> <p>(注)一部の手術、放射線治療については、保障の対象とならないものもあります。</p> </td> </tr> <tr> <td>身体障害特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付</li> <li>死亡</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>重度障害支援特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本契約の重度障害共済金が支払われ、重度障がいの状態となった日の6ヵ月後の応当日における生存</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>がん等重度疾病診断一時金特約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>がん(悪性新生物)の診断確定</li> <li>上皮内新生物等の診断確定</li> <li>急性心筋梗塞による60日以上労働の制限を必要とする状態の継続診断</li> <li>脳卒中による60日以上他覚的な神経学的後遺症の継続診断</li> <li>肝硬変の診断</li> <li>慢性肺炎の診断</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	特 約 名 称	保 障 内 容	傷害特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、身体障がい</li> </ul>	災害死亡特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、重度障がい</li> </ul>	災害入院特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</li> </ul>	病気入院特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</li> <li>特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設)</li> <li>生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術</li> </ul>	新手術特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(注)</sup></li> <li>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療<sup>(注)</sup></li> </ul> <p>(注)一部の手術、放射線治療については、保障の対象とならないものもあります。</p>	身体障害特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付</li> <li>死亡</li> </ul>	重度障害支援特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本契約の重度障害共済金が支払われ、重度障がいの状態となった日の6ヵ月後の応当日における生存</li> </ul>	がん等重度疾病診断一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん(悪性新生物)の診断確定</li> <li>上皮内新生物等の診断確定</li> <li>急性心筋梗塞による60日以上労働の制限を必要とする状態の継続診断</li> <li>脳卒中による60日以上他覚的な神経学的後遺症の継続診断</li> <li>肝硬変の診断</li> <li>慢性肺炎の診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属する団体の構成員の掛金は年齢や性別にかかわらず同一です</li> <li>(注)年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群団別掛金のしくみもあります</li> <li>加入手続きが簡単です</li> <li>所属する団体の構成員全員の方が加入できる制度があります</li> <li>所属する団体の構成員と一緒に配偶者、子どもも加入できます</li> </ul>
特 約 名 称	保 障 内 容																			
傷害特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、身体障がい</li> </ul>																			
災害死亡特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、重度障がい</li> </ul>																			
災害入院特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</li> </ul>																			
病気入院特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</li> <li>特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設)</li> <li>生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術</li> </ul>																			
新手術特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(注)</sup></li> <li>公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療<sup>(注)</sup></li> </ul> <p>(注)一部の手術、放射線治療については、保障の対象とならないものもあります。</p>																			
身体障害特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付</li> <li>死亡</li> </ul>																			
重度障害支援特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本契約の重度障害共済金が支払われ、重度障がいの状態となった日の6ヵ月後の応当日における生存</li> </ul>																			
がん等重度疾病診断一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん(悪性新生物)の診断確定</li> <li>上皮内新生物等の診断確定</li> <li>急性心筋梗塞による60日以上労働の制限を必要とする状態の継続診断</li> <li>脳卒中による60日以上他覚的な神経学的後遺症の継続診断</li> <li>肝硬変の診断</li> <li>慢性肺炎の診断</li> </ul>																			

(注)特約を付帯する際には、一定の条件などがあります。

取り組み改善の

事業と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員

V 生活保障の考え方  
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との  
連携・提携

組織と概要

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
<b>団体生命移行共済</b> 個人定期生命共済事業規約 熟年定期生命共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の保障制度で、「団体生命共済」に2年以上継続してかつ基本契約に20口以上加入の満55歳～満64歳の契約者とその配偶者の方が加入する共済</li> <li>●共済期間 1年 <b>〈保障内容〉</b></li> <li>●死亡・重度障がいは最高1,000万円まで保障。その他、後遺障がい、入院も保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金は、満70歳まで変わりません</li> <li>●契約は1年ごとの自動更新です</li> <li>●最高満80歳まで保障(満70歳で保障内容・掛金が変わります)</li> </ul>
<b>新離退職者団体生命共済</b> 団体定期生命共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の保障制度で、満55歳～満65歳の契約者とその配偶者が加入する共済</li> <li>●基本型(基本契約のみ)、災入型(基本型に災害入院特約を付帯)、総合型(基本型に災害入院特約と病気入院特約を付帯)の3つの型があり、在職中に加入していた団体生命共済の保障額と同額以下で加入</li> <li>●共済期間 1年(4月1日から翌年3月31日まで。発効日が4月1日でない契約は、発効日からその直後に到来する3月31日までの期間) <b>〈保障内容〉</b></li> <li>●死亡・重度障がい(基本契約)は、最高500万円まで保障</li> <li>●入院(災害入院特約・病気入院特約)は、最高5,000円まで保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金は、満70歳まで変わりません</li> <li>●契約は1年ごとの自動更新です</li> <li>●最高満80歳まで保障</li> </ul> <p>(注)満71歳の更新日に保障内容・掛金が変わります</p>
<b>新団体年金共済</b> 新団体年金共済事業規約	<p><b>〈プランの種類〉</b></p> <p>税適プランと将来保障選択プランの2種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●税適プラン 「年金コース」のみ選択できるプラン 掛金は個人年金保険料控除の対象</li> <li>●将来保障選択プラン 年金開始時(原則として退職時)に「年金コース」、「医療コース」、「介護コース」、「生命コース」より保障を選択(年金コース以外の加入にあたっては、健康状態についての告知、加入審査があります)できるプラン 掛金は一般生命保険料控除の対象</li> </ul> <p><b>加入から年金・保障開始まで</b></p> <p><b>積立金</b> 予定利率で純掛金を積み立てた金額のことで契約年金の原資となるものです。なお、予定利率は将来変更することがあります。 ※純掛金とは掛け金から共済事業を運営して行くために必要な事業費(付加掛け金)を除いた額をいいます。</p> <p>The diagram shows a timeline starting with '加入' (Entry) leading to '退職' (Retirement). A large orange wedge labeled '積立金' (Accumulation Fund) represents the growth of premiums over time. To the right, a green bar labeled '税適プラン' (Tax-qualified Plan) shows the '年金コースのみです。' (Only pension course). Below it, a blue bar labeled '将来保障選択プラン' (Future Insurance Selection Plan) shows four circles representing course options: 1.年金コース (Pension Course), 2.医療コース (Medical Course), 3.介護コース (Nursing Care Course), and 4.生命コース (Life Course). A red note states: '4つのコースから選択できます(複数の選択も可能です)。' (You can choose from 4 courses (multiple selections are also possible)). Another note says: '健康状態について告知していただき一時払い加入します。' (Please provide information about your health status and we will accept a lump-sum payment for entry). At the bottom, a green arrow points to the right with the text: '脱退一時金をご希望の方は' (If you wish to withdraw at maturity) and 'まとまった資金をご希望の方は、一時金での受け取りもできます。' (If you prefer a lump-sum withdrawal, it is also available).</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛け金の払い込みは、月払い、半年払い、年払いがあります。また、ライフサイクルにあわせて掛け金額の増減や随時払いの活用で、無理なく将来の生活に必要な資金を貯めることができます</li> <li>●積み立てた掛け金を年金で受け取るプランと、受け取り時に医療保障、介護保障、生命保障、年金での受け取りの中から保障を選択できるプランがあります。家族構成・ライフプランなどにあわせて保障設計が可能です</li> <li>●掛け金は一般生命保険料控除の対象となります また、一定の条件を満たした契約は、個人年金保険料控除の対象とすることができます</li> </ul>

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要			特 長																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">コース名</th> <th>主な支払事由</th> <th>保障期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">年金コース*</td> <td>保証期間付 終身年金</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">—</td> <td>終身 (保証期間は10~15年)</td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> <td>5・10・15年 (税適プランは10、15年のみ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">医療コース</td> <td>終身医療 プラン</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">病気やけがによる 入院、手術、通院 など</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td>定期医療 プラン</td> <td>満80歳まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">介護コース</td> <td>終身介護 プラン</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">介護初期費用、介 護費用など</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td>定期介護 プラン</td> <td>満80歳まで</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">生命コース</td> <td>終身生命 プラン</td> <td>死亡・重度障がい となったとき</td> <td>終身</td> </tr> </tbody> </table>			コース名		主な支払事由	保障期間	年金コース*	保証期間付 終身年金	—	終身 (保証期間は10~15年)	確定年金	5・10・15年 (税適プランは10、15年のみ)	医療コース	終身医療 プラン	病気やけがによる 入院、手術、通院 など	終身	定期医療 プラン	満80歳まで	介護コース	終身介護 プラン	介護初期費用、介 護費用など	終身	定期介護 プラン	満80歳まで	生命コース	終身生命 プラン	死亡・重度障がい となったとき	終身	
コース名		主な支払事由	保障期間																											
年金コース*	保証期間付 終身年金	—	終身 (保証期間は10~15年)																											
	確定年金		5・10・15年 (税適プランは10、15年のみ)																											
医療コース	終身医療 プラン	病気やけがによる 入院、手術、通院 など	終身																											
	定期医療 プラン		満80歳まで																											
介護コース	終身介護 プラン	介護初期費用、介 護費用など	終身																											
	定期介護 プラン		満80歳まで																											
生命コース	終身生命 プラン	死亡・重度障がい となったとき	終身																											
	※税適プラン、将来保障選択プラン共通																													
<b>慶弔共済</b> 総合(慶弔)共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員の方が所属する団体でまとまって加入する共済</li> <li>●共済期間 1年</li> </ul> <p><b>〈保障内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡・重度障がい、住宅の災害、傷病による休業、結婚、子どもの就学、退職に対する見舞金・祝金等の給付</li> </ul> <p><b>〈契約の種類等〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の各種見舞金・祝金等を15の型から組み合わせ、団体のニーズに合わせて設計ができる</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体の慶弔制度に最適な共済です</li> </ul>																										

取り組み改善の

概況と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員  
向けサービスV 生活保障の考え方  
と共済制度

社会貢献活動

連携・提携  
協同組合との組織と概要  
全労済の

## 5 勧誘方針・共済の推進・共済金支払いのしくみ

### (1) 勧誘方針

全労済では、共済事業の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針

#### 勧 誘 方 針

- 1.消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めています。
- 2.組合員の皆さんに共済内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さんの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めています。
- 3.共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さんの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
- 4.組合員の皆さんと直接対面しない共済推進(郵送加入

を定めています。

- 等)を行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さんにご理解いただけるよう努めています。
- 5.共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めています。
  - 6.プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さんの情報については、適正かつ厳正な管理に努めています。
  - 7.組合員の皆さんのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めています。

### (2) 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されています。全労済の会員共済生協に出資金をお支払いいただければ、組合員となることができ、各種共済に入ります。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきます。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいている場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

### (3) 共済の推進

#### ① 共済の推進活動と申込手続

生活協同組合である全労済を構成するのは全労済の会員共済生協の組合員です。この組合員が職場や地域においてそれぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支えています。

##### ① 職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購買生協という共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、全労済・共済の紹介や各種活動を行っていただいているいます。

##### ② 地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種活動を行っていただいているいます。

#### ③ その他

新聞等への広告掲載やチラシ(ZENROSAI NEWS)の配付を行っています。

#### ④ 申込手續

全労済の事務所で直接お申し込みいただきます。また、新聞などの広告を見て資料請求し、郵送による申込手續もできます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。それにより、全労済の会員共済生協の組合員になることができ、全労済の各種共済を利用できるようになります。組合員となっていたいただいたうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

## ②共済代理店

全国13の労働金庫では、共済代理店として労金住宅ローン専用火災共済等の募集業務を行っています。

また、全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2014年5月末現在 791工場)では、自賠責共済の募集業務を行っています。

なお、上記の共済代理店においては、お客様の希

望に応じて全労済の会員共済生協の組合加入の取り次ぎを行っています。

## ③契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

## (4) 共済金支払いまでのながれ

共済金の請求は、共済契約者(または共済金受取人)からの共済事故発生の連絡(受付)に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払い手続きをすすめます。

①「火災共済」および「自然災害共済」の住宅系共済の場合は、事故発生原因などを確認したうえで、被災した契約の対象となる住宅・家財ごとに被害調査を行い、損害額を算定し支払共済金を算出します。

②「こくみん共済」などの生命系共済の場合は、発生原因などを確認したうえで病気・傷害別に診断書などの共済金請求に必要な書類をご提出いただき支払共済金を算出します。

③「マイカー共済」の場合は、発生原因などを確認するとともに対人・対物ごとに損害調査を行い、損害賠償額を算定して示談交渉を行います。

なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。

## (5) 将来の支払いに備えて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適

切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。

### ■苦情の受付窓口

#### 全労済 お客様相談室

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けしております。  
**専用フリーダイヤル 0120-603-180**  
**受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)**  
ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

#### 裁定・仲裁の申し立て手続き

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

#### 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

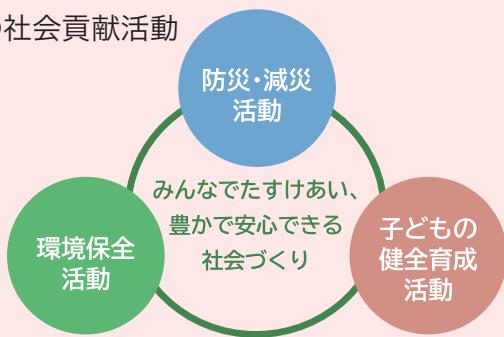
※ただし、自動車事故の賠償にかかるものはお取り扱いしておりません。

# VI 社会貢献活動

## 1 社会貢献活動

全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、積極的に地域社会に貢献する活動を展開しています。豊かで安心できる社会が形成され継続するために、「防災・減災」「環境保全」「子どもの健全育成」の活動を重点分野と位置づけ、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

### ■全労済の社会貢献活動



### (1) 防災・減災のための取り組み

#### ぼうさいカフェ

「ぼうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識を高めてもらうため、出前講座として推進しているものです。地震や台風などの自然災害に対して、誰でも、ちょっとしたことで自分の身を守り、被害を小さくすることができます。楽しく分りやすくモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲーム等、さまざまなイベントを組み合わせて子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで開催しています。



#### ●開催報告

「災害を理解し、災害を学ぶ」というテーマを設定し、防災グッズの展示や公演・実験を交えながら、防災・減災への対応としてのイベントを開催しました。

(2013年6月1日～2014年5月31日)

イベント名	開催日	開催場所
青少年のための科学の祭典2013笠岡大会(岡山)	2013年 7月15日(月)	ふるさとかもがたプラザビッグハット
ぼうさいカフェin愛媛	2013年 7月28日(日)	テクスポート今治
ぼうさいカフェin八王子(東京)	2013年 8月30日(金) ～8月31日(土)	デポー八王子みなみ店
防災フェア2013in六本木(東京)	2013年 8月31日(土) ～9月 1日(日)	六本木ヒルズアリーナ
ぼうさいカフェin神奈川①	2013年 9月 7日(土)	神奈川公会堂
ぼうさいカフェin神奈川②	2013年 9月14日(土)	茅ヶ崎市民文化会館
ぼうさいカフェin宮城	2013年 9月28日(土) ～9月29日(日)	勾当台公園
ぼうさいカフェinエールフェスタ(東京)	2013年10月26日(土) ～10月27日(日)	全労済会館「スペース・ゼロ」
ぼうさいカフェinとっとり	2013年10月27日(日)	布勢運動公園
ぼうさいカフェin千葉	2013年10月27日(日)	千葉ポートパーク円形広場
ぼうさいカフェinとくしま2013 「いろいろな非常食を食べてみよう」	2013年11月 2日(土)	わーくびあ徳島
ぼうさいカフェinサンメッセ香川2013	2013年11月10日(日)	サンメッセ香川 大展示場
ぼうさいカフェin山形	2013年11月16日(土)	全労済山形県本部会館
全労済防災カフェ「忘れないシンサイ みらいの 防災イベント」(滋賀)	2013年11月30日(土)	栗東芸術文化会館SAKIRA(さきら)
KOCHI防災危機管理展2013(高知)	2013年12月21日(土) ～12月22日(日)	高知ぢばさんセンター
ぼうさいカフェinいとまん(沖縄)	2014年 1月19日(日)	沖縄県糸満市新屋敷自治会館
西部労福協まつり(鳥取)	2014年 2月 2日(日)	米子 コンベンションセンター
片田敏孝氏講演会 -子ども達に生きぬく力を-(熊本)	2014年 2月 2日(日)	熊本大学工学部百周年記念館
ぼうさいカフェin宮崎	2014年 2月15日(土) ～2月16日(日)	宮崎市鶴島大淀川河川敷 特設会場 宮崎市鶴島1丁目

ぼうさいカフェin釧路(北海道)	2014年 3月 1日(土)	釧路市生涯学習センター
ぼうさいカフェin西新宿(東京)	2014年 3月 8日(土)	新宿駅西口地下広場
ぼうさいカフェin諏訪(長野)	2014年 3月 8日(土)	諏訪市駅前市民会館
ぼうさいカフェin住之江公園(大阪)	2014年 3月 9日(日)	住之江公園 児童広場
ぼうさいカフェin上伊那(長野)	2014年 3月 9日(日)	駒ヶ根市文化会館
ぼうさいカフェin松本南(長野)	2014年 3月15日(土)	レザンホール
ぼうさいカフェinあやがわ2014(香川)	2014年 3月23日(日)	綾川町総合運動公園
ぼうさいカフェin大分	2014年 3月28日(金)	ホルトホール大分
ぼうさいカフェin長野南(長野)	2014年 3月29日(土)	千曲市更埴文化会館
ぼうさいカフェin生協まつり(山口)	2014年 3月29日(土) ～3月30日(日)	山口きらら博記念公園
ぼうさいカフェin三重	2014年 3月30日(日)	三重県人権センター
ぼうさいカフェin静岡	2014年 4月19日(土)	青葉イベント広場
トヨタ紡織九州労組 ユニオンフェスタ(佐賀)	2014年 4月20日(日)	トヨタ紡織九州労組
ぼうさいカフェin福島	2014年 4月26日(土)	福島市街なか広場およびAXC前
ぼうさいカフェin京築・田川地協メーデー(福岡)	2014年 4月26日(土)	行橋総合公園
2013年度ぼうさいカフェ(連合島根中央メーデー会場)	2014年 4月26日(土)	松江市くにびきメッセ駐車場
ぼうさいカフェin岩手	2014年 5月 4日(日)	盛岡市アイスアリーナ
ぼうさいカフェinママフェスタ2014(香川)	2014年 5月11日(日)	サンメッセ香川 大展示場
ぼうさいカフェin秋田	2014年 5月12日(月) ～5月25日(日)	全労済秋田本部 1階ギャラリー
ぼうさいカフェin青森	2014年 5月17日(土)	十和田市東公民館
ぼうさいカフェinあまみ(鹿児島)	2014年 5月18日(日)	奄美サンプラザホテル
ぼうさいカフェinさかいで塩まつり2014(香川)	2014年 5月18日(日)	瀬戸大橋記念公園
ぼうさいカフェin北九州(福岡)	2014年 5月18日(日)	イオンモール八幡東

## (2) 社会貢献付エコ住宅専用火災共済

社会貢献付エコ住宅専用火災共済は、社会に役立つ共済商品として、毎年の決算状況に応じて全労済から環境活動団体へ寄付する共済です。通常の火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になり、社会にも組合員にも優しい共済商品です。

2013年度は、環境活動を展開する以下の団体に、1,100万円を寄付しました。

公益社団法人 国土緑化推進機構

「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業

## (3) 環境活動への取り組み

2000年8月25日、美しい地球環境を守り、協同組合らしさを發揮して環境活動をすすめるため、「全労済環境方針」を設定しました。全労済本部を中心に、次の環境活動に取り組んでいます。

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)は、美しい地球環境を守るために、協同組合らしさを発揮して、環境活動をすすめます。

### [方針]

全労済は、勤労者を中心とする生活者のための共済生活協同組合、“保障の生協”として、共済商品の開発・改善、および組合員・協力団体への推進活動を行う共済事業を行っています。

全労済の事業活動における環境影響の大きな項目については、環境負荷の軽減と汚染の予防をすすめ、システムの継続的改善により、さらなる環境向上を目指します。

全体として、『すぐできる環境活動』を考えて、毎日の話し合いを通じアイデアを出し合い環境活動を行います。

1.省資源・省エネルギー・エコライフなど環境に配慮した共済商品の開発・改善・推進に努めるとともに、共済商品の管理水準を高めてサービスの向上を目指し、推進活動に関わる媒体や、資材の削減に努めます。

2.環境汚染を未然に防止するとともに、環境保全とパフォーマンスの継続的な改善を図ります。

### 全労済環境方針

- 3.環境関連の法令、条例、その他全労済が受け入れを決めた事項を順守します。
- 4.次の事項を重点テーマとして、効果的な取り組みを行います。
  - ①省エネルギーの推進による地球温暖化防止への貢献
  - ②「3R」活動(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を行い、省資源への貢献  
リデュース(廃棄物の発生抑制) リユース(製品・部品の再使用) リサイクル(資源の再利用)
  - ③自動車の排ガス管理による大気汚染・健康被害の防止への貢献
- 5.環境保全型社会を構築するための社会的活動に広範に取り組みます。
- 6.オフィスにおける省エネルギー、紙の使用量の削減、排出物のリサイクルをすすめます。また、事務用品・備品等の使用量削減と、グリーン購入をすすめます。

2014年10月  
全国労働者共済生活協同組合連合会 理事長

## ①事業活動分野

### ・「社会貢献付エコ住宅専用火災共済」の加入促進

毎年の決算状況に応じて、全労済から環境活動団体へ寄付する仕組みの火災共済として、全労済指定の「エコ設備」を設置の住宅にお住まいの方々に利用されています。

### ・環境に配慮した審査活動

マイカー共済の損害調査対応時に、自動車の修理部品としてリサイクルパーツの利用促進を行っています。また、審査資料などのペーパーレス化を促進しています。

### ②オフィス活動分野

全労済本部事務局全体が取り組む共通の環境保

全課題として、電気使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、事務用品使用量の削減、グリーン購入の推進などの課題に取り組んでいます。

## ③ビル管理分野

全労済会館のビル設備運用に関する環境法令、都条例の順守を中心に、空調運転時の室温管理や廃棄物管理などの手順を定め、設備運用面での環境負荷の低減を目的とした活動に取り組んでいます。全労済会館の室温基準については、夏季は26～28℃に、冬季および中間期は23～26℃に設定し、年間を通じて冷暖房負荷の抑制に努めています。

## (4) 2014年全労済地域貢献助成事業

全労済では、1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業を継続して行っています。

2014年は、「未来の子どもたちに豊かな自然を残すために、今と未来を生きる子どもたちのために」をテーマに、全国の環境活動および子育て・子育ち支援活動に関わるNPOや市民活動団体等より募集しました。

2014年3月26日～4月9日を応募期間とし、312団体よりご応募をいただきました。その中から厳正なる審査の結果、74団体を選定し、総額19,673,738円を助成しました。

地域の人々がたすけあって環境を守る活動、子どもの健やかな育ちを支える活動を支援します。活動の輪が広がることにより、人と人との絆が強まり地域コミュニティの形成、発展、再生につながることを期待します。

### ■対象活動

- ①地域の生態系を守る活動
- ②低炭素・循環型の地域社会をつくる活動
- ③地域の自然や環境の大切さを学ぶ活動
- ④子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動
- ⑤困難を抱える子ども・親が、たすけあい、生きる力を育む活動



### ■応募状況および選考結果

応募総数	助成団体数	助成金額
312	74	19,673,738円

## ■「2014年全労済地域貢献助成事業」助成団体

都道府県	団体名
北海道	自然体験活動指導者ネットワーク えんりと
北海道	特定非営利活動法人 レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク
北海道	NPO法人 うれし葉
北海道	札幌feeling子育ての会
青森県	青森LD親の会「こんぺいとう」
秋田県	横手市立横手南小学校PTA
秋田県	古民家に集う会
福島県	半田銀山そばの会協議会
茨城県	林城保存協力隊
茨城県	ステップの会
栃木県	にほんごFriendly Class
埼玉県	食と子どものひろば三芳村
埼玉県	草加子育てネットワーク
埼玉県	特定非営利活動法人 越谷にプレーパークをつくる会
埼玉県	特定非営利活動法人 みれっと
千葉県	ふれあい千葉
千葉県	特定非営利活動法人 バランス21 谷当里山計画
千葉県	特定非営利活動法人ながれやま子育てコミュニティなっこ
東京都	NPO法人 緑サポート八王子
東京都	らっこの会
東京都	子どもを守る目コミュ@文京区
東京都	ユースコミュニティー
東京都	特定非営利活動法人 福島こども保養プロジェクト・練馬
東京都	野山で遊ぼう会
東京都	大田おもちゃライブラリー「じゅりかふえ」
東京都	豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
東京都	一般社団法人Colabo
神奈川県	NPO法人伊勢原森林里山研究会
神奈川県	子育支援ワーカーズ・コレクティブ mon ami
神奈川県	TIEトマトマの会
新潟県	フォルトネット(未来を担う子どもたちへのつながり)
静岡県	NPO法人グリーンエネルギーしずおか
静岡県	ひまわり2525プロジェクト
静岡県	浜松環境ネットワーク
静岡県	フレクティブ
静岡県	子どもと家族の相談室 寺子屋お～ぶん・どあ
富山県	子育てサークル メープルシロップ
石川県	子育て農業応援団

都道府県	団体名
愛知県	特定非営利活動法人 縁の挑戦者
愛知県	いえいく。会
愛知県	特定非営利活動法人あいち・子どもNPOセンター
愛知県	地域研究プロジェクト
愛知県	学習教室 きみいろ
岐阜県	土田水辺の会
三重県	四日市ダンボールコンポストの会
三重県	一般社団法人 四日市大学エネルギー環境教育研究会
滋賀県	おにぐるみの学校
奈良県	いこま棚田クラブ
京都府	鏡田自然体験クラブ
京都府	「ふくしま・こどもキャンプ 丹後の海」
大阪府	[VVV]ヴィークラフト
大阪府	NPO法人子育てネットくるみの会
大阪府	eトコ・プロジェクト
大阪府	まちなかコミュニティーねっと きしわだプレーパーク～岸和田中にプレーパークを～
兵庫県	宝塚エコネット
兵庫県	くるみ会
兵庫県	こうべ子どもにここにこ会
島根県	はすだっ子 農業体験隊
鳥取県	特定非営利活動法人 八東川清流クラブ
鳥取県	竹援隊
岡山県	ツインズマザークラブ
山口県	小野湖の水を守る会
徳島県	小松島市国際交流協会
香川県	みんなでつくる自然史博物館・香川
愛媛県	レインボープライド愛媛
福岡県	まほろば自然学校
佐賀県	佐賀地区BBS会
長崎県	ミュージッククラブたんたん
熊本県	ツナガリアートプロジェクト
大分県	任意団体 みんなの学校
大分県	大分県立国東高等学校JRC部
宮崎県	森のこども園
鹿児島県	特定非営利活動法人 R inかごしま
沖縄県	特定非営利活動法人 宮古島海の環境ネットワーク

取り組み改善の  
業務

概況と経営の  
事況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員  
向けサービス

生活保障の考え方  
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との  
連携・提携

組織と概要  
全労済の

## (5) 社会福祉団体への寄付について

全労済では、1981年より障がい者を対象とした支援活動、高齢者を対象とした支援活動、災害対策を対象とした支援活動を行っている社会福祉法人など

の団体へ、継続して支援を行ってきました。2013年度も外部有識者等による審査委員会にて以下の25団体を選定し助成金を交付しました。

団体名	事業名
学校法人 日本社会事業大学	「認知症の人と家族が安心して暮らせるまちへ」～東日本大震災で起こったことから学ぶ～
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	介護と労働が両立できるためのケアマネジャーによる支援のあり方調査研究事業
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会	ご利用者を対象とした福祉用具サービス計画の普及・啓発事業
一般社団法人 シルバーサービス振興会	介護従事者向けの介護虐待防止普及啓発パンフレットの作成配布事業
一般社団法人 日本福祉用具供給協会	高次脳機能障害(認知症を含む)の特徴と福祉用具導入の留意点 解説集作成事業
特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会	単身高齢者等の地域居住を支える生活支援事業
公益財団法人 日本チャリティ協会	障害者の就労等促進のための障害者アートの活性化と商品開発
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	災害に強いまちづくりに向けた障害当事者と専門職の取り組みに関するシンポジウム開催事業
社会福祉法人 日本点字図書館	視覚障害者の情報収集支援事業
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	「視覚障害者の就労～現状と課題～」出版事業
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	当事者主体の運営を目指した「全国盲ろう者大会」開催事業
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	人にやさしいまちづくり・共生社会のあり方を考えるための交流発信事業
社会福祉法人 日本盲人会連合	視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	アジア太平洋地域における視覚障害者雇用・就労促進のためのマッサージについての調査及び情報提供とその活用
公益財団法人 日本障害者スポーツ協会	パラリンピック(ソチ・リオデジャネイロ)選手育成事業
特定非営利活動法人 日本セルフセンター	障害者福祉事業所のための共同受注窓口運営基盤づくり支援事業
公益財団法人 テクノエイド協会	補聴器の装用等に関する情報提供事業
一般財団法人 全日本ろうあ連盟	アジアにおけるろう女性の自立・支援のための実態調査
公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	イギリスのメリテン版訪問型家族支援技術(ファミリーワーク)の日本への導入にむけた講演会の開催
特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会	広域災害時の聴覚障害者への情報ネットワーク構築と支援のあり方研究事業
社会福祉法人 日本介助犬協会	障害者の社会参加・就労支援のための介助犬普及・啓発事業
公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本	2014年第6回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・福岡におけるインクルージョンイベント事業
社会福祉法人 聰力障害者情報文化センター	映像作品の手話表示方法等に関する調査研究事業
特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク	介護サービスの質の向上に資する介護相談員派遣事業への理解を促進する事業
特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド・ジャポン	医療・福祉の支援が必要な障がいがあるホームレス状態の人々の社会生活援助事業

## (6) 全労済文化フェスティバル

“次代を担う子どもたちとそのご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育んでいただきたい”という願いを託し開催している「全労済文化フェスティバル2014」は、「こくみん共済誕生30周年」を冠に7作品19公演を上演し3,941名の皆さまにご来場いただきました。

また、文化フェスティバル全国展開は3府県本部で

開催し3,846名のご家族にお楽しみいただきました。

さらに“笑いと涙と感動をあなたに!”をキャッチフレーズに全労済ホール／スペース・ゼロで開催している「2013年夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」は子どもたちを中心に6,537名の方々にご来場いただきました。



全労済文化フェスティバル2014



全国展開(宮城県本部公演)



2013年夏休み児童・青少年演劇フェスティバル

## (7) 東京工業大学大学院における全労済寄付講義の開講

全労済では、東京工業大学大学院社会理工学研究科との間で研究・教育ネットワークを構築し、さまざまな活動を通じて協同組合理念の実現を目的に、2007年4月より同大学院において『生涯設計のため

のリスク管理と労働福祉』をテーマに、寄付講義(前期15回、後期15回を予定)を開講しており、8年目の開講となります。

## (8) インターンシップ

毎年インターンシップ学生を受け入れています。インターンシップ実習期間を2週間とし、学生の皆さまの夏休み期間を利用して実施しています。内容は多岐にわたり、貴重な経験を積むことができます。

## (9) 将来を担う共済および協同組合等の研究者の育成

共済および協同組合等の研究における将来を担う人材の育成を目的として、2009年から、大学院の博士課程（博士後期課程）を対象とした給付奨学生（奨学金年額60万円）を募集しています。

## (10) シンポジウム・セミナーの開催、調査研究活動の展開等

一般財団法人全労済協会の公益的な活動として、勤労者福祉や社会保障をテーマにしたシンポジウム・講演会やセミナーをはじめ、さまざまな調査研究活動を行っています。

### ●シンポジウムの開催（2013年11月）

#### 東京シンポジウム

##### 第一部 基調講演①

「地方自治と生活保障」片山善博氏（慶應義塾大学法学部教授）

##### 基調講演②

「支え合いの新しいかたちと生活保障」  
宮本太郎氏（中央大学法学部教授）

##### 第二部 パネルディスカッション

「99%自立可能な社会へ～社会的包摂の実現に向けて～」

##### パネリスト

片山善博氏（慶應義塾大学法学部教授）

山口二郎氏（北海道大学法学部教授）

勝部麗子氏（豊中市社会福祉協議会事務局次長）

##### コーディネーター

宮本太郎氏（中央大学法学部教授）

### ●講演会の開催（2014年5月）

#### 福島講演会

##### 第一部 基調講演

「復興への基軸～世界の構造転換と日本の進路～」  
寺島実郎氏（日本総合研究所理事長）

##### 第二部 特別鼎談「被災地の復興に向けて」

立谷秀清氏（相馬市市長）

菅野典雄氏（飯館村村長）

寺島実郎氏（日本総合研究所理事長）

##### 第三部 アトラクション 山木屋太鼓

### ●調査研究活動の展開

#### ①研究会の開催

・「いきいきまちづくり研究会」（主査：岡崎昌之氏（法政大学教授））

・「労働者共済運動研究会」（委員長：住野敏彦氏（私鉄総連副委員長））

#### ②調査研究の実施

・「協同組合研究」（主査：中川雄一郎氏（明治大学教授））

- ・「組合員教育研究」（代表者：大高研道氏（聖学院大学教授））
- ・「シニア層の社会参加活動研究」（宮本みち子氏（放送大学副学長））
- ・「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」（永由裕美氏（桜美林大学講師））

### ●公募委託調査研究報告書の刊行

- ・「協力して生産性を上げる職場作りのためのアクションチェックリストの開発」（和田耕治氏（北里大学准教授）【2013年6月】）
- ・「放射能公害に伴う避難生活における紐帯の維持・再生に関する研究～福島県飯館村住民を事例として～」（浦上健司氏（日本大学研究員）他【2013年9月】）
- ・「地域防災における相互扶助のあり方に関する研究」（照本清峰氏（徳島大学特任准教授）【2013年10月】）
- ・「住民自治を基盤とする地域医療システムと自治体病院の再編～北海道釧路市の救急医療システムの改革と市立釧路総合病院の経営再建～」（櫻井潤氏（北海道医療大学専任講師）【2013年11月】）
- ・「2011年東日本大震災下の中小企業再生と雇用問題～広い社会的支援と阪神淡路大震災との比較の視点から～」（田口典男氏（岩手大学教授）【2014年1月】）
- ・「再生可能エネルギーと地域社会における絆づくりに関する比較研究」（西城戸誠氏（法政大学教授）【2014年3月】）

### ●退職準備教育研修会（コーディネーター養成講座）の開催

2013年春期研修会 東京開催（2013年6月）

秋期研修会 大阪開催（2013年10月）

### ●寄附講座

早稲田大学商学部において「少子高齢社会における生活保障論」をテーマに寄附講座を開催しました。

2011年4月にスタートし、それぞれ3・4年目の開講です。

①2013年4月～全15回 授業登録者数257名、一般聴講者数38名

②2014年4月～全15回 授業登録者数276名、一般聴講者数47名

### ●広報誌の発行

全労済協会の各事業活動を紹介する広報誌『Monthly Note（全労済協会だより）』の毎月1回発行（一般財団法人全労済協会の活動として）

# VII 協同組合との連携・提携

## 1 協同組合間の協同の活動

### (1) 労働金庫・生協との事業提携

#### ①労働金庫との事業提携

労働者福祉を目的とする労働金庫（ろうきん）と全労済は、〈ゆとり・つながり・たすけあい〉をキーワードとする「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」を2009年3月に公表し、実現に向けた協同宣言を発表しました。ろうきんと全労済は、働く人たちの自主的な福祉事業団体として、これまで50年以上の間、働く人たちの生活を豊かにするための金融・共済サービスに取り組んでいます。

また、ろうきんは全労済の共済代理店として、「労金住宅ローン専用火災共済（付帯自然災害共済含む）」に統一して2010年4月より全国で「火災共済」の制度内容説明およびご契約手続きを開始しました。

### (2) 日本共済協会への参加

「共済事業を行う協同組合」の社会的な役割を強めるための協同の必要性が指摘され始めたのは、1960年代のことです。

その後、共済事業は順調に発展を続けてきましたが、団体相互の連携は、根拠法が異なっていたこともあり、充分ではありませんでした。そこで、JA共済連・全労済・共水連・共済保険研究会の四者の間で具体的な検討が始まり、まず、1988年に「共済団体連絡協議会」が発足し、1992年に「社団法人 日本共済協会」が結成され、2013年4月に「一般社団法人 日本共済協会」となりました。

日本共済協会は、「協同組合が行う共済事業の健全な発展をはかり、地域社会における農林漁業者、中小企業者、勤労者などの生活の安定および福祉の向上に貢献すること」を目的として、次のような活動を行っています。

#### ■日本共済協会会員・賛助会員

会 員	<ul style="list-style-type: none"><li>●全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)</li><li>●全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)</li><li>●全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)</li><li>●日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連)</li><li>●日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)</li><li>●全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)</li><li>●全国生活協同組合連合会(全国生協連)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●全国共済生活協同組合連合会(生協全共連)</li><li>●全日本火災共済協同組合連合会(日火連)</li><li>●全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)</li><li>●全国自動車共済協同組合連合会(全自共)</li><li>●一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)</li><li>●共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)</li></ul>
賛助会員	<p>(第Ⅰ種賛助会員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●公益社団法人全国農業共済協会(NOSAI全国)</li><li>(第Ⅱ種賛助会員)</li><ul style="list-style-type: none"><li>●防衛省職員生活協同組合(防衛省生協)</li><li>●中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連)</li><li>●神奈川県民共済生活協同組合(神奈川県民共済)</li></ul></ul>	

今後は、これまで以上に生活者・市民活動との連携を強める中で、新しい金融や共済のニーズを見出し、生活者が必要とする商品・制度・サービスを、協同組織のパートナーシップを通じて提供することをめざします。これらの取り組みにより、ろうきんと全労済は金融と共に済というそれぞれの本業を通じて、地域社会の新しい基盤づくりと、たすけあい、思いやりのある社会の創造に奉仕します。

#### ②コープ共済連との事業提携

コープ共済連およびその会員の地域生協とは「CO・OP火災共済」「CO・OP生命共済《新あいあい》」などの制度提携を行うなど、各種取り組みをすすめています。

- ①協同組合・共済の研究者・実務者による「共済理論研究会」の開催
- ②会員団体等の共済団体役職員のスキル向上と情報提供のための教育・研修会の開催
- ③協同組合・共済事業について、広く社会に理解を深めるとともに、さまざまな社会問題を考えていくことを目的とした「日本共済協会セミナー」の開催
- ④会員団体間の協力と連携の促進
- ⑤海外の共済団体等との交流と連携の促進
- ⑥ADR促進法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)に基づく法務大臣の認証を受けた「共済相談所」における契約関係者からの相談業務・苦情解決支援業務・紛争解決支援業務
- ⑦月刊誌「共済と保険」や統計資料「共済年鑑」等の発行

### (3) 日本協同組合連絡協議会(JJC)への加盟

全労済はグローバルな視野に立った連帶活動をめざし、1992年より「日本協同組合連絡協議会(JJC)」に加盟しています。

JJCは、農協、生協、漁協、森林組合等の中央における連絡機関として、日本の各種協同組合相互の連絡提携、共通問題の解決および日本の協同組合運動と海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1956年に設立されました。現在、国際協同組合同盟(ICA)の会員組織であるJA全中、JA共済連、日本生協連など、全労済を含め15団体が加盟し

ています。

#### ■JJCの構成団体一覧

- 全国労働者共済生活協同組合連合会
- 全国農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会
- 全国共済農業協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 一般社団法人家の光協会
- 株式会社日本農業新聞
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- 日本生活協同組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
- 全国森林組合連合会
- 日本労働者協同組合連合会
- 全国大学生活協同組合連合会
- 一般社団法人全国労働金庫協会
- 一般社団法人日本共済協会

### (4) ポスト国際協同組合年の取り組み

2012年の国際協同組合年(IYC)においては、「2012国際協同組合年全国実行委員会」への参画を通じて、国内の協同組合と連携した取り組みを進めたほか、独自の取り組みとして、リーフレットや組織紹介DVDを作成するなど、協同組合や全労済の認知度向上に努めました。

2012年の終了とともに「2012国際協同組合年全国実行委員会」は解散しましたが、ここで掲げた目的の達成に向け、後継組織として発足した「国際協同

組合年記念協同組合全国協議会(略称:IYC記念全国協議会)」に参画し、協同組合の地位向上に努めています。IYC記念全国協議会が日本協同組合連絡協議会とともに主催した国際協同組合デー記念中央集会(2014年7月8日、全労済ホール／スペース・ゼロにて開催)では、全労済が「主たる事務局団体」を務め、協同組合組織で結成した準備事務局会議の中心として企画・運営にあたりました。



全労済代表挨拶をする中世古理事長



新入職員によるICA会長メッセージの紹介



福島県いわき市のダンスフュージョンCoによるダンス

## 2 国際活動

全労済は、日本国内だけでなく、世界の協同組合や相互扶助を提倡する組織との協同・連帶も大切にしています。歴史、文化、社会経済の発展状況が国によって異なるように、協同組合運動もまた多種多様な形で発展してきました。協同組合運動に参加する10億人の協同組合人をはじめ、世界の人々との交流を通じて互いの経験を共有し、学びあうことは、人と人とのつながりを大切にする協同組合組織にとって非常に意義があることだと全労済は考えています。そして、世界の協同組合運動の発展が世界平和にも寄与し、社会的な公正を

高め、人々の暮らしや福祉を向上させることになるという信念のもと、国際貢献活動を行っています。具体的には、国際協同組合同盟(ICA)、国際協同組合保険連合(ICMIF)に加盟し、それぞれの活動への参画や会員団体との交流を通じて、協同組合運動の国際的普及と推進のための開発活動や、海外の協同組合や相互扶助の保険団体などの社会的経済組織をはじめとするさまざまな団体との情報交換を行い、国際交流を深めています。

## (1) ICMIFへの加盟

全労済は、1962年に日本の共済団体として初めて、「国際協同組合同盟(ICA)」の専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深めるための活動を開始しました。こ

の保険委員会は、その後名称を「国際協同組合保険連合(ICMIF)」と改め、今日に至っています。現在、70を超える国から220以上の団体が加盟しています。

## (2) ICMIFの活動への参画

全労済は、1976年より、ICMIFの常設委員会の一つである「開発活動委員会」へ参画しています。また、アジア太平洋地域における共済開発援助活動として、共済開発セミナーの開催、研修生の受け入れ、調査活動などを通して協同組合保険の普及

に貢献してきました。また、全労済はICMIFの理事会の一員となり、ICMIFの活動全般に貢献するとともにICMIFおよびICMIF会員との連携を強化しています。

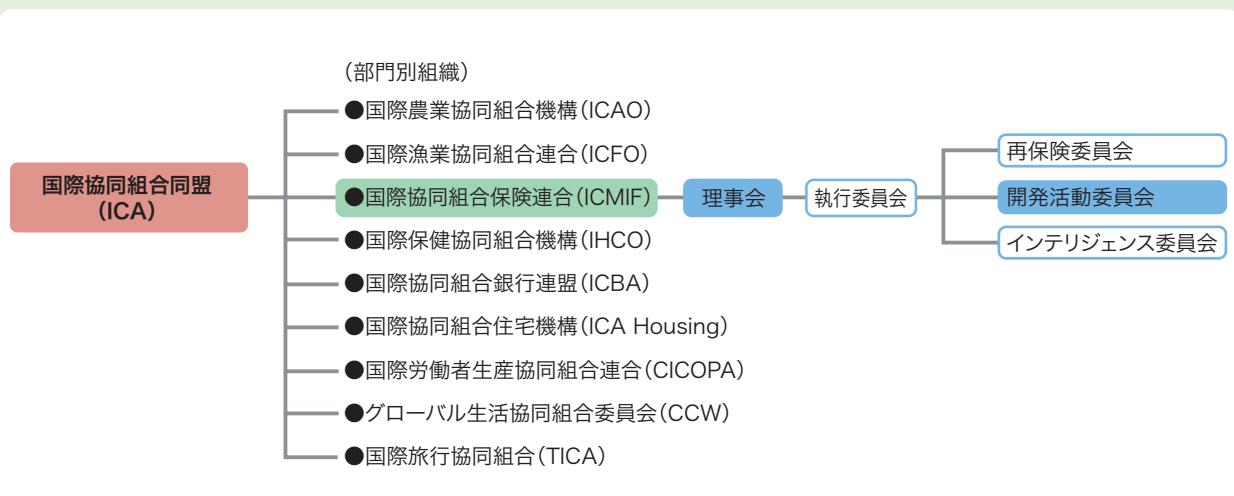
## (3) ICAへの加盟

ICAは、1895年ロンドンで設立された世界最大の非政府組織(NGO)です。社会的、経済的、政治的体制のいかんを問わず、相互扶助と民主主義の精神にもとづき、協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって構成されています。現在、100カ国

を超える国から270団体以上の協同組織が加盟しており、傘下組合員数は10億人にのぼります。

全労済は、1992年にICAへ加盟し、世界の協同組合が直面する課題について、相互協力するなどの活動を行っています。

### ■ICA・ICMIF 組織機構図



ICMIF事務所の外観



サンデストロームICMIF会長(左)と中世古全労済理事長(右)

# VIII 全労済の組織と概要

取り組みの  
業務改善の

事業と経営の  
概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員  
向けサービス

生活保障の考え方  
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との  
連携・提携

全労済  
組織と概要

## 1 全労済のあゆみ

### (1) 前史

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになり、協同組合においても、1945年には、「日本協同組合同盟」が結成され、賀川豊彦氏が会長になりました。1946年、金融制度の民主化の中で、「保険業法」改正に際し、協同組合にも保険事業を認めようという案が、いったんは文章化されます。しかし、隣接業界等の反対により、ついに「協同組合保険」は実現しませんでした。その後、協同組合関係者は、各種協同組合法の立法にあたり、「共済」という形で事業の根拠を創り出していきました。

1947年農協法成立、1948年生協法成立、1949年中小企業等協同組合法成立。いずれにも「共済事業」が挿入されました。

### (2) 創設期

こうして、1950年前後から、労働組合や生協関係者の間にも、労働者福祉運動の一つとしての共済事業に関する関心が高まり、労働組合福祉対策中央協議会（中央労福協）や、日本生協連が共済事業を提倡します。

労働組合を中心とした共済活動は、こうした時代を背景に、1954年12月に大阪で始まり、翌1955年には新潟で、また1956年には富山・長野・北海道・群馬・福島にも誕生しました。いずれも、発足にあたって、まず火災共済事業を手がけました。

特に新潟では、発足のわずか5ヵ月後に大火災に遭遇しましたが、組合員の総力をあげて取り組んだ結果、掛金収入を上回る給付金の支払いという困難を乗り越えることができ、共済事業の歴史に残る一歩を標すことになりました。

### (3) 基礎確立期（労済連時代）

1957年、事業を開始していた18都道府県労済は、その中央組織として、「全国労働者共済生活協同組合連合会」（労済連）を結成し、火災再共済事業を開始し、翌1958年に、労済連は正式に「消費生活協同組合法」にもとづく法人として、厚生大臣の許可を得ました。

また、火災再共済に次いで同年、労済連元受制度として「生命共済」を開発、続いて1962年には「総合共済」（慶弔共済）を開始し、労働組合との協力関係

そして、北海道共済連（農協）、野田醤油生協などをかわきりに、協同組合による共済事業は、大きく進展します。



労金協会の総会で挨拶する賀川豊彦氏(1958年6月)

この大火災を契機に、各地で共済事業が始まるとともに、さらなる非常事態や大災害に備えるために、事業の全国組織化が急がれることになりました。



新潟大火(1955年10月)

を広げながら、労済の基礎固めをすすめました。

全国には、火災共済事業を実施する各県労済生協が続々と設立され、1964年、埼玉労済の設立をもって、全都道府県（本土復帰前の沖縄を除く）に展開することになりました。一方では、世界各国の保険協同組合の実情を学び、労済運動の発展に役立てるため、1962年「国際協同組合保険委員会：ICIF」（現国際協同組合保険連合：ICMIF）に加盟しました。

1964年に発生した新潟地震の際、新潟福対協と労済連は、総額で火災共済金の額に相当する見舞金の給付を行いました。団結と助け合いの精神を發揮したこの対応は、その後の労済運動の飛躍に大きく貢献するものとなりました。

さらに、労済連は、勤労者の要求に確実に応えていくために事業の一層の充実をめざし、「団体生命共済」、「交通災害共済」、大型の生命共済である「希望共済」と、次々に事業を拡大してきました。1971年には、「加入者が加入者を」を合言葉に、自主的な加入を呼びかける一方、全国統合運動を開始しました。

1969年には関東地方の1都8県が中央労済連に結集し、さらに、1971年には近畿地方の2府2県が集まって近畿労済連を創立しました。こうして、地方ごとの組織統合をすすめながら、最終的には、全国の組合員の力を結集して、事業活動の安定と飛躍的な発展をはかり、労働者の生活と権利を確実に守っていくために、全国事業統合へ向かって歩みをすすめてきました。

やがて、全国統合準備委員会が発足して3年後の1976年、労済連設立以来の念願であった全国事業統合が実現の運びとなりました。



新潟地震(1964年6月)

## 労済連第26回臨時総会 全労済創立総会



全労済創立総会(1976年10月)

## (4) 運動発展期(全労済時代)

全国事業統合は、労済運動20年の実績をふまえ、運動方針の一本化、共済制度の一本化、損益会計の一本化、そして機関・事務局運営の一本化を実現しました。略称も「労済連」から、「全労済」に改めました。

共済制度は、例えば、これまで県によってまちまちだった火災共済の掛金が、全国一律年額90円に引き下げとなり、風水害給付金が加わって一段と改善されるなど、全国統合によるメリットを最大限に活かして、大きく改善されました。

1980年には、全国事業統合の一定の定着を基礎として、80年代の指針となる第一次長期計画を策定しました。この中では、具体的な活動の基本方針として、組織基盤の拡大と、労働者の生活保障要求の全般にわたる事業化などを掲げました。

以後、全労済は各地で発生する自然災害や大火災にその対応力を強めながら、着実に発展を続けました。

1983年には、労済運動を、地域における勤労市民層に広げる方針を実現するため、「こくみん共済」を実施し、短期間のうちに成果をあげました。また、高齢化社会に備えた総合的な生活保障の仕組みをめざして、1984年「ねんきん共済」を、1986年「医療・新希望共済」を実施しました。また、1987年には、「マイカー共済」の元受化を開始しました。1988年「せいめい共済・総合医療共済」、1990年には、生涯保障として「終身共済」を開始しました。これらの制度内容は、時代とともに変化する組合員の要求に応えて、着実に改善されてきました。

1990年代に入り、全労済は、第一次長期計画の基本方

針を土台に、第二次長期計画を策定し、「社会的な役割の強化」と「総合生活保障事業の展開」をその大きな課題として取り組んできました。1996年には、「車両共済」、1997年に「自賠責共済」を開始しました。また、1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」に対しては、全国的な救助・支援活動を展開するとともに、185億円余にのぼる見舞金・共済金の支払いを行ってきました。このことを契機とし、「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ、2,500万人署名活動に取り組んだことが大きな力となり、1998年5月「被災者生活再建支援法」を成立させることができました。また、同年の総会で「高齢者の自立支援」を目的とした、介護サービス事業に取り組むことも決定しました。さらに、1999年8月に開催した第74回通常総会においては、21世紀初頭(1999年度～2009年度)を展望する「全労済21世紀ビジョン」を策定し、その実現に向けて取り組みを開始しました。2000年に「自然災害共済」を、2002年には「団体生命移行共済」を開始しました。特に「こくみん共済」は、2003年に発売20周年を迎える、地域における勤労市民層に多くの支持をいただく中で、2003年度末には、契約件数で600万件を達成することができました。

今日、全労済は、1987年に発足した「全労済再共済連合会(現:日本再共済生活協同組合連合会)」、そして1989年に創立された「全労済協会(現:財)全国勤労者福祉・共済振興協会」の3法人により「全労済グループ」を構成し、すべての勤労市民とその家族が助け合って、豊かな暮らしを創造していくための「総合的な保障」

をめざして、活動を続けるとともに、組合員の保障の最適化の実現に向けた保障設計運動を展開しています。

また、2002年8月に開催した第83回通常総会において決定された「21世紀経営改革方針」にもとづき、民主的な討議を踏まえながら、経営改革を着実にすすめ、2005年9月より事業本部の再編、全国的組織機構改革、役員制度改革などを実施しました。

創立50周年を迎える2007年に開催した第99回通常総会で、「あたらしい全労済の理念」を制定しました。この理念を将来にわたり、全労済の最上位概念として、また、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として明文化をはかりました。

また、第166通常国会において約60年ぶりに改正された生協法(2008年4月1日施行)への対応として、組合員(契約者)保護のさらなる充実や組合員ニーズに応える取り組みをすすめるとともに、安定的な事業運営、経営の健全性向上に取り組みました。

全労済では、これまで取り組んできた「全労済21世紀ビジョン」と「21世紀経営改革方針」の成果と課題を踏まえ、2009年度から5ヵ年の経営方針として中期経営政策を策定しました。中期経営政策で示した「2013年度末までに実現する全労済の姿」を達成するため、組合員から信頼・支持される事業基盤への革新をすすめきました。

2010年4月施行の保険法への対応として、事業規約を保険法に則した内容に改めるとともに、規定の横断的な整理、条文の平明化をすすめました。また、共済金の支払業務の見直しをすすめるとともに、組合員への保険法の周知に向けた対応をはかりました。

2011年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、被災者の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金の支払いを最大の使命とし、全労済グループの全役職員の総力を挙げて被災者対応に取り組みました。また、被災地の復興を願い、支援金等を自治体へ寄贈するとともに、全労済グループの役職員をはじめ、組合員・協力団体のみならず、広く一般の方々か

ら募金活動にご協力いただき、共済生活協同組合としてのたすけあいの輪を広げる活動を展開しました。

## ■2009年度～2013年度 中期経営政策

### 2013年度末までに実現する全労済の姿

1. 協同組合組織としての優位性確保
2. 活力ある事業体の創造
3. 健全経営の追求
4. 民主的運営の実践
5. 社会的責任の発揮

### 最良の品質を組合員へ

全労済は、中期経営政策の実現をとおして、環境変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織への変革を行い、組合員へ最良の品質を提供し続けます。

※「最良の品質」とは、これまですすめてきた「業務品質の向上」の取り組みに加え、「商品」「サービス」「組織運営」など、すべての活動の質を高めながら、組合員からの支持と信頼に応えていくための良質な経営・事業活動を追求し続けることを意味します。また、「最良の品質」を提供することによって、社会的な責任と役割を果たしていきます。

2009年度から開始した「組合員の全労済」を目指した業務品質のさらなる向上に向けた取り組みについては、目標とする「すべての業務品質項目での満足品質水準の実現」に対して、約6割の項目で満足品質水準に到達しました。また、業務品質基準の実現に向けた「業務革新実行計画・詳細計画」は、コールセンター・共済金センターの2拠点化、住宅災害の再鑑・決裁・支払業務の集中化・2拠点化、住宅災害の24時間・365日の事故受付、分かりやすい申込書・ツールへの見直し、マイページサービスの開始等、2013年度末までに取り組みが完了しました。

創立60周年を迎える2017年までの4ヵ年の経営方針「Zetwork-60」～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～を策定し、より魅力的な保障の生協としての〈60周年の全労済の姿〉を確立します。

## 2 協同組合としての全労済

### (1) 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法(生協法)にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員に

よって行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

## 消費生活協同組合法(生協法)抜粋

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

### 第2章 事業

#### (最大奉仕の原則)

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

### ■各分野の協同組合一覧

分 野	法 律 ( 所 管 省 庁 )	協 同 組 合
農 業	農業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	農業協同組合等
漁 業	水産業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	漁業協同組合等
林 業	森林組合法にもとづく事業(農林水産省)	森林組合
消 費	消費生活協同組合法にもとづく事業(厚生労働省)	購買生協、共済生協、大学生協等
商 工	中小企業等協同組合法にもとづく事業(金融庁、経済産業省、国土交通省等)	火災共済協同組合、事業協同組合等

### (2) 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていくために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険(生命の危険や住宅災害、交通事故など)に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険のしくみを

使って確立した保障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は、経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

### (3) 労働者福祉事業団体としての全労済

協同組合としての全労済のもう一つの特徴は、労働者福祉運動との結びつきにあります。日本における「労働者福祉運動」は、労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法にもとづき、自主的に福祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生活上の問題の解決にあたる活動のことをいいます。それは、社会保障などの公的福祉や会社組織による企業内福祉とは異なり、労働者自身をその主体とする福

祉活動の分野を指しています。

労働者福祉の活動は、労働者福祉中央協議会(中央労福協)を中心に、事業団体として労働金庫、購買生協、住宅生協、共済生協などがあります。

全労済の活動は、これまで多くの労働組合員の自主的な活動によって組織化され、成り立ってきました。そして今では、労働組合のみならず地域の勤労者・生活者全体に、活動の裾野が広がっています。

### ■労働者福祉事業団体

労働金庫	●労働者の労働者による労働者のための唯一の金融機関で、労働者の団体を会員とする協同組織。 ●各種預金、会員や営利を目的としない法人に対する貸付、代理業務、為替取引の業務を行っている。
購買生協	●組合員の日常の生活に不可欠な鮮食をはじめ、さまざまな日用品、家電製品など幅広く組合員に供給している。 ●購買生協は、生協法にもとづく生協の中でも組合員数、事業高とも最大の規模を持っている。
住宅生協	●勤労者のために好ましい居住環境を提供することを目的としている生協。 ●住宅生協は、労働団体や労働金庫などとの協力によって、住宅や宅地の安定的供給をめざしている。
共済生協	●勤労者の生活上に生じる事故の際の協同的な助け合いの事業を行う組織。 ●保険のしくみを使って、保障事業を行っている。

### 3 組合員の運営参加

#### (1)組合員と運営組織

生活協同組合を構成するのは、組合員です。全労済も生活協同組合であり、全労済の活動は、組合員が職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加することで支えられています。

職場では、労働組合や事業所を「協力団体」という形で登録し、その組合員や従業員に全労済・共済の紹介や各種活動を行っていただいている。さらに、協力団体が一定のエリアごとに集まって「地区運営組織」を構成し、全労済への意見反映が行われています。

また、勤労者や生活者の方々を対象としている「地域」においては、全労済に共感していただいた「地域推進員」の方々が中心となって全労済・共済の紹介など、各種活動を行っていただいている。

一定のエリアごとに地域推進員が集まり、そのエリア内の組合員のグループ化をすすめていき「地区運営組織」を設置し、組合員の方々の全労済への意見反映が行われています。

##### ①組合員

出資金をお支払いいただければ、どなたでも全労

済の会員共済生協の組合員の資格が得られ、共済事業の利用ができます。

##### ②協力団体

協力団体数は、全国で32,032団体になります。その内訳は、労働組合、共済会、互助会等、職域を中心とした協力団体が31,035団体、地域の方を中心とした協力団体(生協、自治会等)は997団体です。

##### ③地域推進員

地域推進員とは、全労済や共済の紹介、組合員参加の諸活動の世話役などとして協力いただく方のことをいいます。

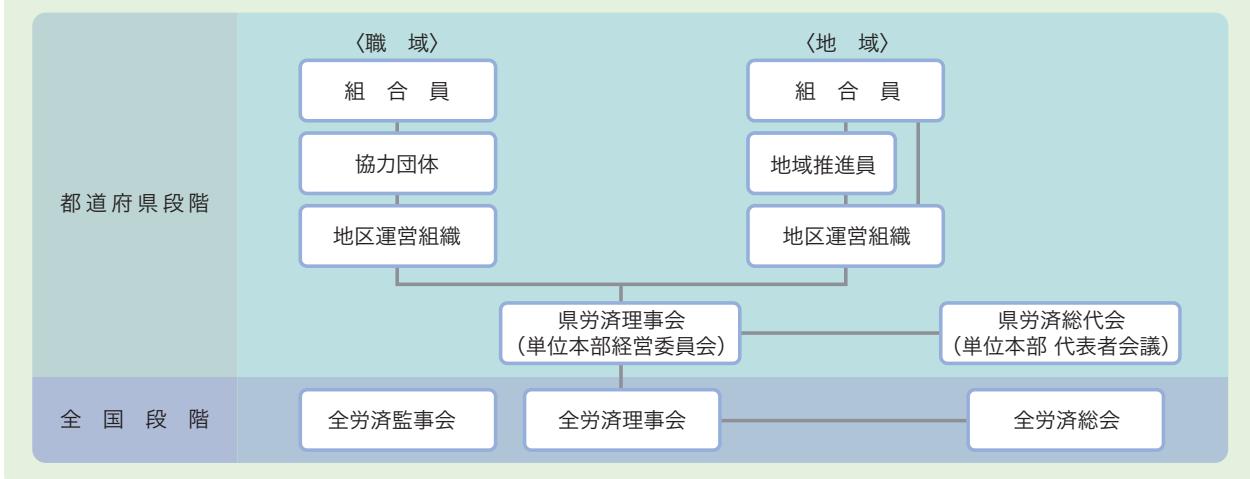
##### ④地区運営組織

地区(各県内の一定の市町村をまとめた地域)にある各協力団体や、推進員を中心に組織された労済運動推進のための協力機構のことを地区運営組織と呼んでいます。

職域の団体を中心に設置する場合や地域加入者を中心に設置する場合、あるいは両者合同で設置するなど、設置状況は都道府県によって異なっています。

#### ■全労済の運営組織図

2014年9月1日現在



#### (2)運営の監査

全労済では6名の監事〔常勤監事2名、非常勤監事4名(うち1名は員外監事)〕を選任のうえ、監査法人および内部監査との連携をはかりながら、全労済の運動理念と基本方針ならびに法令、定款および総会決定にもとづいた事業運営と業務執行が行われているかの監査を実施しています。

また、コンプライアンス室では、本部の各部門、事業本部・単位本部および子会社等を対象とし、内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から、全労済の健全かつ適切な運営を確保することを目的とした定期的な内部監査を実施しています。

## 4 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織です。

### (1) 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

①都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

②都道府県の区域を越えて設立された職域による

労働者を主体とする共済生協=8会員

③生協連合会=3会員

#### ■連合会としての全労済

##### 都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済	千葉労済
東京労済	神奈川労済	新潟県総合生協	長野労済	山梨労済生協	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

##### 都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

全国交運共済生協 JP共済生協 電通共済生協 教職員共済 森林労連共済 全たばこ生協 自治労共済 全水道共済

##### 生協連合会=3会員

日本再共済連 日本生協連 コープ共済連



全労済会館



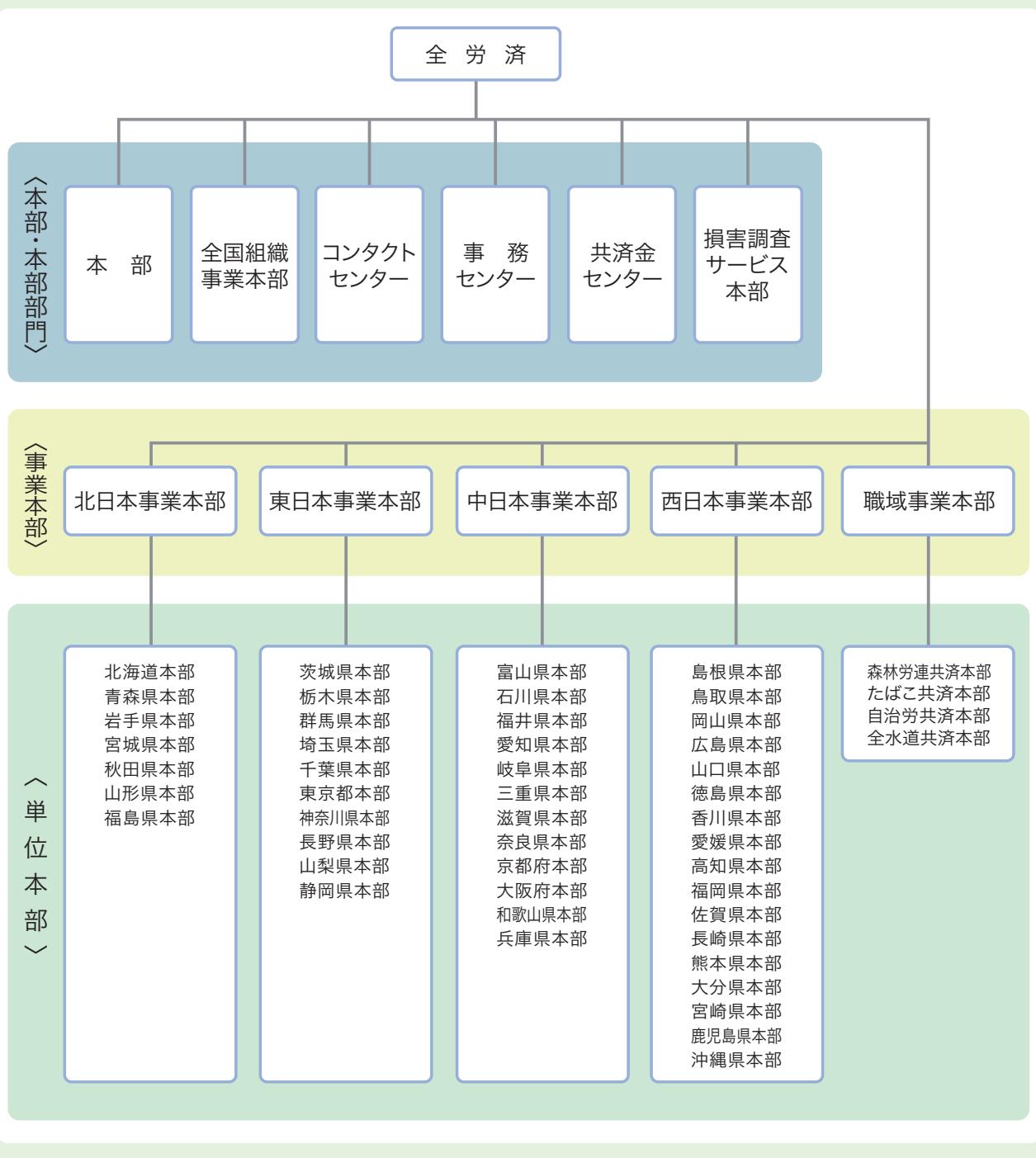
全労済ホール／スペース・ゼロ

## (2) 単一事業体としての全労済

前頁「都道府県の区域ごとに設立された」地域共済生協47会員のうち46会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運

営などを一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。

### ■ 単一事業体としての全労済



※各単位本部に、自賠責共済事業を実施するために自賠責共済事務所を設置しています。

## [本部]

経営企画部	経営計画・経営基本政策の策定、政治・行政への総合対応、広報活動、国際活動、関連団体との連携、法務、業務革新の企画および推進・普及
経営リスク統括室	経営諸リスクの管理・コントロール
経理部	会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理
資金証券部	資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理
人事部	人事政策、人事諸制度の企画・推進
総務部	機関運営・事務局運営の概括管理、施設・設備管理、秘書業務、社会的・公共的活動の調査研究・立案・推進
事業推進部	事業推進方針の策定、加入経路の開発・整備、各種組合員サービスに関する調査・企画、広告宣伝活動
生協・法人部	会員生協・各共済代理店・法人における事業推進課題に関する企画・指導
共済開発部	共済制度の研究・開発および運用
事務・システム統括部	事務・システム開発方針・計画策定、事務指導、システムの開発および保守・運用
次世代システム化構想検討プロジェクト	次世代システム化に向けた構想・計画を立案・実施
コンプライアンス室	内部監査の実施、改善指導、コンプライアンスの推進
共済金支払監理室	適切な共済金支払いに向けた監督・管理
Zetwork-60推進室	経営政策実行課題の推進、業務品質向上の推進、自動車共済事業の現状把握・分析と検証
監事事務局	監査の実施に関する実務

## [全国組織事業本部]

全国組織事業本部	全国域の産別中央組織および広域団体への事業推進
----------	-------------------------

## [業務センター部門]

コントラクトセンター	コントラクトセンター運営に関する企画・指導、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、ホームページ運用・管理
事務センター	各種共済の事務処理、事務指導および運営・管理
共済金センター	共済金支払い認定、共済金の支払い手続き、事故受付
損害調査サービス本部	損害調査業務、共済金の支払い、事故受付、損害調査担当職員の管理

共済計理人 共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与

## 5 全労済の役職員

### (1) 役 員



代表理事 理事長  
中世古 廣司



代表理事 専務理事  
原 日出夫

### [理事]

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
代表理事 理事長	なかせ こひろし 中世古廣司	全大阪労働者共済生活協同組合	理 事	たさい えいとし 田才 敏	新潟県総合生活協同組合
副理事長	りきしる 力石 利博 いしやま 石山 康夫 おかやま 岡山 伸 おだ 小田 一幸 とくなか 徳永 幸昭	青森県労働者共済生活協同組合 東京労働者共済生活協同組合 愛知県労働者共済生活協同組合 広島県労働者共済生活協同組合 全日本自治体労働者共済生活協同組合		なかい ひろあき 中井 宏明	全大阪労働者共済生活協同組合
代表理事 専務理事	はら ひでお 原 日出夫	員 外		いしくる 石黒 博	富山県労働者共済生活協同組合
常務理事	さきた ひろし 崎田 弘 あきた 秋田 元次 はだ 羽田 秀司	員 外 員 外 員 外		かさじま 笠島 邦夫	愛知県労働者共済生活協同組合
理 事	みうら まさみち 三浦 正道 みさわ ひろし 三澤 裕 ひろた まさみ 廣田 政巳 よこた ゆきひで 横田 行秀 たかす のりゆき 高須 則幸 さたけ いさお 佐竹 功	北海道労働者共済生活協同組合 山形県労働者共済生活協同組合 神奈川県労働者共済生活協同組合 埼玉県労働者共済生活協同組合 東京労働者共済生活協同組合 静岡県労働者共済生活協同組合		さかいい 酒井 行雄 かわごえ 川越 敏良 しまむら 島村 幸利 なかの 中野 威 たていし 立石 博文 いわさき 岩崎 春良 しまおか 島岡 勤 かとう 加藤 友康 のなか 野中 孝泰 かとうく みこ 加藤久美子 もりた あけみ 森田 明美 えざわ まさひこ 江澤 雅彦 ゆいね たえこ 唯根 妙子	兵庫労働者共済生活協同組合 徳島県共済生活協同組合 福岡県労働者共済生活協同組合 山口県共済生活協同組合 鹿児島県労働者共済生活協同組合 全国森林関連産業労働者共済生活協同組合 日本生活協同組合連合会 電気通信産業労働者共済生活協同組合 員外(中央推進会議) 員外(日本労働組合総連合会) 員外(学識経験者) 員外(学識経験者) 員外(学識経験者)

### [監事]

役 職 名	氏 名	所属会員
常勤監事	たかいし てつお 高石 哲夫 いいで まさひる 井手 雅弘	長崎県労働者生活協同組合 神奈川県労働者共済生活協同組合
監 事	こばやし やすし 小林 靖 ほし あきお 星 秋雄 みうら ひろかず 三浦 宏和 さいどう よしのぶ 齋藤 由宣	員外(学識経験者) 宮城労働者共済生活協同組合 全大阪労働者共済生活協同組合 全日本自治体労働者共済生活協同組合

### [執行役員]

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
本部常務執行役員	あべたかつみ 阿部田克美 いなむら ひろし 稻村 浩史 いくさわ ちひろ 生澤 千裕	—	中日本事業本部 常務執行役員	はまだ たけし 濱田 肇司	—
北日本事業本部 専務執行役員	たかはし ただお 高橋 忠雄 もり まさみ 森 正巳	—	西日本事業本部 専務執行役員	つちや そうち 土屋 庄一	—
東日本事業本部 専務執行役員	かとう ひろし 加藤 洋	—	西日本事業本部 常務執行役員	ひょうどう ひろし 俵藤 弘志	—
東日本事業本部 常務執行役員	あのかの こうじ 阿野 豊	—	職域事業本部 専務執行役員	ともり かずお 友利 一男	—
中日本事業本部 専務執行役員	—	—	職域事業本部 常務執行役員	こん まさのり 金 雅範	—
			本部執行役員	やまなか かずよし 山中 一能	—
				たかやま けいじ 高山 圭史	—

取り組み改善の

事業と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員

生活保障の考え方

社会貢献活動

協同組合との

組織と概要

## (2) 職 員

### ①常勤役職員数

3,642名(2014年5月末)

※他団体出向者含む

### ②採用状況

2012年 4月	105名
2013年 4月	103名
2014年 4月	103名

### ③平均給与

439,203円(2014年4月1日現在)

(注)平均給与は職員の税込月例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

### ④職員への教育・研修の状況

協同組合運動と共に事業の発展を通じて、今後も全労済は社会的責任を果たしていく必要があります。

職員への教育・研修は、その担い手である職員一人ひとりが、全労済の理念・信条を具現化するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応できる自律型職員の育成を目的にしています。全労済では、このような視点から教育・人材育成制度にもとづいた研修活動を行っています。

#### ①目標管理・職場でのOJT

人材育成の深耕をはかるOJT教育を継続的に実施する職場風土の構築に向け、目標による管理等のあらゆる機会を通じて、その意識付けを行っています。

#### ②共通教育

共通教育は、職員として修得が必須である理念や歴史、生協の本旨などについて、全職員を対象にeラーニングなどで実施しています。

#### ③集合研修

集合研修は、人材育成段階ごとの育成のねらいを踏まえ、「階層別研修」、「役職別研修」、「職種別研修」、「希望選択型研修」、「選抜型研修」の形態になっています。

階層別研修は、入会から3年間の基礎教育として、全労済職員に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

役職別研修は、係長以上の役職を対象に、マネジメント能力・意識の向上にむけ、各役職に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

職種別研修は、各職種の各段階で求められる知識・スキルの修得・向上と専門性を高めることを目的に実施しています。

希望選択型研修は、各人がステージや業務内容、知識や能力に応じて選択受講できる研修で、さらなる知識・スキルの修得・向上とキャリアアップを目的に実施しています。また、目標管理・評価制度ともリンクさせています。

選抜型研修は、基礎職(S5、S6)を対象に若手リーダーの育成、基幹職を対象に経営幹部職員の育成を目的としています。

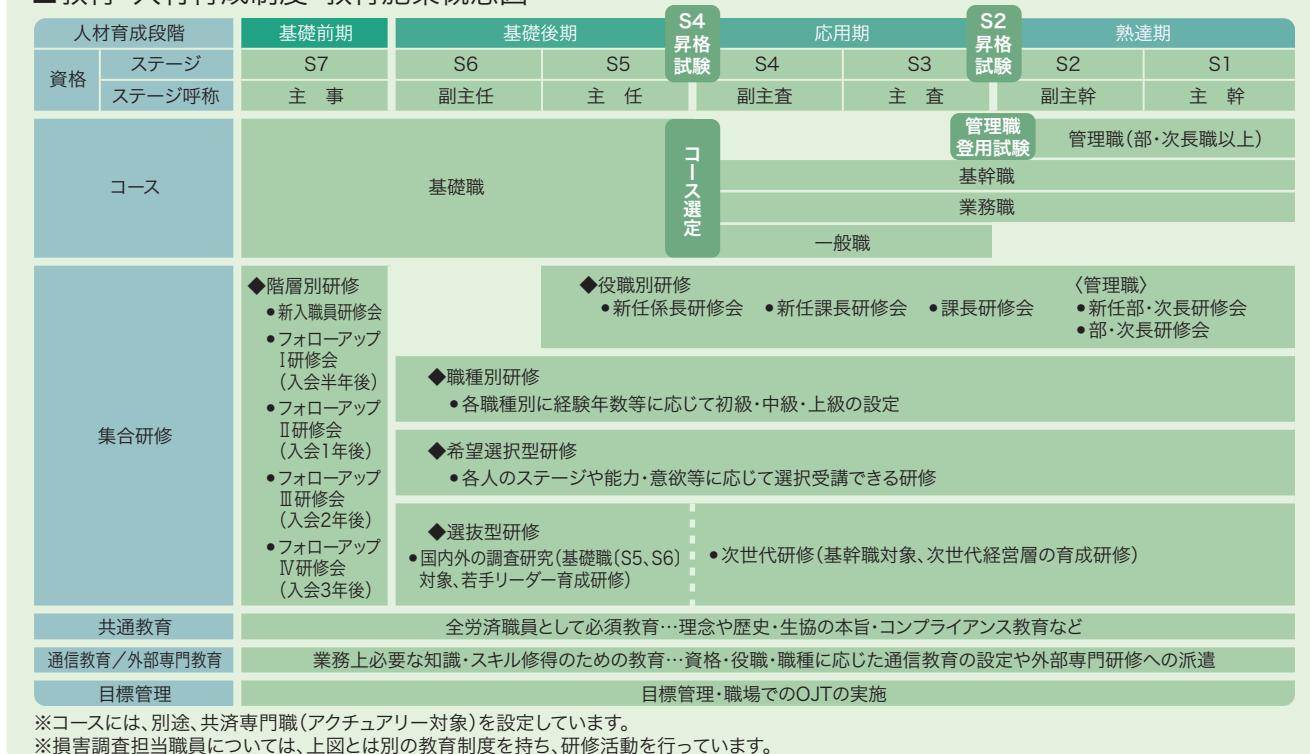
#### ④通信教育

通信教育は、業務上必要な知識・スキルの修得を目的に、目標管理・評価制度とリンクさせ、本人の啓発意識、全労済職員モデル基準にもとづく主体的な修得手段(業務教育)として実施しています。

#### ⑤外部専門研修

外部専門研修は、全労済内部で修得が難しい知識・スキルの修得を目的に、外部団体主催の専門教育研修へ派遣しています。

### ■教育・人材育成制度・教育施策概念図



## 6 全労済グループ

### (1) 基本三法人

全労済グループは、次の基本三法人で構成されています。

#### ①全労済(1957.9.29創立)

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

各種共済事業を行っています。

各都道府県ごとに設立された共済事業を行う生活協同組合(各都道府県生協)など58会員により構成されます。

また、そのうちの50会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運営を一本化した事業の統合により、单一事業体としての運営を行っています。

#### ②日本再共済連(1975.1.13設立)

(日本再共済生活協同組合連合会)

国内唯一の再共済専門団体として、再共済により元受会員の経営の安定と事業の発展に寄与するとともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

ともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

※2006年4月1日より、全国労働者共済生活協同組合再共済連合会から日本再共済生活協同組合連合会へ名称変更しました。

#### ③全労済協会(2013.6.3一般財団法人移行\*)

(一般財団法人全国労働者福祉・共済振興協会)

労働者の生活・福祉に関わる調査・研究を行うシンクタンク事業と相互扶助事業(認可特定保険業「自治体提携慶弔共済保険」「法人火災共済保険」「法人自動車共済保険」・損害保険代理店業「火災保険」「自動車保険」)を行っています。

役員・評議員は、全労済、日本再共済連、労働団体、福祉事業団体、学識経験者等により構成されています。

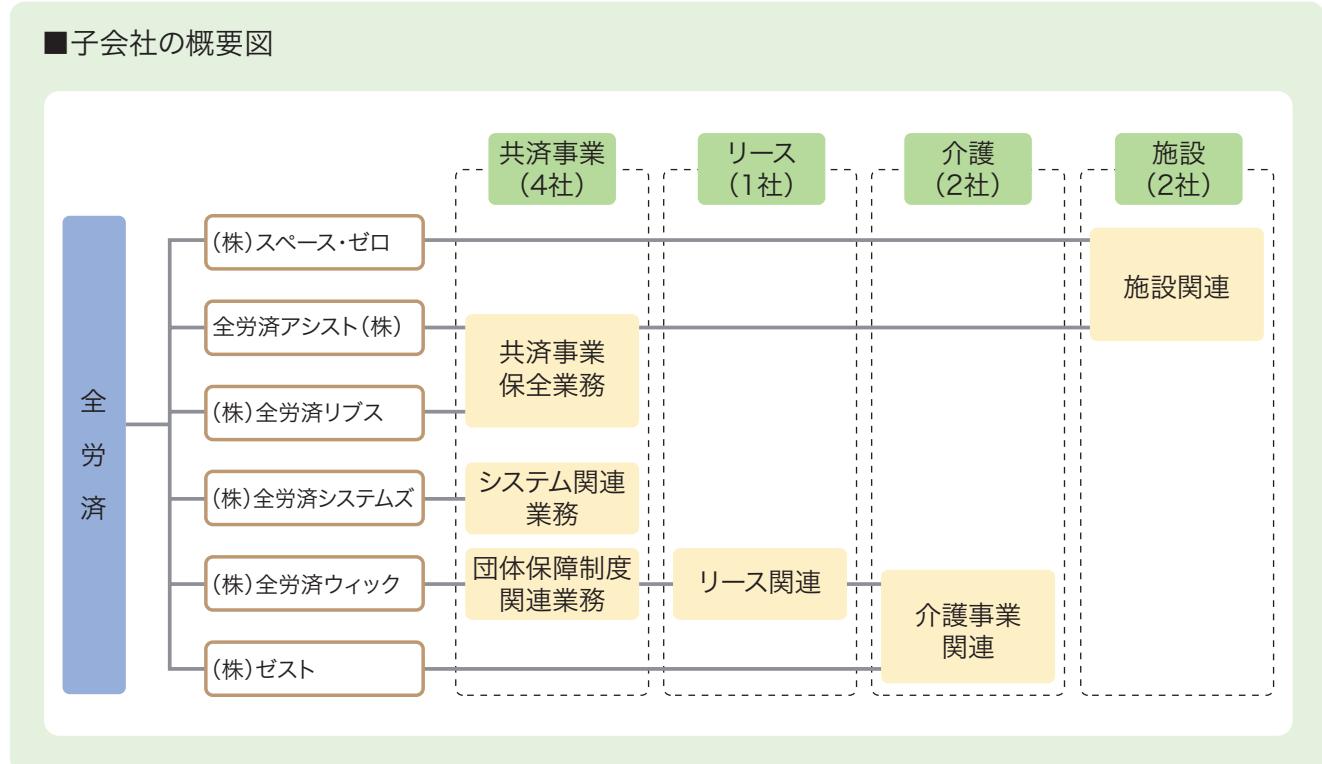
\*財全国労働者福祉振興協会(1982年設立)と財全国労働者福祉・共済協会(1989年設立)が2004年6月1日に統合し、2013年6月3日に一般財団法人に移行しました。

### (2) 子会社

全労済は共済事業を行っていますが、全労済の子会社において営まれている主な内容は、共済事業関連(共済事業の保全業務・システム関連業務・団体

保障制度関連業務)、介護事業関連、リース関連、施設関連などで共済事業を遂行していくうえで必要な業務や社会貢献事業等を行っています。

#### ■子会社の概要図



取り組み改善の  
業務

概況と經營の  
事況

健全性の  
經營

法令の遵守

情報開示と組合員  
サービス

生活保障の考え方  
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との  
連携・提携

全労済の  
組織と概要

# データ編

## CONTENTS

### I.事業の状況を示す指標

#### 1) 主要な業務状況を示す指標

1. 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標	65
2. 事業状況総括表	65
3. 支払共済金状況表	68
4. 契約者割戻しの状況	69

#### 2) 共済契約に関する指標

1. 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金	70
2. 契約種類別保障機能別保有契約高	70
3. 受入共済掛金明細表	71
4. 支払共済金明細表	71
5. 保有契約高増加率	72
6. 新契約平均共済金額(長期生命共済)	72
7. 保有契約平均共済金額(長期生命共済)	72
8. 解約失効率(長期共済)	72
9. 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)	72
10. 死亡率(長期生命共済)	72
11. 支払余力比率の明細	73
12. 再共済実施状況	73
13. 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	73
14. 県別・会員別保有契約高	74

#### 3) 経理に関する指標

1. 責任準備金の積立方式および積立率	74
2. 契約者割戻準備金明細表	74
3. 引当金の明細	75
4. 出資金及び積立金明細表	75
5. 事業経費明細表	75
6. 支払備金明細表	76
7. 未経過共済掛金明細表	76
8. 異常危険準備金明細表	76
9. 共済掛金積立金明細表	76
10. 業務用固定資産の明細	77

### 4) 資産運用に関する指標

1. 主要資産の平均残高	77
2. 主要資産の構成及び増減	78
3. 主要資産の運用利回り	79
4. 資産運用収益の明細	79
5. 資産運用費用の明細	79
6. 利息及び配当金等収益明細	80
7. 有価証券の種類別残高	80
8. 有価証券の残存期間別残高	81
9. 業種別保有株式明細表	82
10. 貸付金明細	82
11. 使途別の貸付金残高	83
12. 担保の種類別貸付金残高	83
13. 海外投資残高	83
14. 外国証券の海外投資地域別構成	83
15. 海外投資運用利回り	84
16. リスク管理債権の状況	84
17. 債務者区分による債権の状況	84
18. 有価証券等の時価情報	85
19. 金銭の信託の時価情報	86
20. デリバティブ取引の時価情報	86

### II. 決算関係書類

1. 貸借対照表	87
2. 損益計算書	88
3. 決算関係書類の注記	88
4. 貸借対照表の推移	95
5. 損益計算書の推移	96
6. 剰余金処分計算書	97

### III. 子会社等の状況に関する事項

1. 子会社等の状況	98
2. 子会社等の直近事業年度における事業の概況	99

※表中の数値は特に注記のない限り、単位未満四捨五入にしています。

# I. 事業の状況を示す指標

## 1) 主要な業務状況を示す指標

### 1 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標

	単位	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
経常収益	百万円	678,920	663,560	718,588	675,305	690,379
経常剰余金	百万円	42,224	38,681	36,915	32,295	87,854
当期剰余金	百万円	7,891	△ 16,889	△ 14,015	9,406	25,921
出資金	百万円	131,852	132,160	142,471	142,596	180,715
出資口数	千口	13,185	13,216	14,247	14,260	18,071
純資産額	百万円	240,857	226,016	222,129	247,139	314,547
総資産	百万円	2,986,028	3,046,959	3,116,448	3,233,931	3,399,538
責任準備金残高	百万円	2,508,575	2,557,667	2,646,890	2,745,467	2,809,171
貸付金残高	百万円	6,767	7,352	7,057	8,249	7,641
有価証券残高	百万円	2,254,448	2,258,208	2,321,094	2,413,303	2,575,535
剰余金の配当金額(注1)	百万円	2,429	0	0	2,348	0
常勤役職員数 (注2)	人	3,405	3,379	3,472	3,458	3,642
保有契約高	億円	6,729,401	6,766,832	6,914,070	6,918,198	7,680,417
保有契約件数	千件	34,452	33,959	34,427	33,707	33,432
保有契約口数	千口	3,864,562	3,831,315	4,029,574	3,982,971	4,032,834
共済金支払件数	千件	1,823	1,958	2,213	2,151	2,009
基礎利益	億円	1,279	904	1,177	1,206	1,373
支払余力比率 (注3)	%	1,036.4	1,109.7	1,196.4	1,389.3	1,574.4
受入共済掛金	百万円	589,284	576,559	590,729	586,393	600,506
支払共済金	百万円	326,343	358,618	387,914	334,833	330,886

(注1) 剰余金の配当金額は利用高割戻金です。

(注2) 常勤役職員は他団体出向者を含んでいます。

(注3) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

### 2 事業状況総括表

(単位:千件、千口、億円、%)

科 目	事業別	風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済		自賠責共済	団体定期 生命共済
					内、車両特約			
件 数	期 始	4,621	1,944	3,375	1,879	737	181	5,791
	2014年5月末	4,536	1,984	3,185	2,152	834	180	5,689
	純 増 加	-85	40	-191	273	97	-1	-102
	(前年純増加)	(-97)	(55)	(-134)	(11)	(31)	(3)	(-202)
	增 加 率	-1.8	2.0	-5.6	14.5	13.2	-0.7	-1.8
口 数	(前年増加率)	(-2.0)	(2.9)	(-3.8)	(0.6)	(4.4)	(1.6)	(-3.4)
	期 末 目 標 数	4,628	2,031	3,323	2,181	827	202	5,635
	目 標 達 成 率	98.0	97.7	95.8	98.7	100.9	88.9	101.0
	期 始	879,945	437,001	78,125	464,853	14,971	54,286	464,510
	2014年5月末	896,252	469,037	75,268	536,251	16,781	53,924	620,845
契 約 高	純 増 加	16,307	32,036	-2,857	71,399	1,810	-362	156,335
	(前年純増加)	(-8,135)	(21,524)	(-3,104)	(4,826)	(904)	(859)	(-18,282)
	增 加 率	1.9	7.3	-3.7	15.4	12.1	-0.7	33.7
	(前年増加率)	(-0.9)	(5.2)	(-3.8)	(1.0)	(6.4)	(1.6)	(-3.8)
	期 末 目 標 数	910,223	482,156	76,734	543,619	16,480	60,669	640,097
	目 標 達 成 率	98.5	97.3	98.1	98.6	101.8	88.9	97.0
	期 始	879,945	402,507	96,386	4,492,418	14,971	54,286	327,171
	2014年5月末	896,252	427,296	92,855	5,168,368	16,781	53,924	377,676
	純 増 加	16,307	24,789	-3,531	675,950	1,810	-362	50,505
	(前年純増加)	(-8,135)	(13,391)	(-3,969)	(37,903)	(904)	(859)	(-14,220)
	增 加 率	1.9	6.2	-3.7	15.0	12.1	-0.7	15.4
	(前年増加率)	(-0.9)	(3.4)	(-4.0)	(0.9)	(6.4)	(1.6)	(-4.2)
	期 末 目 標 数	910,223	438,306	94,739	5,239,221	16,480	60,669	388,733
	目 標 達 成 率	98.5	97.5	98.0	98.6	101.8	88.9	97.2

(単位:千件、千口、億円、%)

科 目	事業別	個人定期 生命共済	こども定期 生命共済	熟年定期 生命共済	傷害共済	個人賠償 責任共済	個人長期生命共済	
							内、満期部分	
件 数	期 始	4,747	638	256	446	60	1,244	
	2014年5月末	4,632	613	253	464	116	1,183	
	純 増 加	-115	-25	-3	18	55	-61	
	(前年純増加)	(-123)	(-25)	(-2)	(19)	(58)	(-73)	
	増 加 率	-2.4	-3.9	-1.1	4.0	91.9	-4.9	
	(前年増加率)	(-2.5)	(-3.7)	(-0.8)	(4.5)	(2341.9)	(-5.6)	
口 数	期 始	902,435	150,757	12,975	64,625	6,036	115,676	2,521
	2014年5月末	879,198	145,743	12,973	62,642	11,585	107,830	2,479
	純 増 加	-23,237	-5,014	-2	-1,983	5,549	-7,847	-42
	(前年純増加)	(-25,528)	(-4,768)	(115)	(-1,733)	(5,789)	(-8,844)	(-84)
	増 加 率	-2.6	-3.3	-0.0	-3.1	91.9	-6.8	-1.7
	(前年増加率)	(-2.8)	(-3.1)	(0.9)	(-2.6)	(2341.9)	(-7.1)	(-3.2)
契 約 高	期 始	355,428	72,990	4,224	23,944	6,036	47,116	2,521
	2014年5月末	340,633	70,352	4,018	24,729	11,585	43,965	2,479
	純 増 加	-14,794	-2,638	-205	784	5,549	-3,151	-42
	(前年純増加)	(-16,469)	(-2,569)	(-264)	(1,118)	(5,789)	(-3,628)	(-84)
	増 加 率	-4.2	-3.6	-4.9	3.3	91.9	-6.7	-1.7
	(前年増加率)	(-4.4)	(-3.4)	(-5.9)	(4.9)	(2341.9)	(-7.2)	(-3.2)
目 標 達 成 率	期 始	345,939	70,949	4,073	25,113	9,905	44,877	2,521
	2014年5月末	345,939	70,949	4,073	25,113	9,905	44,877	2,521
	純 増 加	98.5	99.2	98.7	98.5	117.0	98.0	98.3
	(前年純増加)							
	増 加 率							
	(前年増加率)							

科 目	事業別	個人年金共済	団体年金共済	新団体年金共済	終身共済			元受合計
件 数	期 始	191	114	511	933			26,870
	2014年5月末	194	109	508	933			26,614
	純 増 加	3	-4	-4	0			-255
	(前年純増加)	(3)	(-5)	(-4)	(1)			(-573)
	増 加 率	1.8	-3.8	-0.7	0.0			-1.0
	(前年増加率)	(1.4)	(-4.0)	(-0.7)	(0.1)			(-2.1)
口 数	期 始	52,909	539	3,387	69,552			3,757,611
	2014年5月末	53,808	511	3,363	70,204			3,999,432
	純 増 加	899	-28	-25	652			241,822
	(前年純増加)	(680)	(-31)	(-82)	(921)			(-35,795)
	増 加 率	1.7	-5.1	-0.7	0.9			6.4
	(前年増加率)	(1.3)	(-5.4)	(-2.4)	(1.3)			(-0.9)
契 約 高	期 始	54,414	514	3,408	76,334			4,081,273
	2014年5月末	54,414	99.5	98.7	92.0			98.0
	純 増 加	98.9						
	(前年純増加)							
	増 加 率							
	(前年増加率)							

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別 科 目		火災再共済	慶弔再共済	生命再共済	自動車再共済	元受・再共済合計	受託事業	総合計
件数	期始	424	3,614	657	0	31,565	2,142	33,707
	2014年5月末	184	4,483	0	38	31,319	2,113	33,432
	純 増 加	-240	869	-657	38	-246	-29	-275
	(前年純増加)	(-15)	(-107)	(-29)	-	(-725)	(5)	(-720)
	増 加 率	-56.5	24.1	-100.0	-	-0.8	-1.4	-0.8
	(前年増加率)	(-3.5)	(-2.9)	(-4.3)	-	(-2.2)	(0.3)	(-2.1)
期末目標数	目標達成率	188	4,452	0	48	31,706	2,297	34,003
		98.0	100.7	-	79.0	98.8	92.0	98.3
口数	期始	31,368	15,296	176,553	0	3,980,828	2,142	3,982,971
	2014年5月末	4,572	17,582	0	9,134	4,030,721	2,113	4,032,834
	純 増 加	-26,796	2,286	-176,553	9,134	49,892	-29	49,863
	(前年純増加)	(-1,113)	(-307)	(-9,393)	-	(-46,609)	(5)	(-46,603)
	増 加 率	-85.4	14.9	-100.0	-	1.3	-1.4	1.3
	(前年増加率)	(-3.4)	(-2.0)	(-5.1)	-	(-1.2)	(0.3)	(-1.2)
契約高	期末目標数	4,658	17,379	0	11,547	4,114,857	2,297	4,117,154
	目標達成率	98.2	101.2	-	79.1	98.0	92.0	98.0

(注1) 団体年金共済・新団体年金共済の口数は、隨時平準方式で換算しています。

(注2) 個人賠償責任共済の件数については、合計の件数カウントには含めていません。

## &lt;参考資料&gt;火災共済・団体年金共済加入実績

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別 科 目		風水火災共済	火災再共済	火災共済合計	団体年金共済		団体年金共済合計
件数	口数				新団体年金共済		
件数	期始	4,621	424	5,045	114	511	625
	2014年5月末	4,536	184	4,721	109	508	617
	純 増 加	-85	-240	-324	-4	-4	-8
	(前年純増加)	(-97)	(-15)	(-112)	(-5)	(-4)	(-8)
	増 加 率	-1.8	-56.5	-6.4	-3.8	-0.7	-1.3
	(前年増加率)	(-2.0)	(-3.5)	(-2.2)	(-4.0)	(-0.7)	(-1.3)
口数	期末目標数	4,628	188	4,816	109	516	625
	目標達成率	98.0	98.0	99.9	99.9	98.4	98.7
口数	期始	879,945	31,368	911,313	539	3,387	3,926
	2014年5月末	896,252	4,572	900,824	511	3,363	3,874
	純 増 加	16,307	-26,796	-10,489	-28	-25	-52
	(前年純増加)	(-8,135)	(-1,113)	(-9,249)	(-31)	(-82)	(-113)
	増 加 率	1.9	-85.4	-1.2	-5.1	-0.7	-1.3
	(前年増加率)	(-0.9)	(-3.4)	(-1.0)	(-5.4)	(-2.4)	(-2.8)
契約高	期末目標数	910,223	4,658	914,881	514	3,408	3,922
	目標達成率	98.5	98.2	98.5	99.5	98.7	98.8

<参考資料>こくみん共済・団体生命移行共済加入実績

(単位:千件、千口、億円、%)

科 目	事業別	こくみん共済				団体生命 移行共済
		短期共済	個人長期生命共済	終身共済		
件 数	期 始 2014年5月末	6,529	5,978	29	522	
	純 増 加 (前年純増加)	6,405	5,849	37	519	109
	増 加 率 (前年増加率)	-124	-129	8	-3	113
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	-1.9	(-138)	(9)	(-3)	4
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	6,475	-2.2	29.6	-0.6	(8)
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	98.9	(-2.0)	(49.3)	(-0.6)	4.0
口 数	期 始 2014年5月末	1,165,181	1,126,755	766	37,660	10,072
	純 増 加 (前年純増加)	1,140,830	1,101,877	954	37,999	10,263
	増 加 率 (前年増加率)	-24,351	-24,878	188	339	191
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	(-25,946)	(-26,649)	(208)	(495)	(523)
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	-2.1	-2.2	24.6	0.9	1.9
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	1,152,721	(-2.2)	(37.4)	(1.3)	(5.5)
契約高	期 始 2014年5月末	457,231	456,507	683	41	6,115
	純 増 加 (前年純増加)	446,049	445,135	872	42	6,182
	増 加 率 (前年増加率)	-11,183	-11,372	189	0	67
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	(-12,473)	(-12,681)	(208)	(0)	(286)
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	-2.4	-2.5	27.7	0.6	1.1
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	450,257	(-2.7)	(43.7)	(0.7)	(4.9)

### 3 支払共済金状況表

(単位:件、千円、%)

科 目	事業別	風水火災共游	自然災害共游	交通災害共游	自動車総合補償共游		(内)損調付帯費用	自賠責共游	団体定期 生命共游
					(内)損調付帯費用				
件 数	前 年 度 実 繕 当 年 度 実 繖	45,322	20,942	30,634	209,290	—	2,250	173,077	
	增 減 増 減 率	57,243	27,442	29,490	206,623	—	2,176	162,062	
	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	11,921	6,500	-1,144	-2,667	—	-74	-11,015	
	増 減 増 減 率	26.3	31.0	-3.7	-1.3	—	-3.3	-6.4	
金 額	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	16,332,118	7,629,283	4,837,480	55,693,067	2,380,013	1,344,026	36,334,577	
	增 減 増 減 率	16,994,702	9,508,692	4,557,602	57,629,766	2,287,353	1,161,240	43,062,020	
	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	662,585	1,879,410	-279,878	1,936,698	-92,660	-182,786	6,727,443	
	増 減 増 減 率	4.1	24.6	-5.8	3.5	-3.9	-13.6	18.5	

科 目	事業別	こくみん共済・団体生命移行共済					
		個人定期	こども定期	熟年定期	傷 害	個人賠償 (内)損調付帯費用	
件 数	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	438,002	307,282	95,479	13,495	21,627	119
	增 減 増 減 率	428,803	302,837	90,672	12,637	22,422	235
	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	-9,199	-4,445	-4,807	-858	795	116
	増 減 増 減 率	-2.1	-1.4	-5.0	-6.4	3.7	97.5
金 額	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	63,119,945	50,785,584	4,351,215	2,473,723	5,497,219	12,203
	增 減 増 減 率	61,281,686	49,449,147	4,288,412	2,393,144	5,124,028	26,956
	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	-1,838,258	-1,336,437	-62,803	-80,580	-373,191	14,753
	増 減 増 減 率	-2.9	-2.6	-1.4	-3.3	-6.8	120.9

科 目	事業別	個人長期生命共済		個人年金共済	団体年金共済		
		通常部分	満期部分		団体年金共済	団体年金共済	新団体年金共済
件 数	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	186,586	122,104	64,482	340,706	247,175	9,263
	增 減 増 減 率	175,653	119,493	56,160	355,017	256,938	17,590
	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	-10,933	-2,611	-8,322	14,311	9,763	8,327
	増 減 増 減 率	-5.9	-2.1	-12.9	4.2	3.9	89.9
金 額	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	55,389,917	18,878,455	36,511,462	36,806,743	32,698,377	1,561,634
	增 減 増 減 率	48,717,328	18,643,149	30,074,179	38,796,798	33,811,768	2,453,550
	前 年 度 実 繖 当 年 度 実 繖	-6,672,589	-235,306	-6,437,283	1,990,056	1,113,391	891,916
	増 減 増 減 率	-12.0	-1.2	-17.6	5.4	3.4	57.1

(単位:件、千円、%)

科 目	事業別	終身共済		元受合計	火災再共済	慶弔再共済	生命再共済	自動車再共済
		(内)生存・長寿						
件 数	前年度実績 当年度実績 増 減 率	97,802 103,835 6,033 6.2	9,957 10,553 596 6.0	1,791,786 1,805,282 13,496 0.8	5,611 1,910 -3,701 -66.0	193,184 200,813 7,629 3.9	160,632 0 -160,632 -100.0	0 1,116 1,116 -
金 額	前年度実績 当年度実績 増 減 率	11,884,172 12,804,389 920,217 7.7	2,754,359 3,045,496 291,137 10.6	322,069,705 328,325,992 6,256,287 1.9	740,956 100,125 -640,831 -86.5	1,833,835 2,193,691 359,855 19.6	10,188,605 0 -10,188,605 -100.0	0 266,074 266,074 -

科 目	事業別	総合計
件 数	前年度実績 当年度実績 増 減 率	2,151,213 2,009,121 -142,092 -6.6
金 額	前年度実績 当年度実績 増 減 率	334,833,101 330,885,883 -3,947,219 -1.2

## 4 契約者割戻しの状況

### (1) 割戻準備金繰入額明細表

(単位:百万円)

共済種類	2012年度	2013年度
団体定期生命共済	8,112	15,200
個人定期生命共済	12,431	17,022
こども定期生命共済	1,177	1,139
熟年定期生命共済	289	638
傷害共済	504	508
個人長期生命共済	3,226	3,366
全制度合計	25,740	37,872

### (2) こくみん共済割戻・振替出資単価一覧

(単位:円)

共済種類	個人定期生命共済											
	タイプ	総合	総合2倍	大型	総合 プラス	生きる 安心	生きる 安心H	生きる 安心W	医療	医療 プラス	医療 安心	医療 安心H
割戻単価(月)	280		560	840	140	400	200	800	320	160	460	230
振替出資単価(月)	28		56	84	14	40	20	80	32	16	46	23

(単位:円)

共済種類	個人定期生命共済											
	タイプ	総合 60歳移行	総合2倍 60歳移行	大型 60歳移行	生きる安心 60歳移行	生きる安心W 60歳移行	医療 60歳移行	医療安心 60歳移行	総合 65歳移行	総合2倍 65歳移行	医療 65歳移行	総合 70歳移行
割戻単価(月)	250	500	750	350	700	260	380	240	480	260	90	180
振替出資単価(月)	25	50	75	35	70	26	38	24	48	26	9	18

(単位:円)

共済種類	こども定期生命共済					熟年定期生命共済						
	タイプ	キッズ	キッズ ワイド	シニア 総合	シニア 医療	シニア 総合移行	タイプ	キッズ	キッズ ワイド	シニア 総合	シニア 医療	シニア 総合移行
割戻単価(月)	140	250	220	220	220							
振替出資単価(月)	14	25	22	22	22							

(単位:円)

共済種類	傷害共済									
	タイプ	シニア 傷害	シニア 傷害安心	シニア 傷害ベース	シニア 傷害安心H	シニア 傷害ベースH	傷害 安心W	傷害W	傷害 安心	傷害 プラス
割戻単価(月)	100	90	90	50	50	100	100	60	60	50
振替出資単価(月)	10	9	9	5	5	10	10	6	6	5

## 2) 共済契約に関する指標

### 1 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金

(単位:新契約高(件数)は千件、保有契約高は億円、元受共済掛金は百万円)

共済種類	2012年度			2013年度		
	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金
風水火災共済	154	879,945	58,103	160	896,252	59,126
自然災害共済	139	402,507	37,018	129	427,296	39,761
交通災害共済	121	96,386	9,110	117	92,855	8,785
自動車総合補償共済	125	4,492,418	70,542	130	5,168,368	81,053
自賠責共済	88	54,286	1,998	86	53,924	2,169
団体定期生命共済	286	327,171	71,269	269	377,676	90,929
個人定期生命共済	494	355,428	118,121	482	340,633	115,478
こども定期生命共済	43	72,990	7,821	41	70,352	7,572
熟年定期生命共済	44	4,224	6,149	36	4,018	6,107
傷害共済	66	23,944	10,643	66	24,729	10,483
個人賠償責任共済	61	6,036	82	65	11,585	204
個人長期生命共済	44	47,116	74,920	40	43,965	71,482
個人年金共済	5	8,744	15,775	6	8,813	15,830
団体年金共済	—	3,118	6,161	—	3,036	5,767
新団体年金共済	25	11,415	40,877	26	11,292	41,677
終身生命共済	46	11,270	39,792	41	11,084	39,728

(注) 元受共済掛金は、元受契約の受入共済掛金です。

### 2 契約種類別保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分	共済種類	2012年度	2013年度
死亡保障	普通死亡	短期共済 長期共済 合計	36,726,464 3,118,461 39,844,926
	災害死亡	短期共游 長期共済 合計	31,722,505 2,437,615 34,160,120
	その他の条件付死亡	短期共済 長期共済 合計	24,020,554 0 24,020,554
死亡保障合計		98,025,600	93,701,255
生存保障	満期・生存給付	短期共済 長期共済 合計	0 2,022,897 2,022,897
	年金	短期共済 長期共済 合計	0 (63,491) (63,491)
	その他	短期共済 長期共済 合計	0 573,187 573,187
生存保障合計		2,596,084	2,577,568
入院保障	災害入院	短期共済 長期共済 合計	44,203 5,813 50,016
	疾病入院	短期共済 長期共済 合計	24,767 5,816 30,584
	その他の条件付入院	短期共済 長期共済 合計	3,674 861 4,536
入院保障合計		85,136	82,114
障害保障		短期共済 短期共済 長期共済	195,087 (90,269,628) (5,488,251)
手術保障		短期共済 長期共済	105,709 (12,474)
			105,042 (12,099)

(注1) 本表における短期共済とは、交通災害、団体定期生命、個人定期生命、こども定期生命、熟年定期生命、傷害共済の総称です。長期共済とは、個人長期生命、個人年金、団体年金、新団体年金、終身生命の総称です。

(注2) ( )内数値は、契約高として計上していませんが保障対象であることを表しています。

(注3) 生存保障の満期・生存給付欄の金額は、個人年金共済、団体年金共済・新団体年金共済について、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

(注4) 生存保障の年金欄の金額は、年金年額です。

(注5) 生存保障のその他欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済の年金支払開始後の責任準備金です。

(注6) 入院保障欄の金額は、入院給付日額です。

### 3 受入共済掛金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2012年度			2013年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	58,103	9.9	-0.9	59,126	9.8	1.8
自然災害共済	37,018	6.3	6.1	39,761	6.6	7.4
交通災害共済	9,110	1.6	-4.0	8,785	1.5	-3.6
自動車総合補償共済	70,542	12.0	3.0	81,053	13.5	14.9
自賠責共済	1,998	0.3	2.5	2,169	0.4	8.6
団体定期生命共済	71,269	12.2	-3.9	90,929	15.1	27.6
個人定期生命共済	118,121	20.1	-2.0	115,478	19.2	-2.2
子ども定期生命共済	7,821	1.3	-2.3	7,572	1.3	-3.2
熟年定期生命共済	6,149	1.0	-2.1	6,107	1.0	-0.7
傷害共済	10,643	1.8	-0.9	10,483	1.7	-1.5
個人賠償責任共済	82	0.0	16,387.1	204	0.0	150.8
個人長期生命共済	74,920	12.8	0.5	71,482	11.9	-4.6
個人年金共済	15,775	2.7	7.1	15,830	2.6	0.4
団体年金共済	6,161	1.1	-4.7	5,767	1.0	-6.4
新団体年金共済	40,877	7.0	-1.4	41,677	6.9	2.0
終身生命共済	39,792	6.8	0.6	39,728	6.6	-0.2
火災再共済	1,158	0.2	-2.7	272	0.0	-76.5
慶弔再共済	2,675	0.5	-1.0	3,475	0.6	29.9
自動車再共済	—	—	—	607	0.1	—
生命再共済	14,182	2.4	-16.1	—	—	-100.0
全制度合計	586,393	100.0	-0.7	600,506	100.0	2.4

### 4 支払共済金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2012年度			2013年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	16,332	4.9	-5.0	16,995	5.1	4.1
自然災害共済	7,629	2.3	-84.0	9,509	2.9	24.6
交通災害共済	4,837	1.4	-3.2	4,558	1.4	-5.8
自動車総合補償共済	55,693	16.6	1.4	57,630	17.4	3.5
自賠責共済	1,344	0.4	25.4	1,161	0.4	-13.6
団体定期生命共済	36,335	10.9	-10.7	43,062	13.0	18.5
個人定期生命共済	50,786	15.2	-7.5	49,449	14.9	-2.6
子ども定期生命共済	4,351	1.3	-6.2	4,288	1.3	-1.4
熟年定期生命共済	2,474	0.7	-10.4	2,393	0.7	-3.3
傷害共済	5,497	1.6	-9.9	5,124	1.5	-6.8
個人賠償責任共済	12	0.0	17,851.7	27	0.0	120.9
個人長期生命共済	55,390	16.5	4.4	48,717	14.7	-12.0
個人年金共済	36,807	11.0	-18.3	38,797	11.7	5.4
団体年金共済	1,562	0.5	-63.5	2,454	0.7	57.1
新団体年金共済	31,137	9.3	15.4	31,358	9.5	0.7
終身生命共済	11,884	3.5	1.5	12,804	3.9	7.7
火災再共済	741	0.2	32.0	100	0.0	-86.5
慶弔再共済	1,834	0.5	-31.4	2,194	0.7	19.6
自動車再共済	—	—	—	266	0.1	—
生命再共済	10,189	3.0	19.8	—	—	—
全制度合計	334,833	100.0	-13.7	330,886	100.0	-1.2

## 5 保有契約高増加率

(単位:億円、%)

共済種類	2012年度	増加率	2013年度	
				増加率
風水火災共済	879,945	-0.9	896,252	1.9
自然災害共済	402,507	3.4	427,296	6.2
交通災害共済	96,386	-4.0	92,855	-3.7
自動車総合補償共済	4,492,418	0.9	5,168,368	15.0
自賠責共済	54,286	1.6	53,924	-0.7
団体定期生命共済	327,171	-4.2	377,676	15.4
個人定期生命共済	355,428	-4.4	340,633	-4.2
こども定期生命共済	72,990	-3.4	70,352	-3.6
熟年定期生命共済	4,224	-5.9	4,018	-4.9
傷害共済	23,944	4.9	24,729	3.3
個人賠償責任共済	6,036	2,341.9	11,585	91.9
個人長期生命共済	47,116	-7.2	43,965	-6.7
個人年金共済	8,744	0.4	8,813	0.8
団体年金共済	3,118	-2.7	3,036	-2.6
新団体年金共済	11,415	-1.4	11,292	-1.1
終身生命共済	11,270	-1.7	11,084	-1.7
火災再共済	31,368	-3.4	4,572	-85.4
慶弔再共済	22,176	-2.3	39,332	77.4
自動車再共済	—	—	90,635	—
生命再共済	67,656	-5.1	—	—
全制度合計	6,918,198	0.1	7,680,417	11.0

## 6 新契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位:千円)

共済種類	2012年度	2013年度
個人長期生命共済	1,980	1,860
終身生命共済	2,620	2,710

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

## 9 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)

(単位:円)

共済種類	2012年度	2013年度
個人長期生命共済	4,370	4,320
個人年金共済	14,530	15,190
新団体年金共済	5,910	5,950
終身生命共済	3,820	3,880

## 7 保有契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位:千円)

共済種類	2012年度	2013年度
個人長期生命共済	3,440	3,330
終身生命共済	3,190	3,190

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

## 10 死亡率(長期生命共済)

(単位:%)

共済種類	2012年度	2013年度
個人長期生命共済	2.69	2.88
終身生命共済	6.18	6.83

(注1) 死亡率は、死亡保障を主とする契約に係る件数率です。

(注2) 1% (パーセント) は1000分の1を表しています。

## 8 解約失効率(長期共済)

(単位:%)

共済種類	2012年度	2013年度
個人長期生命共済	3.9	3.6
個人年金共済	0.6	0.6
団体年金共済	3.4	3.2
終身生命共済	4.6	4.1

(注1) 解約失効率 = 期中解約・失効件数 / 月度平均加入件数。

(注2) 年金共済は、年金支払開始前契約についての解約失効率。

(注3) 団体年金共済には、新団体年金共済を含んでいます。

## 11 支払余力比率の明細

(単位:百万円、%)

	2012年度決算 ①	2013年度決算 ②	増減 ②-①
支払余力総額	850,268	974,824	124,556
1 純資産の部の合計額	240,793	304,007	63,214
2 価格変動準備金	26,240	32,688	6,448
3 異常危険準備金	280,094	304,033	23,939
4 一般貸倒引当金の額	17	15	△ 2
5 その他有価証券評価差額の90%(負の場合は100%)	4,402	11,535	7,132
6 土地含み損益の85%(負の場合は100%)	△ 22,940	△ 22,211	729
7 上記に準ずるもの額	321,661	344,756	23,096
①解約返戻金等超過額	293,355	308,496	15,142
②将来利益	12,239	13,457	1,218
③税効果相当額	16,067	22,803	6,736
④その他出資金、準備金に準ずる性質を有するもの	—	—	—
リスクの合計額	122,406	123,836	1,430
R1 一般共済リスク相当額	51,887	50,369	△ 1,518
R2 巨大災害リスク相当額	54,238	54,915	677
R3 予定利率リスク相当額	4,992	4,964	△ 29
R4 資産運用リスク相当額	34,578	37,628	3,050
R5 経営管理リスク相当額	2,914	2,958	44
支払余力比率	1,389.3	1,574.4	185.1ポイント

(注1) 上記は、消費生活協同組合法施行規則第166条の2、第166条の3及び消費生活協同組合法施行規程第4条の2から第4条の5までの規定に基づいて算出しています。

(注2) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

## 12 再共済実施状況

### ①再共済又は再保険を引受けた主要な会社数

項目	2012年度	2013年度
再共済又は再保険を引受けた主要な会社数	3社	3社

### ②上位5社に対する支払再共済掛金の割合

項目	2012年度	2013年度
上位5社に対する支払再共済掛金の割合	100%	100%

### ③格付機関の格付に基づく区分ごとの支払再共済掛金の割合

項目	2012年度	2013年度
A以上	14.0%	16.2%
BBB以上	0.0%	0.0%
その他(格付なし)	86.0%	83.8%

(注) 格付区分の方法

1. S&amp;P社の格付を使用しています。

2. S&amp;P社の格付がない場合は「その他(格付なし)」に区分しています。

### ④未収再共済金の額

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
未収再共済金(出再分)	1,689	1,884

(注) 自賠責にかかる未収再共済金を除いています。

## 13 契約年度別責任準備金残高及び予定利率

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1985年度	35,764	2.25~6.00
1986年度~1990年度	243,191	2.25~6.00
1991年度~1995年度	682,670	2.25~6.00
1996年度~2000年度	169,665	2.25~3.75
2001年度~2005年度	149,689	1.00~2.25
2006年度	39,782	1.00~1.50
2007年度	32,331	1.00~1.50
2008年度	29,320	1.00~1.50
2009年度	40,449	1.00~1.50
2010年度	31,061	1.00~1.50
2011年度	28,960	1.00~1.50
2012年度	25,539	1.00~1.50
2013年度	17,846	1.00~1.50

(注1) 責任準備金残高には、予定利率を有する共済掛金積立金(団体年金共済、新団体年金共済を除く)を記載しています。

(注2) 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金に係る主な予定利率を記載しています。

## 14 県別・会員別保有契約高

(単位:百万円)

	2012年度	2013年度
北海道	21,006,129	20,635,986
青森	9,810,071	9,732,627
岩手	7,496,174	7,491,592
宮城	10,491,459	10,438,869
秋田	7,551,150	7,477,449
山形	9,616,541	9,542,085
福島	13,958,072	13,857,838
日本	79,929,596	79,176,447
茨城	19,399,151	19,804,115
栃木	15,873,763	15,917,500
群馬	11,537,580	11,675,869
埼玉	26,502,864	26,382,800
千葉	17,842,566	17,677,783
東京	48,076,999	46,915,433
神奈川	31,832,616	31,220,500
長野	16,709,273	16,706,289
山梨	5,696,004	5,700,069
静岡	22,934,014	22,774,669
日本	216,404,831	214,775,027
富山	12,346,300	12,319,902
石川	6,626,543	6,621,688
福井	5,060,680	5,023,704
愛知	25,089,660	25,120,742
岐阜	8,104,129	8,085,631
三重	8,330,164	8,351,791
滋賀	4,816,230	4,806,892
奈良	3,511,339	3,484,798
京都	9,139,218	9,121,061
大阪	28,940,103	28,603,841
和歌山	5,613,161	5,556,307
兵庫	13,590,194	13,516,584
日本	131,167,722	130,612,942
島根	4,448,945	4,459,580

(単位:百万円)

	2012年度	2013年度
鳥取	3,552,004	3,560,625
岡山	9,575,008	9,598,332
広島	11,680,928	11,941,044
山口	11,641,792	11,729,497
徳島	4,740,393	4,829,075
香川	5,278,807	5,327,950
愛媛	7,447,605	7,505,121
高知	5,182,405	5,217,650
福岡	15,012,701	15,321,306
佐賀	3,850,751	3,923,238
長崎	5,368,834	5,422,632
熊本	6,043,519	6,095,739
大分	6,409,985	6,459,817
宮崎	7,903,126	8,008,312
鹿児島	7,562,677	7,664,195
沖縄	10,485,097	10,935,751
日本	126,184,579	127,999,866
地方事業本部計	553,686,727	552,564,282
自治労	9,436,635	89,195,380
森林	7,977,560	7,793,913
たばこ	5,610,303	5,589,667
全水道	2,097,979	2,091,096
職域事業本部計	25,122,478	104,670,055
事業本部計	578,809,205	657,234,338
その他	11,096,897	10,308,100
統合会員計	589,906,102	667,542,438
新潟	16,848,497	16,737,068
会員単協計	16,848,497	16,737,068
JP	28,610,927	28,406,215
電通	38,219,396	37,497,715
全国交運	18,234,852	17,858,216
単産会員計	85,065,175	83,762,146
合計	691,819,773	768,041,652

## 3) 経理に関する指標

### 1 責任準備金の積立方式および積立率

(単位:%)

項目	2012年度	2013年度
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率	100	100

(注) 積立率は、生協法施行規則に定める純共済掛金式により計算した共済掛金積立金に対する積立率を記載しています。

### 2 契約者割戻準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2012年度	2013年度
団体定期生命共済	8,112	15,200
個人定期生命共済	12,431	17,022
こども共済	1,177	1,139
熟年定期共済	289	638
傷害共済	504	508
個人長期生命共済	11,675	11,891
個人年金共済	637	571
新団体年金共済	20	18
終身生命共済	1,141	1,104
全制度合計	35,986	48,090

### 3 引当金の明細

(単位:百万円)

項目		2012年度	2013年度	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	17	15	-2
	個別貸倒引当金	212	178	-34
	合計	229	193	-37
その他引当金	役員退職給与引当金	1,642	1,182	-460
	退職給付引当金	22,128	24,074	1,946
	合計	23,771	25,256	1,485
価格変動準備金		26,240	32,688	6,448
合計		50,240	58,137	7,897

### 4 出資金及び積立金明細表

(単位:百万円)

種類	2012年度				2013年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
会員出資金	142,471	125	—	142,596	142,596	50,012	11,893	180,715
法定準備金	34,329	300	—	34,629	34,629	1,882	—	36,511
任意積立金	54,579	1,600	868	55,311	55,311	5,800	1,723	59,388
事務能率積立金	17,021	1,100	205	17,917	17,917	2,300	—	20,217
労災補償積立金	1,175	—	—	1,175	1,175	—	—	1,175
新制度等開発積立金	486	—	—	486	486	—	—	486
経営諸リスク対応特別積立金	33,741	—	—	33,741	33,741	2,000	—	35,741
社会貢献・国際連帯活動基金	757	—	231	526	526	300	124	702
災害救護活動・災害復興支援基金	682	500	215	967	967	200	600	567
介護サービス事業基金	217	—	217	—	—	—	—	—
地震等災害見舞金基金	500	—	—	500	500	—	—	500
事業推進政策積立金	—	—	—	—	—	1,000	999	1
合計	231,378	2,025	868	232,536	232,536	57,694	13,616	276,614

### 5 事業経費明細表

(単位:百万円、%)

項目	2012年度	構成率		2013年度	構成率	
		構成率	増減率		構成率	増減率
人件費	45,415	39.4	-0.0	47,993	39.7	5.7
物件費	56,219	48.8	1.9	59,606	49.3	6.0
その他諸経費	1,001	0.9	1.0	1,123	0.9	12.2
支払委託手数料	12,683	11.0	-2.2	12,257	10.1	-3.4
合計	115,318	100.0	0.7	120,980	100.0	4.9

## 6 支払備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2012年度	2013年度
風水火災共済	2,767	3,998
自然災害共済	1,554	2,608
交通災害共済	1,441	1,444
自動車総合補償共済	38,136	44,755
団体定期生命共済	7,390	9,493
個人定期生命共済	10,910	11,100
こども定期生命共済	1,048	1,150
熟年定期生命共済	439	424
傷害共済	1,690	1,651
個人賠償責任共済	37	99
個人長期生命共済	4,850	4,761
個人年金共済	467	523
団体年金共済	129	90
新団体年金共済	423	462
終身生命共済	6,950	7,312
火災再共済	144	12
慶弔再共済	205	276
自動車再共済	—	273
生命再共済	2,413	—
全制度合計	80,993	90,433

## 7 未経過共済掛金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2012年度	2013年度
風水火災共済	17,162	17,191
自然災害共済	14,570	12,281
交通災害共済	3,118	3,152
自動車総合補償共済	22,228	25,905
団体定期生命共済	894	887
個人定期生命共済	80	73
こども定期生命共済	14	14
熟年定期生命共済	5	4
傷害共済	4,023	4,298
個人賠償責任共済	40	98
個人長期生命共済	4,958	4,808
個人年金共済	18,920	19,978
団体年金共済	7	6
新団体年金共済	15	15
終身生命共済	4,882	4,878
火災再共済	300	99
慶弔再共済	798	1,155
自動車再共済	—	100
全制度合計	92,015	94,944

## 8 異常危険準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2012年度	2013年度
風水火災共済	53,801	57,458
自然災害共済	65,910	79,242
交通災害共済	11,010	11,278
自動車総合補償共済	19,677	22,418
団体定期生命共済	21,629	17,868
個人定期生命共済	24,727	17,359
こども定期生命共済	1,004	1,004
熟年定期生命共済	381	381
傷害共済	3,504	3,913
個人賠償責任共済	3	9
個人長期生命共済	7,090	9,301
個人年金共済	30,029	34,048
団体年金共済	10,079	10,476
新団体年金共済	24,238	24,901
終身生命共済	4,747	11,498
火災再共済	141	151
慶弔再共済	2,125	2,701
自動車再共済	—	27
全制度合計	280,094	304,033

## 9 共済掛金積立金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2012年度	2013年度
団体定期生命共済	973	2,636
個人定期生命共済	5,964	5,723
こども定期生命共済	242	234
熟年定期生命共済	83	84
個人長期生命共済	214,113	210,355
個人年金共済	904,798	927,067
団体年金共済	214,959	218,352
新団体年金共済	659,940	652,786
終身生命共済	371,957	392,956
生命再共済	328	—
全制度合計	2,373,358	2,410,194

## 10 業務用固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	62,715	1,807	82	2,318	62,122	40,610	102,733
土地	37,154	—	9	—	37,145	—	37,145
建物	18,963	133	30	703	18,362	19,582	37,945
建物付属設備	2,906	739	27	533	3,085	16,235	19,320
機械及び装置	62	—	—	14	48	156	205
構築物	263	13	1	35	240	778	1,019
車両運搬具	1	—	1	—	—	—	—
器具備品	520	249	6	196	567	2,043	2,611
電話設備	68	17	1	27	58	289	347
リース資産	2,779	656	8	811	2,616	1,526	4,143
固定資産仮勘定	3	70	62	—	11	—	—
無形固定資産	260	787	51	252	743	—	—
電話加入権	163	1	51	1	112	—	—
水道施設利用権	3	—	—	1	2	—	—
ソフトウェア	94	786	—	250	629	—	—
リース資産	0	—	—	0	—	—	—
その他固定資産	97	55	2	39	111	—	—
合計	63,075	2,718	197	2,609	62,987	40,610	102,733

## 4) 資産運用に関する指標

### 1 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
現預金	194,483	160,316
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	32,462	21,923
金銭の信託	170,720	177,154
有価証券	2,342,973	2,514,020
公社債	2,293,005	2,466,725
株式	1,206	1,231
外国証券	48,103	44,799
公社債	40,877	39,292
株式等	7,225	5,506
その他の証券	659	1,265
長期貸付金	7,589	8,003
運用不動産	3,144	2,058
その他の運用資産	135,869	133,247
合計	2,887,240	3,016,720

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
有価証券・金銭の信託	2,513,693	2,691,558
公社債	2,296,618	2,470,865
株式	1,206	1,231
外国証券	207,926	210,981
公社債	58,062	53,931
株式等	149,864	157,050
その他の証券	7,943	8,483

## 2 主要資産の構成及び増減

### (1) 運用資産の構成

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
現預金	176,967	6.0	167,134	5.4
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭債権	38,000	1.3	36,000	1.2
金銭の信託	171,259	5.8	189,047	6.1
有価証券	2,413,303	81.9	2,575,535	82.8
公社債	2,363,324	80.2	2,530,847	81.4
株式	1,470	0.0	1,492	0.0
外国証券	47,277	1.6	41,399	1.3
公社債	40,601	1.4	38,600	1.2
株式等	6,676	0.2	2,799	0.1
その他の証券	1,232	0.0	1,797	0.1
長期貸付金	8,249	0.3	7,641	0.2
運用不動産	3,085	0.1	1,953	0.1
その他の運用資産	134,604	4.6	131,948	4.2
合計	2,945,468	100.0	3,109,258	100.0

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
有価証券・金銭の信託	2,584,562	87.7	2,764,581	88.9
公社債	2,367,036	80.4	2,534,199	81.5
株式	1,470	0.0	1,492	0.0
外国証券	206,544	7.0	221,408	7.1
公社債	56,263	1.9	55,696	1.8
株式等	150,281	5.1	165,712	5.3
その他の証券	9,513	0.3	7,482	0.2

### (2) 運用資産の増減

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
	増減額	増減額
現預金	8,025	-9,834
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	-7,000	-2,000
金銭の信託	15,485	17,788
有価証券	92,209	162,231
公社債	90,407	167,523
株式	472	21
外国証券	284	-5,878
公社債	-272	-2,001
株式等	556	-3,877
その他の証券	1,046	565
長期貸付金	1,192	-608
運用不動産	-837	-1,132
その他の運用資産	-2,425	-2,656
合計	106,650	163,790

### 3 主要資産の運用利回り

(単位:%)

区分	2012年度	2013年度
現預金	0.06	0.06
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	0.11	0.10
金銭の信託	0.69	1.83
有価証券	1.89	1.80
公社債	1.88	1.78
株式	4.73	5.02
外国証券	2.06	2.83
公社債	2.51	2.57
株式等	−0.48	4.68
その他の証券	1.39	1.88
長期貸付金	2.96	2.81
運用不動産	2.28	4.03
その他の運用資産	1.23	1.34
合計	1.64	1.68

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:%)

区分	2012年度	2013年度
有価証券・金銭の信託	1.80	1.80
公社債	1.88	1.78
株式	4.73	5.02
外国証券	1.01	2.03
公社債	1.80	2.83
株式等	0.70	1.75
その他の証券	−0.93	1.13

### 4 資産運用収益の明細

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
利息及び配当金等収益	43,977	44,953
金銭の信託運用益	1,600	3,659
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	772	851
有価証券償還益	47	82
金融派生商品収益	—	—
その他の運用収益	2,257	2,424
為替差益	—	—
その他	2,257	2,424
合計	48,654	51,969

### 5 資産運用費用の明細

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
支払利息	1	1
金銭の信託運用費	399	384
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	182	28
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	24	252
金融派生商品費用	—	—
その他の運用費用	557	566
為替差損	—	—
その他	557	566
貸倒引当金繰入額	4	—
合計	1,166	1,231

(注) 2012年度および2013年度において貸付金の償却はありません。

## 6 利息及び配当金等収益明細

(単位:百万円)

区分	2012年度	2013年度
預金利息	123	98
有価証券利息配当金	43,579	44,580
公社債利息	42,385	43,406
株式配当金	30	30
外国証券等利息配当金	1,164	1,144
貸付金利息	229	223
その他の利息及び配当金	47	52
合計	43,977	44,953

## 7 有価証券の種類別残高

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
公社債	2,363,324	97.9	2,530,847	98.3
国債	1,311,549	54.3	1,409,672	54.7
地方債	256,873	10.6	259,928	10.1
社債	794,902	32.9	861,247	33.4
株式	1,470	0.1	1,492	0.1
外国証券	47,277	2.0	41,399	1.6
公社債	40,601	1.7	38,600	1.5
株式等	6,676	0.3	2,799	0.1
その他の証券	1,232	0.1	1,797	0.1
合計	2,413,303	100.0	2,575,535	100.0

## 8 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合計
2012年度末	公社債	142,526	241,264	238,507	73,157	169,364	1,498,506	— 2,363,324
	国債	93,096	59,238	70,997	8,203	96,936	983,079	— 1,311,549
	地方債	14,986	43,928	15,697	—	6,997	175,266	— 256,873
	社債	34,444	138,098	151,813	64,954	65,432	340,161	— 794,902
	株式	—	—	—	—	—	—	1,470 1,470
	外国証券	2,001	13,600	12,000	7,000	2,000	4,000	6,676 47,277
	公社債	2,001	13,600	12,000	7,000	2,000	4,000	— 40,601
	株式等	—	—	—	—	—	—	6,676 6,676
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,232 1,232
	合計	144,527	254,864	250,507	80,157	171,364	1,502,506	9,378 2,413,303
2013年度末	公社債	236,398	271,588	193,561	91,907	201,900	1,535,493	— 2,530,847
	国債	81,784	73,281	72,839	43,551	120,651	1,017,566	— 1,409,672
	地方債	20,067	40,994	1,200	—	7,589	190,078	— 259,928
	社債	134,547	157,313	119,522	48,355	73,660	327,850	— 861,247
	株式	—	—	—	—	—	—	1,492 1,492
	外国証券	11,100	4,500	10,000	7,000	6,000	—	2,799 41,399
	公社債	11,100	4,500	10,000	7,000	6,000	—	— 38,600
	株式等	—	—	—	—	—	—	2,799 2,799
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,797 1,797
	合計	247,498	276,088	203,561	98,907	207,900	1,535,493	6,087 2,575,535

有価証券+金銭の信託の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合計
2012年度末	公社債	146,020	241,264	238,725	73,157	169,364	1,498,506	— 2,367,036
	国債	93,407	59,238	70,997	8,203	96,936	983,079	— 1,311,860
	地方債	14,986	43,928	15,697	—	6,997	175,266	— 256,873
	社債	37,627	138,098	152,031	64,954	65,432	340,161	— 798,303
	株式	—	—	—	—	—	—	1,470 1,470
	外国証券	3,318	14,601	17,226	7,000	6,990	7,128	150,281 206,544
	公社債	3,318	14,601	17,226	7,000	6,990	7,128	— 56,263
	株式等	—	—	—	—	—	—	150,281 150,281
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	9,513 9,513
	合計	149,337	255,865	255,951	80,157	176,354	1,505,634	161,263 2,584,562
2013年度末	公社債	236,398	271,804	194,068	92,935	203,500	1,535,493	— 2,534,199
	国債	81,784	73,281	72,839	43,551	120,651	1,017,566	— 1,409,672
	地方債	20,067	40,994	1,707	—	7,589	190,078	— 260,435
	社債	134,547	157,529	119,522	49,384	75,260	327,850	— 864,092
	株式	—	—	—	—	—	—	1,492 1,492
	外国証券	11,100	9,788	11,812	11,801	8,697	2,499	165,712 221,408
	公社債	11,100	9,788	11,812	11,801	8,697	2,499	— 55,696
	株式等	—	—	—	—	—	—	165,712 165,712
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	7,482 7,482
	合計	247,498	281,592	205,880	104,737	212,197	1,537,992	174,686 2,764,581

## 9 業種別保有株式明細表

(単位:百万円)

区分		2012年度末	2013年度末
水産・農林業		—	—
鉱業		18	22
建設業		51	27
製造業	食料品	34	52
	繊維製品	23	21
	パルプ・紙	—	—
	化学	239	85
	医薬品	21	21
	石油・石炭製品	—	29
	ゴム製品	—	20
	ガラス・土石製品	—	—
	鉄鋼	—	—
	非鉄金属	58	59
	金属製品	49	52
	機械	31	29
	電気機器	130	175
	輸送用機器	189	210
	精密機器	58	46
	その他製品	—	—
電気・ガス業		—	—
運輸・情報通信業	陸運業	203	175
	海運業	—	—
	空運業	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—
	情報・通信業	175	103
商業	卸売業	114	118
	小売業	—	—
金融・保険業	銀行業	11	149
	証券、商品先物取引業	—	—
	保険業	—	—
	その他金融業	—	—
不動産業		46	78
サービス業		22	21
合計		1,470	1,492

(注1) 業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

(注2) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

## 10 貸付金明細

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
契約者貸付	3,525	42.7	3,392	44.4
その他の貸付	4,724	57.3	4,249	55.6
合計	8,249	100.0	7,641	100.0

(注1) その他の貸付は、子会社である(株)全労済ウイックに対する貸付です。

(注2) 一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

### 〈業種別の貸付金残高〉

業種別の貸付金残高(2012年度末および2013年度末)の内訳は、「金融・保険業」です。

## 11 使途別の貸付金残高

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
設備資金	4,724	100.0	4,249	100.0
運転資金	—	—	—	—
合計	4,724	100.0	4,249	100.0

## 12 担保の種類別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
不動産その他担保物	—	—	—	—
債務保証	—	—	—	—
損失補償	—	—	—	—
その他	4,724	100.0	4,249	100.0
合計	4,724	100.0	4,249	100.0

## 13 海外投資残高

(単位:百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
外貨建資産	23,783	11.5	28,290	12.6
公社債	14,595	7.1	20,232	9.0
株式	—	—	—	—
現預金・その他	9,188	4.4	8,058	3.6
円貨額が確定した外貨建資産	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
円貨建資産	182,763	88.5	196,259	87.4
公社債	41,668	20.2	38,600	17.2
その他	141,095	68.3	157,659	70.2
合計	206,546	100.0	224,549	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

## 14 外国証券の海外投資地域別構成

(単位:百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等	
	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率
2012年度末	北米	11,202	5.4	11,202	19.9	—
	ヨーロッパ	89,843	43.5	41,559	73.9	48,284
	オセアニア	436	0.2	436	0.8	—
	アジア	—	—	—	—	—
	中南米	101,996	49.4	—	—	101,996
	中東	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—
	国際機関	3,067	1.5	3,067	5.5	—
合計		206,544	100.0	56,263	100.0	150,281
2013年度末	北米	12,518	5.7	12,518	22.5	—
	ヨーロッパ	87,923	39.7	41,029	73.7	46,893
	オセアニア	148	0.1	148	0.3	—
	アジア	—	—	—	—	—
	中南米	118,819	53.7	—	—	118,819
	中東	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—
	国際機関	2,000	0.9	2,000	3.6	—
合計		221,408	100.0	55,696	100.0	165,712

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

## 15 海外投資運用利回り

(単位: %)

区分	2012年度	2013年度
海外投資運用利回り	1.01	2.03

(注) 有価証券+金銭の信託の運用利回りです。

## 16 リスク管理債権の状況

2012年度末および2013年度末において「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に該当するものはありません。

## 17 債務者区分による債権の状況

(単位: 百万円、%)

区分	2012年度末		2013年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—
要管理債権及び条件緩和貸付金	—	—	—	—
計	—	—	—	—
正常債権	8,249	100.0	7,641	100.0
合計	8,249	100.0	7,641	100.0

(注) ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除く。))であり、「条件緩和貸付金」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(①および②に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。

④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 18 有価証券等の時価情報(有価証券等のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	帳簿価格	時価	差損益	差益	
				差益	差損
2012年度末	責任準備金対応債券	1,583,873	1,727,228	143,355	143,934
	満期保有目的の債券	440,557	461,636	21,079	21,174
	その他有価証券	593,067	597,958	4,891	11,173
	公社債	376,746	378,494	1,748	2,883
	株式	1,177	1,470	293	299
	外国証券	7,542	7,677	135	135
	公社債	1,000	1,001	1	1
	株式等	6,542	6,676	134	134
	その他の証券	744	1,232	488	489
	金銭の信託	168,857	171,085	2,228	7,368
	金銭債権	38,000	38,000	—	—
	合計	2,617,497	2,786,822	169,325	176,281
	—	—	—	—	6,956
2013年度末	公社債	2,361,577	2,525,439	163,863	165,597
	株式	1,177	1,470	293	299
	外国証券	47,142	49,596	2,453	2,529
	公社債	40,600	42,919	2,319	2,395
	株式等	6,542	6,676	134	134
	その他の証券	744	1,232	488	489
	金銭の信託	168,857	171,085	2,228	7,368
	金銭債権	38,000	38,000	—	—
	合計	2,787,424	3,011,271	223,847	226,663
	—	—	—	—	2,816
	公社債	2,524,464	2,739,664	215,201	215,392
	株式	1,230	1,492	262	282
	外国証券	41,292	43,613	2,321	2,343
	公社債	38,600	40,814	2,214	2,235
	株式等	2,692	2,799	107	107
	その他の証券	1,277	1,797	519	519
	金銭の信託	183,162	188,706	5,544	8,127
	金銭債権	36,000	36,000	—	—

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものはありません。

(注2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としないおらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2012年度末における帳簿価格は174百万円、2013年度末における帳簿価格は341百万円です。

前項のうち、有価証券+金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区分	帳簿価格	時価	差損益	差益		差損
				差益	差損	
2012年度末	責任準備金対応債券	1,583,873	1,727,228	143,355	143,934	579
	満期保有目的の債券	440,557	461,636	21,079	21,174	95
	その他有価証券	593,067	597,958	4,891	11,173	6,282
	公社債	380,353	382,205	1,852	2,988	1,136
	株式	1,177	1,470	293	299	6
	外国証券	165,082	166,944	1,862	7,001	5,139
	公社債	14,658	16,663	2,005	2,078	73
	株式等	150,424	150,281	-143	4,923	5,066
	その他の証券	8,454	9,339	884	885	1
	金銭債権	38,000	38,000	-	-	-
合計		2,617,497	2,786,822	169,325	176,281	6,956
2013年度末	公社債	2,365,184	2,529,151	163,967	165,701	1,734
	株式	1,177	1,470	293	299	6
	外国証券	204,682	208,862	4,180	9,395	5,215
	公社債	54,258	58,582	4,324	4,472	148
	株式等	150,424	150,281	-143	4,923	5,066
	その他の証券	8,454	9,339	884	885	1
	金銭債権	38,000	38,000	-	-	-
	責任準備金対応債券	1,592,518	1,771,652	179,134	179,281	147
	満期保有目的の債券	439,230	471,126	31,896	31,917	21
	その他有価証券	755,676	768,492	12,816	15,465	2,648
2012年度末	公社債	534,536	541,051	6,515	6,560	45
	株式	1,230	1,492	262	282	20
	外国証券	177,736	182,808	5,072	7,656	2,583
	公社債	15,138	17,096	1,958	2,022	64
	株式等	162,598	165,712	3,114	5,634	2,519
	その他の証券	6,175	7,141	967	967	0
	金銭債権	36,000	36,000	-	-	-
	合計	2,787,424	3,011,271	223,847	226,663	2,816
	公社債	2,527,684	2,743,016	215,332	215,524	192
	株式	1,230	1,492	262	282	20
2013年度末	外国証券	216,336	223,622	7,286	9,891	2,605
	公社債	53,738	57,910	4,172	4,257	86
	株式等	162,598	165,712	3,114	5,634	2,519
	その他の証券	6,175	7,141	967	967	0
	金銭債権	36,000	36,000	-	-	-

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものはありません。

(注2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2012年度末における帳簿価格は174百万円、2013年度末における帳簿価格は341百万円です。

## 19 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区分	2012年度末					2013年度末				
	帳簿価格	時価	差損益	差益	差損	帳簿価格	時価	差損益	差益	差損
金銭の信託	168,857	171,085	2,228	7,368	5,139	183,162	188,706	5,544	8,127	2,583

(注) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2012年度末における帳簿価格は174百万円、2013年度末における帳簿価格は341百万円です。

## 20 デリバティブ取引の時価情報

2012年度末および2013年度末において残高はありません。

## II. 決算関係書類

### 1 貸借対照表

(単位:千円)  
(2014年5月31日現在)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額		科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)		
1. 現金及び預金			1. 共済契約準備金	90,432,600	2,947,693,722
(1)現金	6,431	167,133,895	(1)支払備金	2,809,170,680	
(2)預貯金	167,127,463		(2)責任準備金	48,090,441	
2. 金銭の信託		189,046,632	(3)割戻準備金		
3. 金銭債権		36,000,000	2. 再共済勘定		2,568,296
4. 有価証券		2,575,534,694	3. 業務委託勘定		566,219
(1)国債	1,409,671,961		4. 業務受託勘定		77,979
(2)地方債	259,928,203		5. その他共済負債		33,534,115
(3)社債	861,247,320		6. 借入金		57,143
(4)株式	1,491,609		7. 前受収益		38,685
(5)外国証券	38,600,028		8. 未払費用		8,697,389
(6)投資信託受益証券	4,595,570		9. 未払利息		132
5. 貸付金		7,641,056	10. その他負債		33,813,036
(1)契約者貸付金	3,392,257		(1)未払金	563,113	
(2)その他の貸付金	4,248,799		(2)未払法人税等	25,403,459	
6. 運用不動産		1,953,065	(3)預り金	413,726	
(1)土地	1,175,362		(4)仮受金	25,971	
(2)減価償却資産	777,703		(5)リース債務	2,949,186	
7. その他の運用資産		131,948,362	(6)資産除去債務	670,235	
8. 再共済勘定		2,369,966	(7)その他の負債	3,787,342	
9. 業務委託勘定		1,663,765	11. 引当金		25,256,007
10. 業務受託勘定		82,116	(1)退職給付引当金	24,074,215	
11. その他共済資産		17,232,767	(2)役員退職給与引当金	1,181,791	
12. 前払費用		347,687	12. 価格変動準備金		32,688,000
13. 未収収益		12,471,382	負債合計		3,084,990,728
14. その他資産		2,497,274	(純資産の部)		
(1)未収金	248,442		1. 会員資本		305,304,352
(2)差入保証金	941,886		(1)出資金	180,714,730	
(3)仮払金	461		(2)剰余金	124,589,622	
(4)その他の資産	1,306,484		①法定準備金	36,510,722	
15. 業務用固定資産		62,987,323	②任意積立金	59,388,348	
(1)土地	37,145,221		ア. 事務能率積立金	20,216,756	
(2)減価償却資産	22,361,037		イ. 労災補償積立金	1,175,000	
(3)リース資産(有形)	2,616,239		ウ. 新制度等開発積立金	486,085	
(4)固定資産仮勘定	10,747		エ. 経営諸リスク対応特別積立金	35,740,800	
(5)無形固定資産	743,405		オ. 社会貢献・国際連帯活動基金	701,914	
(6)その他固定資産	110,672		カ. 災害救援活動・災害支援復興基金	566,632	
16. 関係団体等出資金		5,936,045	キ. 地震等災害見舞金基金	500,000	
(1)関係団体出資金	5,310,100		ク. 事業推進政策積立金	1,159	
(2)子会社等株式	625,945		③当期末処分剰余金	28,690,551	
17. 繰延税金資産		184,884,725	うち当期剰余金	25,921,309	
18. 貸倒引当金		△ 192,629	2. 評価・換算差額等	9,243,052	9,243,052
資産合計		3,399,538,132	(1)その他有価証券評価差額金		314,547,404
			純資産合計		3,399,538,132
			負債及び純資産合計		

## 2 損益計算書

(単位:千円)  
(自2013年6月1日 至2014年5月31日)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常損益の部	690,379,302	4. 事業経費	120,979,527
1. 共済掛金等収入	600,505,634	(1) 人件費	47,993,155
(1) 受入共済掛金	9,022,154	(2) 物件費	59,606,060
(2) 受入再共済金	51,413	(3) その他諸経費	1,123,369
(3) 受入返戻金	1,699,361	(4) 支払委託手数料	12,256,941
(4) 受入受託手数料	25,784,556	5. その他経常費用	357,126
2. 共済契約準備金戻入額	44,953,146	(1) 寄附金	343,216
(1) 割戻準備金戻入額	3,658,671	(2) その他の経常費用	13,909
3. 資産運用収益	851,429	経常剰余金	87,854,345
(1) 利息及び配当金等収益	81,743	特別利益	8,464
(2) 金銭の信託運用益	2,424,015	(1) 固定資産売却益	544
(3) 有価証券売却益	119,631	(2) その他特別利益	7,919
(4) 有価証券償還益	733,955	特別損失	8,363,231
(5) その他の運用収益	181,000	(1) 固定資産処分損	151,924
4. その他経常収益	312,589	(2) 不動産圧縮損	7,054
(1) 受取出資配当金	602,524,957	(3) 減損損失	1,076,796
(2) 受取賃貸料	419,499,709	(4) 価格変動準備金繰入	6,448,000
(3) 年金払特則受入	5,771,662	(5) リース解約損	6,171
(4) その他の経常収益	54,668,837	(6) その他特別損失	673,286
経常費用	203,253	税引前当期剰余金	79,499,577
1. 共済金等支払額	17,118	法人税等	26,342,477
(1) 支払共済金	1,230,975	法人税等調整額	△ 10,636,461
(2) 支払再共済掛金	946	割戻準備金繰入額	37,872,251
(3) 支払返戻金	383,923	当期剰余金	25,921,309
(4) 支払割戻金	28,237	当期首線越剰余金	1,046,455
(5) 支払その他費用	251,908	社会貢献・国際連帯活動基金取崩額	124,050
2. 共済契約準備金繰入額	565,959	災害救援活動・災害支援復興基金取崩額	599,895
(1) 支払準備金繰入額		事業推進政策積立金取崩額	998,840
(2) 責任準備金繰入額		当期末処分剰余金	28,690,551
(3) 割戻金据置利息繰入額			
3. 資産運用費用			
(1) 支払利息			
(2) 金銭の信託運用費			
(3) 有価証券売却損			
(4) 有価証券償還損			
(5) その他の運用費用			

## 3 決算関係書類の注記

### I. 繼続組合の前提に関する注記

該当事項はない。

### II. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

保有する有価証券を保有目的別に区分のうえ、次のとおり行っている。

- (1)「満期保有目的の債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価している。
- (2)「責任準備金対応債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価している。

なお、「責任準備金対応債券」は「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」

(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものである。

- (3) 子会社等株式として区分した有価証券については、移動平均法による原価により評価している。

- (4)「その他有価証券」として区分した有価証券で、時価のあるもののうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価している。

また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価または償却原価(定額法)により評価している。

なお、「その他有価証券」の評価差額の計上方法は、全部純資産直入法を採用している。

## 2. 金銭の信託の評価基準および評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券と同様の方法により行っている。

また、評価は信託の契約ごとに算出し、その合計額を貸借対照表に計上している。

## 3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び1998年4月1日以後に取得した建物を除く)  
の減価償却は定率法により、1998年4月1日以後に取得した建物の減価償却は定額法により行っている。

(2) 無形固定資産(ソフトウェア含む)の減価償却は、定額法により行っている。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っている。

## 4. 引当金の計上基準

### (1) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務および年金資産の金額にもとづき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

#### ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、過去勤務費用については、発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

### (2) 役員退職給与引当金

内規にもとづく期末要支給額を計上している。

### (3) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案して繰入額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

## 5. 責任準備金の積立方法

責任準備金は「消費生活協同組合法」第50条の7の規定にもとづく準備金であり、共済掛金積立金については「消費生活協同組合法施行規則」第179条の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算している。

なお、1999年11月30日以前に発効した個人年金共済契約を対象に、追加責任準備金を積み立てることにしている。これにより、当期に積み立てた額は15,000百万円である。

## 6. 価格変動準備金

価格変動準備金は「消費生活協同組合法」第50条の9の規定にもとづく準備金であり、保有する資産の価格変動などにより発生しうる損失に備えるため所要額を計算し、計上することとしている。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

## 8. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産等の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)にもとづき行っている。

## 9. 消費税および地方消費税の会計処理方法

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜経理方式で処理している。

また、固定資産に係わる控除対象外消費税等は、その他の資産として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却している。

## 10. 決算関係書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

## 11. その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券に関する事項は以下のとおりである。

①個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済・個人長期生命共済・終身生命共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額のデュレーションと、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収

入額および責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理している。  
②責任準備金対応債券の目標デュレーションを含む資産運用方針や資産配分計画を定めている。  
③責任準備金対応債券にかかる小区分の設定にあたっては、将来における一定期間内の共済収支にもとづくデュレーションを勘案した方法を継続して採用している。この方法に用いた将来の共済収支の期間は30年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.6年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは7.7年、責任準備金対応債券のデュレーションは11.4年である。  
責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表額は1,592,517百万円、時価は1,771,652百万円である。

### III. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保資産

当座借越契約等にもとづき担保に供している資産…大口定期預金 42,400百万円

#### 2. 減価償却累計額の金額

運用不動産から直接控除した減価償却累計額 1,523百万円

業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 40,610百万円

#### 3. 国庫補助金等による有形固定資産の圧縮記帳控除額

建物付属設備から国庫補助金相当額32百万円が控除されている。

#### 4. 保証債務等

常勤役職員の労働金庫提携住宅ローン借入等に対する保証債務 620百万円

#### 5. 子法人等及び関連法人等に係わる債権又は債務

金銭債権 4,283百万円

金銭債務 4,347百万円

#### 6. 役員に対する金銭債権又は金銭債務

理事および監事に対する金銭債権又は金銭債務はない。

#### 7. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する金額

(1)「消費生活協同組合法施行規則」第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の金額はない。

(2)「消費生活協同組合法施行規則」第184条において準用する第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額は5,645百万円である。

### IV. 退職給付に関する注記

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当会は、確定給付型の制度として退職一時金制度および確定給付企業年金制度を採用している。

#### 2. 確定給付制度

##### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

・期首における退職給付債務	68,916百万円
・勤務費用	2,181百万円
・利息費用	1,145百万円
・数理計算上の差異の当期発生額	6,158百万円
・退職給付の支払額	△ 2,895百万円
・事業統合に伴う転籍者分	2,496百万円
・期末における退職給付債務	78,003百万円

##### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

・期首における年金資産	45,889百万円
・期待運用収益	853百万円
・数理計算上の差異の当期発生額	1,354百万円
・事業主からの拠出額	1,694百万円
・退職給付の支払額	△ 1,379百万円
・期末における年金資産	48,412百万円

##### (3)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

・積立型制度の退職給付債務	55,515百万円
・年金資産	△ 48,412百万円
	7,102百万円

・非積立型制度の退職給付債務	22,488百万円
・未認識数理計算上の差異	△ 5,574百万円
・未認識過去勤務費用	57百万円
・退職給付引当金	24,074百万円

#### (4) 退職給付に関連する損益

・勤務費用	2,181百万円
・利息費用	1,145百万円
・期待運用収益	△ 853百万円
・数理計算上の差異の当期の費用処理額	199百万円
・過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 14百万円
・確定給付制度に係る退職給付費用	2,659百万円

(退職給付債務には厚生年金基金の代行返上に伴う国への返還相当額(最低責任準備金)が含まれており、年金資産には返還相当額に対応する資産が含まれている。利息費用および期待運用収益の計算においては、返還相当額および対応する年金資産を計算の対象に含めていない。)

#### (5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

・債券	41.0%
・株式	19.3%
・生命保険一般勘定	5.2%
・現金及び預金	0.3%
・コールローン	34.2%
・合計	100.0%

#### (6) 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮している。

#### (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりである。

・割引率	1.161%
・長期期待運用收益率	2.92%

### V. 損益計算書に関する注記

#### 1. 子法人等及び関連法人等との取引による収益総額 649百万円

うち事業取引高 625百万円

うち事業取引以外の取引高 23百万円

#### 2. 子法人等及び関連法人等との取引による費用総額 17,035百万円

すべて事業取引高であり、事業取引以外の取引高はない。

#### 3. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 資産をグルーピングした方法

共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つのグルーピングとしている。また、運用不動産、全労済ホール、遊休不動産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしている。

##### (2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

##### (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産ごとの内訳

用 途	件 数	減損損失(百万円)		
		土 地	建物等	計
運用不動産	1件	955	121	1,076

#### (4) 回収可能価額の算定方法

当該運用不動産の回収可能額は、正味売却価額を適用した。

なお、比較した使用価値については、将来キャッシュフローを4.5%で割り引いて算定し、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準にもとづく鑑定評価額をもとに算定している。

## VI. 税効果会計に関する注記

税効果会計に関する事項は以下のとおりである。

- (1) 繰延税金資産の総額は191,909百万円であり、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は3,364百万円である。また、繰延税金負債の合計は3,661百万円となり、繰延税金資産の純額は184,884百万円となった。
- (2) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金167,569百万円、価格変動準備金9,110百万円、退職給付引当金6,709百万円である。また、繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券評価差額金3,571百万円である。
- (3) 当期における法定実効税率は29.65%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△14.12%である。
- (4) 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率29.65%は、回収または支払が見込まれる期間が2014年6月1日から2015年5月31日までのものについては27.87%に変更した。  
この変更により、当期末における繰延税金資産は1,082百万円減少し、法人税等調整額は同額増加した。

## VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

#### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

器具備品	
取 得 価 額 相 当 額	471百万円
減価償却累計額相当額	334百万円
期 末 残 高 相 当 額	137百万円

#### (2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料期末残高相当額	39百万円	110百万円	149百万円

#### (3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	50百万円
減価償却費相当額	44百万円
支 払 利 息 相 当 額	3百万円

#### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

### 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はない。

## VIII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当会は、共済事業として各種共済の引き受けを行っており、共済掛金として収受した金銭を資産と負債の総合的管理(ALM)の考え方にもとづき、将来の共済金などの支払いに備えて運用している。総合的なリスク管理のもと公社債を中心に利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指している。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産のうち有価証券と金銭の信託は、主に公社債、外国証券、株式、投資信託である。

これらに係るリスクには、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスクがある。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当会では、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけるため、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけている。資産運用リスクの管理にあたっては規定を定め、リスク量の計測、把握などリスク管理を行っている。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告している。

市場リスクについては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の状況を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分を見直すなど適切に管理している。

信用リスクについては、外部格付等を利用し、発行体ごとにリスクの状況を分析・管理している。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもある。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2014年5月31日における貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めていない。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	167,133	167,133	—
金銭の信託	188,705	188,705	—
金銭債権	36,000	36,000	—
有価証券	2,575,534	2,786,565	211,030
責任準備金対応債券	1,592,517	1,771,652	179,134
満期保有目的の債券	439,230	471,126	31,895
その他有価証券	543,786	543,786	—

#### (1) 金融商品の時価の算定方法

##### 資産

###### ① 現金及び預金

現金及び預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

###### ② 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券は、④有価証券と同様の算定方法である。

なお、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、2. の表中の金銭の信託に含めていない。当該有価証券の当期末における貸借対照表計上額は340百万円である。

###### ③ 金銭債権

金銭債権は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

###### ④ 有価証券

時価のある有価証券のうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価としている。

#### (2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

###### ① 責任準備金対応債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,554,420	1,732,890	178,469
	外国証券(円貨建債券)	11,100	11,911	811
	小計	1,565,520	1,744,802	179,281
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	26,996	26,850	△146
	外国証券(円貨建債券)	—	—	—
	小計	26,996	26,850	△146
合計		1,592,517	1,771,652	179,134

###### ② 満期保有目的の債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	411,730	442,223	30,493
	外国証券(円貨建債券)	26,500	27,923	1,423
	小計	438,230	470,147	31,917
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券(円貨建債券)	1,000	978	△21
	小計	1,000	978	△21
合計		439,230	471,126	31,895

③その他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	公社債	371,470	377,899	6,429
	株式	1,069	1,351	281
	外国証券(外貨建債券)	—	—	—
	投資信託受益証券	3,969	4,595	626
	小計	376,508	383,846	7,337
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	公社債	159,845	159,800	△45
	株式	159	140	△19
	外国証券(外貨建債券)	—	—	—
	投資信託受益証券	—	—	—
	小計	160,005	159,940	△64
合計		536,514	543,786	7,272

④当期における有価証券の売却については、次のとおりである。

ア. 有価証券売却益の内訳は、公社債671百万円、株式33百万円、投資信託受益証券146百万円である。

イ. 有価証券売却損の内訳は、株式1百万円、投資信託受益証券27百万円である。

### (3) 金銭の信託に関する注記事項

①金銭の信託の保有目的区分は、その他有価証券である。取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりである。  
(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	金銭の信託	111,956	120,019	8,063
	小計	111,956	120,019	8,063
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	金銭の信託	71,546	69,027	△2,519
	小計	71,546	69,027	△2,519
合計		183,502	189,046	5,543

### (4) 満期がある有価証券等の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預金	105,383	—	—	—	—	—
金銭の信託	3,473	5,036	2,299	5,523	3,994	1,789
金銭債権	36,000	—	—	—	—	—
有価証券	247,387	275,800	203,300	97,300	206,900	1,518,691
責任準備金対応債券	45,600	183,600	100,900	65,300	136,200	1,056,800
満期保有目的の債券	13,000	10,500	10,000	1,000	3,000	394,870
その他有価証券	188,787	81,700	92,400	31,000	67,700	67,020
合計	392,244	280,836	205,599	102,823	210,894	1,520,480

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 会社

記載すべき重要なものはない。

### 2. 組合

記載すべき重要なものはない。

### 3. 役員及びその近親者

記載すべき重要なものはない。

## X. その他の注記

当会は、全日本自治体労働者共済生活協同組合との事業統合に伴い、2013年6月1日付けで風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、自動車総合補償共済事業及び団体定期生命共済事業に共済契約の包括移転を受け入れた。

### 1. 事業統合の概要

#### (1) 相手組合の名称

全日本自治体労働者共済生活協同組合

#### (2)譲り受けた事業の内容

共済事業

#### (3) 事業統合を行った主な理由

共済協同組合の結集をすすめ、協同の強化によって、共済協同組合に対する社会的信頼を向上させるため。

## (4) 事業譲受日

2013年6月1日

## (5) 法的形式

事業譲受

## 2. 損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2013年6月1日から2014年5月31日

## 3. 取得した事業の取得原価およびその内訳

取得の対価 △ 16,457百万円

取得原価 △ 16,457百万円

## 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

のれんは発生していない。

## 5. 事業譲受日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部合計(うち業務用固定資産)	1,757(911)	負債の部合計(うち共済契約準備金)	18,214(12,703)

## 4 貸借対照表の推移

(単位:百万円)

科 目	年 度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
資 産 の 部	1. 現金及び預貯金	111,108	159,389	168,942	176,967	167,134
	2. 金銭の信託	187,299	161,370	155,773	171,259	189,047
	3. 金銭債権	27,832	39,000	45,000	38,000	36,000
	4. 有価証券	2,254,448	2,258,208	2,321,094	2,413,303	2,575,535
	5. 貸付金	6,767	7,352	7,057	8,249	7,641
	6. 運用不動産	4,767	4,046	3,922	3,085	1,953
	7. その他の運用資産	141,477	139,371	137,029	134,604	131,948
	8. 再共済勘定	1,620	3,214	2,602	2,211	2,370
	9. 業務委託勘定	2,447	1,780	1,634	1,697	1,664
	10. 業務受託勘定	348	670	371	360	82
	11. その他共済資産	15,980	14,979	15,521	15,251	17,233
	12. その他事業資産	178	152	154	1	—
	13. 前払費用	380	548	530	699	348
	14. 未収収益	11,934	12,073	11,512	11,985	12,471
	15. その他資産	6,207	6,984	10,498	11,348	2,497
	16. 業務用固定資産	68,591	67,467	64,941	63,075	62,987
	17. 関係団体等出資金	5,812	5,779	5,631	5,608	5,936
	18. 繰延税金資産	139,118	164,863	164,469	176,457	184,885
	19. 貸倒引当金	△287	△287	△234	△229	△193
資産の部合計		2,986,028	3,046,959	3,116,448	3,233,931	3,399,538
負 債 の 部	1. 共済契約準備金	2,623,059	2,675,379	2,764,097	2,862,445	2,947,694
	2. 再共済勘定	2,003	2,590	2,496	2,643	2,568
	3. 業務委託勘定	1,760	1,432	1,044	633	566
	4. 業務受託勘定	275	279	314	336	78
	5. その他共済負債	27,178	27,589	32,444	33,819	33,534
	6. その他事業負債	97	95	73	4	—
	7. 借入金	126	112	91	71	57
	8. 前受収益	20	21	30	37	39
	9. 未払費用	6,989	8,344	8,912	8,904	8,697
	10. 未払利息	1	0	0	0	0
	11. その他負債	30,195	48,672	24,873	27,892	33,813
	12. 引当金	35,467	36,531	38,044	23,771	25,256
	13. 価格変動準備金	18,000	19,900	21,900	26,240	32,688
	負債の部合計	2,745,170	2,820,943	2,894,319	2,986,792	3,084,991
純 資 産 の 部	1. 会員資本	256,795	237,786	234,081	243,612	305,304
	(1) 出資金	131,852	132,160	142,471	142,596	180,715
	(2) 剰余金	124,943	105,625	91,610	101,017	124,590
	① 法定準備金	32,429	34,029	34,329	34,629	36,511
	② 任意積立金	82,909	68,835	54,579	55,311	59,388
	③ 当期末処分剰余金 (うち当期剰余金)	9,606	2,762	2,703	11,077	28,691
	2. 評価・換算差額等	7,891	△16,889	△14,015	9,406	25,921
純資産の部合計		△15,938	△11,769	△11,952	3,527	9,243
負債及び純資産の部合計		2,986,028	3,046,959	3,116,448	3,233,931	3,399,538

## 5 損益計算書の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
経常収益	経常収益	678,920	663,560	718,588	675,305	690,379	
	1. 共済掛金等収入	597,512	587,032	640,974	598,866	611,279	
	(1)受入共済掛金	589,284	576,559	590,729	586,393	600,506	
	(2)受入再共済金	7,259	9,428	47,771	10,318	9,022	
	(3)受入返戻金	40	37	38	45	51	
	(4)受入受託手数料	929	1,008	2,436	2,111	1,699	
	2. 共済契約準備金戻入額	32,550	27,375	26,262	26,504	25,785	
	(1)支払備金戻入額	2,950	—	4,764	—	—	
	(2)割戻準備金戻入額	29,600	27,375	21,498	26,504	25,785	
	3. その他事業収入	993	983	846	412	—	
経常費用	(1)介護事業収入	866	850	728	360	—	
	(2)その他の事業収入	127	133	117	52	—	
	4. 資産運用収益	46,789	47,290	49,450	48,654	51,969	
	5. その他経常収益	1,076	881	1,056	869	1,347	
	(1)受取出資配当金	123	125	149	99	120	
	(2)受取賃貸料	656	634	588	660	734	
	(3)年金払特則受入	—	—	—	—	181	
	(4)その他の経常収益	298	122	319	111	313	
	経常費用	636,696	624,879	681,673	643,010	602,525	
	1. 共済金等支払額	424,008	448,181	473,621	427,089	419,500	
経常損益の部	(1)支払共済金	326,343	358,618	387,914	334,833	330,886	
	(2)支払再共済掛金	15,263	15,488	19,328	20,373	21,389	
	(3)支払返戻金	52,671	46,629	44,768	45,294	41,323	
	(4)支払割戻金	29,542	27,269	21,447	26,419	25,699	
	(5)支払その他費用	189	177	165	171	203	
	2. 共済契約準備金繰入額	99,982	60,181	89,254	99,112	60,458	
	(1)支払備金繰入額	—	11,053	—	518	5,772	
	(2)責任準備金繰入額	99,938	49,092	89,223	98,577	54,669	
	(3)割戻金据置利息繰入額	44	36	31	17	17	
	3. その他事業費用	46	45	39	16	—	
経常費用	(1)介護事業費用	14	13	16	8	—	
	(2)その他事業費用	32	32	22	8	—	
	4. 資産運用費用	1,624	3,782	3,866	1,166	1,231	
	5. 事業経費	110,794	112,294	114,565	115,318	120,980	
	(1)人件費	44,321	44,457	45,435	45,415	47,993	
	(2)物件費	50,700	52,521	55,167	56,219	59,606	
	(3)その他諸経費	1,079	1,017	991	1,001	1,123	
	(4)支払委託手数料	14,695	14,299	12,973	12,683	12,257	
	6. その他経常費用	242	395	327	308	357	
	(1)寄附金	240	385	258	295	343	
	(2)その他の経常費用	2	11	70	13	14	
経常剰余金		42,224	38,681	36,915	32,295	87,854	
特別損益の部	特別利益	605	505	3	14,934	8	
	(1)固定資産売却益	16	3	—	7	1	
	(2)引当金取崩益	—	7	—	—	—	
	(3)厚生年金基金代行返上益	—	—	—	14,908	—	
	(4)その他特別利益	589	495	3	19	8	
	特別損失	6,216	43,356	5,426	6,254	8,363	
	(1)固定資産処分損	89	138	310	63	152	
	(2)不動産圧縮損	21	—	0	—	7	
	(3)減損損失	485	36	120	1,489	1,077	
	(4)価格変動準備金繰入	5,000	1,900	2,000	4,340	6,448	
税引前当期剰余金	(5)資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	242	—	—	—	
	(6)東日本大震災による損失	—	40,847	—	—	—	
	(7)リース解約損	—	—	—	—	6	
	(8)その他特別損失	621	192	2,996	362	673	
	税引前当期剰余金	36,613	△4,171	31,491	40,975	79,500	
	法人税等	29,331	20,846	20,121	23,797	26,342	
	法人税等調整額	△26,327	△27,640	△341	△17,968	△10,636	
	割戻準備金繰入額	25,719	19,513	25,726	25,740	37,872	
当期剰余金		7,891	△16,889	△14,015	9,406	25,921	
当期首繰越剰余金		1,131	1,177	762	803	1,046	
任意積立金取崩額		584	18,474	15,956	868	1,723	
当期末処分剰余金		9,606	2,762	2,703	11,077	28,691	

## 6 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
当期末処分剰余金	9,606	2,762	2,703	11,077	28,691
任意積立金取崩額	—	47,741	—	—	18,688
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	—	47,741	—	—	—
事務能率積立金	—	—	—	—	18,688
剰余金処分額	8,429	49,741	1,900	10,030	44,585
法定準備金	1,600	300	300	1,882	5,185
利用高割戻金	2,429	—	—	2,348	—
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	1,000	—	—	—	—
社会貢献・国際連帯活動基金	300	200	—	300	300
事務能率積立金	3,100	—	1,100	2,300	—
災害救援活動・災害支援復興基金	—	1,000	500	200	1,000
地震等災害見舞金基金	—	500	—	—	6,000
経営諸リスク対応特別積立金	—	47,741	—	2,000	5,000
事業推進政策積立金	—	—	—	1,000	14,100
事業経営基盤整備積立金	—	—	—	—	13,000
次期繰越剰余金	1,177	762	803	1,046	2,794

(注)次期繰越剰余金に含まれている生協法第51条の4の教育事業等繰越金は、2009年度400百万円、2010年度140百万円、2011年度140百万円、2012年度471百万円、2013年度1,297百万円です。

### ■利用高割戻金制度別内訳

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
風水害付火災共済	2,350	—	—	2,348	—
火災再共済	79	—	—	—	—
合計	2,429	—	—	2,348	—

### III. 子会社等の状況に関する事項

#### 1 子会社等の状況

会社名	所在地	設立年月日	代表者	当連合会の議決権の比率	主たる事業種目
株式会社 全労済システムズ	東京都八王子市別所 2-39-1 全労済情報センター4階	1973年5月7日	三田 強	100%	情報処理システムの開発、情報処理システムの管理・運営
株式会社 全労済リバス	東京都府中市府中町 1-9 京王府中1丁目ビル5階	1990年3月22日	湯川 洋	100%	共済事業の保全業務
全労済アシスト 株式会社	大阪府吹田市広芝町 10-28 オーク江坂ビル3階	1981年11月16日	大川 肇	100%	共済事業の保全業務・建物管理事業
株式会社 全労済ウイック	東京都渋谷区代々木 1-27-5 代々木市川ビル2階	1986年5月14日	阿部 道郎	99%	損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、介護サービス事業
株式会社 スペース・ゼロ	東京都渋谷区代々木 2-12-10 全労済会館内	1988年6月1日	山口 繁	100%	ホール等文化教養施設の管理運営、催事の企画・運営
株式会社 ゼスト	大阪府大阪市鶴見区横堤 5-1-18	1982年9月14日	阿野 豊	92%	居宅介護支援事業、訪問介護サービス、訪問入浴サービス

## 2 子会社等の直近事業年度における事業の概況

(自2013年6月1日至2014年5月31日)(単位:千円)

		(株)全労済システムズ	(株)全労済リバス	全労済アシスト(株)	(株)全労済ウイック	(株)スペース・ゼロ	(株)ゼスト	合計
1. 営業損益	(1)収益	9,524,899	2,732,760	3,087,906	3,154,262	388,828	272,038	19,160,696
	(2)費用	9,438,112	2,619,475	2,997,866	3,088,911	373,092	254,523	18,771,981
2. 営業利益		86,787	113,284	90,040	65,351	15,736	17,514	388,714
3. 営業外損益	(1)収益	4,424	10,556	903	11,633	31	871	28,420
	(2)費用	—	—	—	3,775	—	1,821	5,597
4. 経常利益		91,212	123,841	90,944	73,209	15,767	16,563	411,537
		—	101,122	—	—	500	—	101,622
5. 特別損益	(1)利益	30	101,122	5,523	9	—	—	106,686
	(2)損失	—	—	—	—	—	—	—
6. 税引前当期純利益		91,181	123,841	85,420	73,199	16,267	16,563	406,473
			55,181	36,015	30,441	7,226	△ 2,606	167,595
7. 法人税等		41,336	—	—	—	—	—	—
8. 当期純利益		49,845	68,659	49,404	42,757	9,040	19,170	238,877
1. 資産	(1)流動資産	2,391,754	720,138	926,460	5,627,583	236,016	135,213	10,037,166
	(2)固定資産	189,783	422,038	487,899	298,274	26,286	5,679	1,429,962
	(3)繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
II 負債の状況	合計	2,581,537	1,142,177	1,414,360	5,925,858	262,302	140,893	11,467,129
	①流動負債	1,362,252	261,473	364,723	2,187,699	75,720	9,506	4,261,375
	②固定負債	36,892	254,153	319,350	2,520,381	46,572	—	3,177,350
	(1)負債合計	1,399,145	515,627	684,073	4,703,080	122,293	9,506	7,438,725
2. 負債・純資産	①資本金	150,000	50,000	85,673	90,000	15,000	60,000	450,673
	②利益準備金	41,247	1,250	9,300	19,600	3,750	6,000	81,147
	③利益剰余金	991,144	575,299	635,313	1,103,177	121,259	65,387	3,496,583
	ア.任意積立金	869,000	292,000	234,000	738,000	110,000	22,316	2,265,316
	イ.継越利益剰余金	122,144	283,299	401,313	370,177	11,259	43,071	1,231,266
	(2)純資産合計	1,182,392	626,549	730,287	1,217,777	140,009	131,387	4,028,403
	合計	2,581,537	1,142,177	1,414,360	5,925,858	262,302	140,893	11,467,129
III 資本等変動	1.当期首継越利益剰余金	217,299	234,640	351,909	537,320	17,218	23,900	1,382,289
	(1)当期純利益	49,845	68,659	49,404	42,757	9,040	19,170	238,877
	(2)任意積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
IV 配当率(年 %)	2.増加合計	49,845	68,659	49,404	42,757	9,040	19,170	238,877
	(1)利益準備金の積立	—	—	—	900	—	—	900
	(2)剰余金の配当	15,000	—	—	9,000	—	—	24,000
	(3)任意積立金の積立	130,000	20,000	—	200,000	15,000	—	365,000
3. 減少合計								
4.当期末継越利益剰余金								
IV 配当率(年 %)								

# 全労済Q&A

(2013年度決算版)

## I 経営の健全性について

Q1

「経営の健全性」とはどういうことですか。

A1

経営の健全性とは、①将来必要な責任準備金が積み立てられていること、②厚い自己資本(出資金等)を保有していること、③資産を安全に運用していること、などによって充分な支払保証資力を有しているかどうかということです。全労済では、消費生活協同組合として組合員(会員)が自ら拠出する組合員(会員)出資金の増強を進めた結果、異常危険準備金および価格変動準備金を加算した「修正自己資本比率」は19.1%(6,500億円)となりました。

また、「実質純資産比率」は責任準備金の積み増しを行ったことなどにより33.9%(1兆1,522億円)となり、健全な状態を維持しています。

解説

(1) 全労済は資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っており、投機的な運用は行っておりません。また、貸付金の中で不良債権に該当するものはありません。全労済は、長期共済の責任準備金(共済掛金積立金)を純共済掛金式で積み立てており、チルメル式を採用している場合に比べ、充分な支払保証資力を保持しています。このほか、2008年度より財務基盤を強化するとともに、逆ざやの早期改善を

図り、将来収支の改善を目的として追加責任準備金の計上を開始しています。また今後も想定を上回るリスク(金利・生存)の顕在化への対応として継続的に追加責任準備金の計上を行っていく予定です。

- (2) 全労済は総資産の9.2%の自己資本のほか、8.9%の異常危険準備金3,040億円、1.0%の価格変動準備金327億円を有しています。これらを合計した修正自己資本は、前年度より993億円(18.0%)の増加となり6,500億円、修正自己資本比率は19.1%となりました。また、「含み損益」等を加算した実質純資産額は前年度より1,625億円(16.4%)増加し1兆1,522億円、実質純資産比率は33.9%と健全性が高まりました。
- (3) 剰余金については、東日本大震災のような自然災害リスクが巨大化する傾向にあり、より一層の担保力、リスク対応力の強化が求められることから、異常危険準備金、価格変動準備金に加えて、経営の健全性を高めるために任意積立金を積極的に積み立てています。
- (4) 全労済は危険分散のため火災共済、自然災害共済等で再共済を実施しています。なお自動車総合補償共済等については再保険会社へ出再しています。
- (5) 2013年度の経常剰余は、前年度と比較して556億円増加し、879億円となりました。経常剰余が大幅に増加した主な要因は、事業統合により事業費が増加したものの、保有契約の増加にともない受入共済掛金が増加したことや資産運用益の増加、共済契約準備金の積立負担が軽減したこと等によります。

### ■全労済の自己資本等の現状

(単位:億円、%)

摘要	金額		自己資本比率		前期比較	
	2012年度決算	2013年度決算	2012年度決算	2013年度決算	増減額	増減率
修正自己資本	自己資本	2,408	7.4	8.9	632	26.3
	会員資本	35	0.1	0.3	57	—
	評価・換算差額	2,443	7.6	9.2	689	28.2
	小計	3,133	8.7	8.9	239	8.5
	異常危険準備金	2,801	0.8	1.0	64	24.6
	価格変動準備金	262	17.0	19.1	993	18.0
合計		5,507	327	—	1,656	5.1
総資産額		32,339	33,995	—	—	—

摘要	金額		実質純資産比率		前期比較	
	2012年度決算	2013年度決算	2012年度決算	2013年度決算	増減額	増減率
実質純資産額	9,897	11,522	30.6	33.9	1,625	16.4

## II 資産構成について(貸借対照表)

**Q1**

全労済の資産構成について教えてください。

**A1**

2013年度の総資産は、運用資産の増加等により、前年度より1,656億円増加し3兆3,995億円となりました。

その内訳は有価証券等の運用資産が3兆1,093億円(91.5%)の他、業務用固定資産が630億円(1.9%)、その他2,273億円となりました。

運用資産の内訳は、現金および預金が1,671億円(4.9%)、有価証券が2兆5,755億円(75.8%)、金銭の信託が1,890億円(5.6%)、金銭債権360億円(1.1%)、貸付金76億円(0.2%)、運用不動産20億円(0.1%)、その他の運用資産1,319億円(3.9%)となっています。

※(%)は対総資産

**Q2**

負債とは何ですか。

**A2**

全労済における負債は、長期系共済の責任準備金が大半を占めています。

責任準備金は、共済掛金積立金2兆4,102億円(うち、追加責任準備金3,000億円)、未経過共済掛金949億円、異常危険準備金3,040億円の合計2兆8,092億円です。

解説

一般に負債は、未払金、借入金などの債務を表します。一般的な企業では、これを流動(短期)負債に属する負債、固定(長期)負債に属する負債に区分することになっています。

しかし、全労済における負債の内容は、支払備金904億円、責任準備金2兆8,092億円、割戻準備金481億円からなる共済契約準備金2兆9,477億円が大半で、その他に価格変動準備金や引当金等があります。

解説

本資料「データ編」に掲載している貸借対照表の資産の部を見ていただければ、全労済の総資産の内訳が分かります。総資産3兆3,995億円のうち、91.5%が運用資産で、業務用固定資産は1.9%となっています。

## III 経営状況について(損益計算書)

**Q1**

全労済の経営状況はどうなっていますか。

**A1**

2013年度の「経常収益」は共済掛金等収入6,113億円、共済契約準備金戻入額258億円、資産運用収益520億円、その他経常収益13億円で合計6,904億円となりました。

「経常費用」は共済金等支払額4,195億円、共済契約準備金繰入額605億円、資産運用費用12億円、事業経費

1,210億円、その他経常費用4億円で合計6,025億円となっています。

したがって「経常剰余」は879億円となりました。

解説

本資料「データ編」に掲載している損益計算書は、一事業年度の経営成績を明らかにするため、すべての収益とこれに対応する費用を記載しているものです。

### ■損益の状況

(単位:億円)

	共済掛金等収入	共済金等支払額	経常剰余	当期剰余金	当期末処分剰余金
2013年度	6,113	4,195	879	259	287
2012年度	5,989	4,271	323	94	111

**Q2**

**経常費用の「責任準備金繰入額」とは何ですか。**

**A2**

当年度新たに積み増した責任準備金額です。2013年度は547億円積み立て、残高は2兆8,092億円となりました。

**解説**

全労済の2013年度の貸借対照表の負債の欄に「責任準備金2兆8,092億円」と記載されており、これは2013年度末において将来の共済金などの支払いのために2兆8,092億円を責任準備金として積み立てているということを意味します。

また、損益計算書の「経常費用」の欄に「責任準備金繰入額547億円」と記載されており、この「責任準備金繰入額」は、2013年度において責任準備金が547億円増加したことを表しています。

つまり、全労済は2013年度期首(事業統合による責任準備金移転後)においては必要な責任準備金2兆7,545億円を積み立てており、2013年度末においては必要な責任準備金2兆8,092億円を積み立てているということがわかります。

また、事業年度によっては、満期を迎えた契約が多いなどの理由で、前年度末に必要な責任準備金に比べ、当年度末に必要な責任準備金の方が少なくなることもあります。このような場合には責任準備金の繰り入れを行わず、逆に戻し入れることになります。戻し入れた金額が損益計算書の「経常収益」の欄に「責任準備金戻入額」として記載され、「責任準備金繰入額」が記載されません。

**Q3**

**全労済の割戻金はどうなっていますか。**

**A3**

2013年度の組合員(契約者)への割戻金の総額は、379億円となりました。割戻しについては、引き続き、今後発生が予想される東日本大震災のような大規模災害や高齢化に備えた支払財源の積み増し、自己資本等の増強とのバランスをとりながら実施していくこととなります。

**解説**

#### (1)長期生命共済・年金共済の契約者割戻金

予定運用益と資産運用実績の差額を割り戻す「利差割戻」については、組合員(契約者)へお約束している予定利率が実績利回りを上回っているため実施できません。

死亡率や事故発生率などの予定と実績の差額を割り戻す「危険差割戻」については、個人長期生命共済で実施します。

#### (2)短期生命共済の契約者割戻金

団体生命共済およびこくみん共済で「危険差割戻」を実施します。

#### (3)利用高割戻金

2013年度に発生した雪害および台風により、共済金の支払いが多額に及んだこと、将来の巨大災害に備えた積み立てを優先させていただくことから、見送りとさせていただきます。

#### (4)2013年度割戻金の総額

契約者割戻金総額は、損益計算書の「割戻準備金繰入額」に記載された金額と、本資料「データ編」の「剰余金処分計算書」の中に記載された利用高割戻金の合計額となります。

2013年度の組合員(契約者)への割戻金総額は、割戻準備金繰入額379億円となります。

#### ■割戻金(総額)の推移

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
割戻金	281	195	257	281	379

(単位:億円)

## IV 資産運用について

**Q1**

運用資産の状況はどうなっていますか。

**A1**

2013年度末の運用資産残高は、前年度末比1,638億円増加の3兆1,093億円となりました。

解説

全労済は、「ねんきん共済」など長期にわたる責任準備金の資産運用として、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行っています。外国証券などの運用は、許容されるリスクの範囲内で実施しています。

2013年度は、ALM(資産と負債の総合管理)の観点から公社債の長期化をすすめました。また、外国証券や株式などは、運用環境などを踏まえ慎重なスタンスで運用しました。

**Q2**

運用の成果について教えてください。

**A2**

資産運用純益は507億円、運用利回りは1.68%となりました。

解説

2013年度は、日本銀行の大規模な国債買入による金利押し下げ効果により国内金利は低下基調で推移ましたが、公社債を中心とした利息配当収入を確保し、資産運用純益は前年度比32億円増加の507億円、運用利回りは1.68%となりました。

### ■資産運用成果の推移

摘要	2012年度	2013年度
資産運用純益	475億円	507億円
運用利回り	1.64%	1.68%

**Q3**

貸付金の状況はどうなっていますか。

**A3**

貸付金は契約者貸付金等で、2013年度末の残高は76億円です。一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

解説

貸付金のなかで「リスク管理債権(不良債権)」に該当するものはありません。

**Q4**

資産運用には何か制限があるのですか。

**A4**

生協法により、運用対象および量に一定の制限が設けられています。

解説

全労済の資産運用は、その負債の性格から特に安全性が求められています。

生協法では、一般企業向けの貸付などが認められないほか、運用資産についてはその保有量に限度が設けられており、株式等や外貨建資産はそれぞれ運用資産全体の30%以内となっています。また、投機的運用および投機取引は禁じられています。

**Q5**

資産運用に関するリスクとそのリスク  
管理について教えてください。

**A5**

資産運用には市場リスク(金利・株価などの変動によるもの)や信用リスク(信用力の変動によるもの)、市場流動性リスク(市場の流動性により取引ができないリスク)などがあり、それについて日常的に把握・管理を行い適切な対応を図っています。

解説

#### (1) 資産運用リスクについて

資産運用リスクとは、以下の①～④のリスクの顕在化により、保有する資産(オフバランス資産含む)の価値が変動または減少するリスクをいいます。

##### ① 市場リスク

金利、株式、為替等の各市場変動の影響により、保有する資産の価値および運用収益が変動することによるリスクをいいます。

##### ② 信用リスク

保有資産の発行体または与信先の経営悪化等により、保有資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。

##### ③ 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

##### ④ 不動産投資リスク

賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し損失を被るリスクをいいます。

#### (2) リスク管理について

市場環境の変化、運用手法の多様化・高度化により、リスクが増大するなかで、全労済の資産運用においても、これらのリスクに対する適切な対応が求められており、日常的に把握・管理を行い、リスクに見合った適正な収益の確保に努めています。

また、ALM(運用資産〈A:アセット〉と負債〈L:ライアビリティ〉の総合管理〈M:マネジメント〉)手法を用いて、運用資産と負債にあたる共済契約の状況を適切にコントロールし、資産運用方針・責任準備金の検証、収益予測などを行っています。

# 資料集

## CONTENTS

1. 「Zetwork-60(略称: Z-60)」～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～	106
2. 協同組合のアイデンティティに関するICAの声明	108
3. ICAの10年計画(ブループリント)	108
4. 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帶構想	109
5. 協力団体数および地域推進員数	112
6. 全労済略年史	113
7. 全労済本部・事業本部・単位本部および子会社所在地一覧	119
8. 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧	126
9. (株)全労済ウイックの在宅介護サービスセンター	127
10. (株)ゼストの介護サービス事業所	127
11. (社会福祉法人)コープ共生会の介護サービス事業所	127
12. (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所	127

I. 事業の状況を示す指標

II. 決算関係書類  
データ編

III. 子会社の状況に関する事項

全労済Q&A

資料集

## 1 「Zetwork-60(略称:Z-60)」～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～

### I.「Zetwork-60(略称:Z-60)」の位置付けと最重点目標

#### (1)位置付け

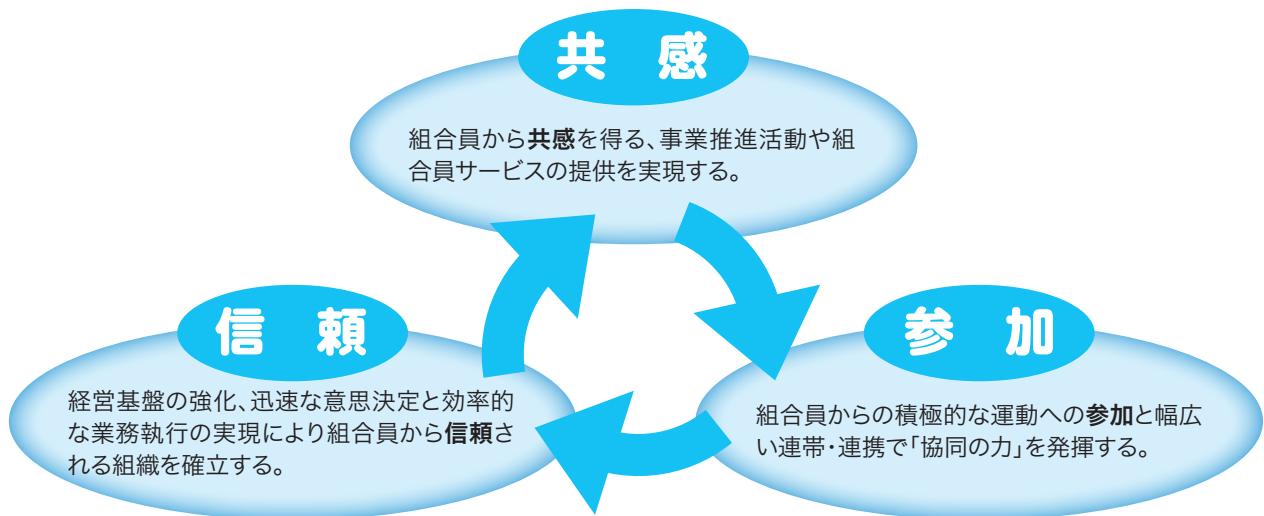
「2009年度～2013年度中期経営政策」の達成状況と全労済を取り巻く環境を踏まえ、「健全な事業基盤を確立し、常に組合員から信頼され、安心を提供できる組織」であり続けるための中長期的な経営方針として位置付けます。

#### (2)最重点目標

2017年に60周年を迎える全労済は、「Zetwork-60(略称:Z-60)」の最重要目標として、「事業の回復」と「常に健全な事業基盤の確立」を掲げ「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」を前例にとらわれない強い意思で確実に実行し、(60周年の全労済の姿)を確立します。

### II.〈60周年の全労済の姿〉

- 2017年に60周年を迎える全労済は、これからも組合員・協力団体の「共感・参加・信頼」を得て、より魅力的な「保障の生協」を目指します。
- 60年の歴史を糧に労働者福祉運動の原点に立ち返り、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現を目指します。



#### ■選ばれる組織となる

社会、組合員、協力団体から選ばれる“魅力的な全労済”となるため、「組合員が主体的に参加できる協同組合運動の展開」、「納得される共済商品の提供」や「期待に応える職員の育成」を実現する。

#### ■ムダの無い効率的な組織を確立する

経営諸リスクに対応する積立と自己資本の強化、効率的な組織機構・運営と事業費構造を実現する。

### 「共済商品」とは

【共済制度】、【共済制度α要素(パンフレット改善、迅速な共済金支払など含む)】および【組合員サービス】の3つで構成するもの

### III.全労済が取り組む「3つの改革」と組合員・協力団体の皆さんへの「6つの約束」

全労済は、4年間で「3つの改革」をやり遂げ、組合員・協力団体にとってより魅力的な「保障の生協」となるため、「6つの約束」を果たします。

#### 【全労済が取り組む3つの改革】

##### 事業構造改革

組合員・協力団体から選ばれる共済商品の提供や利便性向上に向けて事業推進体制の整備をすすめるとともに、事業の健全性・安定性のさらなる向上を目指した改革を実行します。

##### 組織改革

組合員・協力団体のニーズを事業に反映し迅速な対応ができる組織づくりと、限られた資源のなかで組合員・協力団体に対して最大の効果が発揮できる業務執行体制への改革をすすめます。

##### 意識改革

生活協同組合としての全労済の価値を認識して運動を実践するとともに、改革をやり抜く強い意識をもった人材育成をすすめます。

#### 【組合員・協力団体の皆さんへの「6つの約束」】

- 1** 組合員・協力団体の皆さんに納得・満足できる共済制度を提供し、簡単、便利で分かりやすく、確かな安心を届けます。
- 2** 組合員の皆さん一人ひとりの声を全労済の運動・事業に反映し、組合員満足を高めるしくみづくりをすすめます。
- 3** 組合員の皆さんに全労済の一員であることに誇りを持てる、協同組合らしい社会に貢献する取り組みを実践します。
- 4** 超大規模な自然災害の発生等、さまざまな経営リスクに対して、常に健全で安定した事業運営を可能とする態勢の構築と事業基盤の確立をはかります。
- 5** 組合員・協力団体の皆さんに信頼され続ける組織であるために、魅力的な人材の育成と前例にとらわれない内部改革に取り組みます。
- 6** 全労済だけでは成し遂げることのできない課題の実現に向けて、協同組合間の幅広い連帯・連携の強化をさらにすすめます。

## 2 協同組合のアイデンティティに関するICAの声明

1995年9月20日から23日までイギリスのマンチェスターで開かれた国際協同組合同盟(ICA)100周年記念大会・全体総会において報告・採択された「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」は、これまでの協同組合原則(1937年設定、1966年一部改正)を、大きく変化した世界環境を踏まえ改定したICAの基本文書です。

### 《定義》

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

### 《価値》

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

### 《原則》

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

#### 《第1原則》

##### 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用ることができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

#### 《第2原則》

##### 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

#### 《第3原則》

##### 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それ

を民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剩余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のためその準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

#### 《第4原則》

##### 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

#### 《第5原則》

##### 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

#### 《第6原則》

##### 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

#### 《第7原則》

##### コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

## 3 ICAの10年計画(ブループリント)

国際協同組合同盟(ICA)は2020年を視野に入れた「協同組合の10年に向けた計画(ブループリント)」を2012年10月に国際協同組合年のクロージングイベントとして行われたマンチェスターでのICA臨時総会で公表しました。

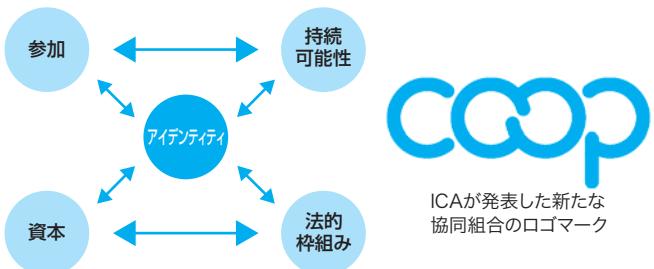
この計画では、2012年の国際協同組合年(IYC)の取り組みをさらに発展させ、2020年までに協同組

合が(1)経済・社会・環境の持続可能性において認知されたリーダーとなる、(2)人々に最も好まれるモデルとなる、(3)もっとも急速に成長する事業形態となる、という3つの目標を掲げています。この目標を達成するために、互いに関係し合う5つの分野における戦略課題を提起しています。

1. 組合員としての、またガバナンスへの参加のレベルを引き上げる
2. 協同組合を持続可能性の構築者と位置づける
3. 協同組合のメッセージを構築しアイデンティティを確立する
4. 協同組合の成長を支援する法的枠組みを確保する
5. 組合員による管理を保障しながら、信頼性のある協同の資本を確保する

2013年のケープタウン総会で、ICAは「協同組合の10年に向けたブループリント」の実践として、協同組合のアイデンティティを形にするため、新たな協同組合のロゴマークを発表しました。また、「協同組合の

資本に関するブルーリボン・コミッショングループ」を結成し、資本戦略の成功モデルに関する世界的な調査に着手しています。



ICAが発表した新たな協同組合のロゴマーク

## 4 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想

この構想(通称「21世紀構想」)は、21世紀における共済協同組合の発展を期して、1997年8月28・29両日に開催された全労済第69回通常総会において承認されたもので、全労済グループから各共済協同組合に対して、広く提言を行ったものです(この構想は、その後の情勢変化や課題の進捗状況等を踏まえ、2005年6月に、必要な補強を行いました)。

### 全労済グループからの提言

日本の共済事業は各種協同組合法にもとづく共済団体の他、政府の災害保障法にもとづく共済団体や地方自治法にもとづく共済団体などで実施され、組合員数はのべ6,638万人(日本共済協会ファクトブックより)を超え、多くの国民は何らかの形で共済にかかわっているものと推定され、事業実績も増大し多分野の共済種目がそろい、今日において共済は組合員の生活設計の中で必要不可欠なものとして定着しつつあります。

社会・経済の構造的な変革の時代がおとずれる中で、生活者本位の経済、人間と自然と共生し続けることが可能な社会へ向かう新しい社会システムへの模索が始まっています。

こうした変化に対応し、社会的な位置を占める存在となった共済協同組合が、組合員のライフプランに密着した的確な活動をすすめ、事業と運動の実践を通じて組合員への責任を果たし発展していくためには、従来の体質から脱皮し新しい時代に適応していくことが不可欠です。

一方、保険業法の改正、日米包括経済協議、金融政策などの影響を受けた国内生損保は、競争力の維持拡大に向け、また、外資系生損保・新規参入保険会社は事業の拡大をめざし、連携・提携・統合および合併による合併連携が展開され、結果的に国内生損保とも6~8グループ(社)に収斂されました。共済協同組合は、このような淘汰や業界再編等の波を乘

り越え、再び競争力をとりもどしつつある生損保業界や外資系生損保と真正面から競合しなければならないという、大きな試練の時期を迎えてます。

共済協同組合は、その生い立ち、根拠法、所管行政が異なっていることから、個々の団体ごとに事業展開がはかられていますが、保険業界に対抗し共済(協同組合保険)の優位性を確保していくためには、個々の事業体の枠を超えてその態勢づくりをすすめることが必要と考えます。

そのためには、共済協同組合の大同団結は急務であり、全労済グループは日本の共済協同組合の協調・連帯を広く社会に提言するものです。

規制緩和、自由化や新たな競合の大きな流れが避けられない事実であるとすれば、むしろこれをチャンスに情勢変化に的確に対応することが、共済協同組合が生き残り発展する道であると強く確信し、当面次のことを提案するつもりです。

(1)さらなる共済団体の連携と協調をはかりつつ日本共済協会に結集し、日本共済協会のリーダーシップのもとに新たな競合に対応した取り組みを早急に具体化する。

(2)そのテーマとして、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能の確立、必要な法制度の改革、の二点をすすめる。

### 国際的な協同組合と情勢認識

ICA(国際協同組合同盟)は、1995年9月の100周年大会・総会において、新しい「協同組合の原則」などを決定しました。それらは、急速に変化を続ける社会における協同組合運動の基本的目的を再検討したうえで、21世紀に向けて協同組合はどのような役割を果たさなければならないか提起したものです。

こうした原則改定の背景と、現在と未来における協同組合の役割は、つぎのようなことがあります(「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」より要約)。

## 1.協同組合の直面する課題

協同組合は、これまでの歴史からみて、現在非常に困難な挑戦に直面しています。

- (1)先進工業地域では、市場経済の急速な拡大・経営組織の革新・情報通信の発達などにより、資本主義的企業を根底からゆり動かす変化が生じています。協同組合は、これに伴う競争の激化と生き残るための対応を求められています。
- (2)急激な経済変動が起きた国では政府の国民経済における役割が削減され、政府の支援に頼ってきた協同組合ではこれに対応できない状況に陥っています。また、東欧など国家機関となっていた協同組合は新しい建設が必要となり、古くからの工業国でも政治的支持には依存できず、協同組合の自立が必然的になっています。
- (3)こうした外部世界からきている深刻な脅威や競争に対し、協同組合の存在意義と役割をより一層明瞭に發揮すべきことが必要となっています。

## 2.協同組合の役割

協同組合は、所有と管理が民主的に行われるという、資本のコントロールする企業や政府の関与する事業とは違う「事業体」です。

その参加と民主主義を基礎とした事業運営と活動を通じて、特につぎの傾向に関与し、人々の経済的・社会的生活の向上とその解決を大きく助ける役割を持っています。

### (1)人口の増加

これに伴う基本的必需品である、食料・住宅・雇用・保健施設などの協同生産や購入に対して。

### (2)経済力の集中

経済力が世界中の富豪の手に集中し、これにより世界のすべての国で貧困が国際的問題となることに対して。

### (3)地球規模の環境悪化

人口圧力、制御できない資本の運動や生産、大量消費などによる、環境の危機に対して。

### (4)コミュニティの困難

高出生率と移民などによるスラム化や若年層の失業、工業化された地域での都市の社会不安の増大など、市民社会の問題に対して。

### (5)若い人々の問題

多くの若い人々が、結果として貧困化した未来と雇用などの制限された機会に直面していることに対して。

## 日本における協同組合の動向と課題

日本における協同組合も、世界的な状況と異なっているわけではなく、つぎのような課題に直面しています。

## 1.産業構造や事業基盤の大規模な変化への対応

日本における農協・漁協・生協・中小企業などの協同組合は、分野別に形成されてきましたが、農漁業・農村

等は基盤縮小などの大きな変化が生じ、中小業者や都市勤労者の就業や雇用の形態も変化しています。

## 2.高度成長の発展から低成長の時代への対応

協同組合もまた、経済活動の発展のなかで、事業と組織を拡大してきた面がありました、「右肩あがり」の成長を前提とすることは出来なくなっています。

## 3.規制緩和や自由化への対応

日本の産業界における、法律・行政による規制や保護は、協同組合にとっても直接的な支援であったり、支援を受けない協同組合にとっては、他の企業との違いを鮮明にできるところでもありました。

しかし、規制緩和・自由化は、業界内の競争を促進するだけでなく、他業態、「根拠法の無い共済」(無認可共済)や海外への解放を含んだ市場競争を促進しています。また、規制緩和や自由化等の広まりから、共済協同組合においては、保険業法とのイコールフッティングを求める声が強まっています。

## 4.事業と運動・組織の模索

この間、協同組合金融である信用組合の破綻や、住専問題の発生、一部生協の運営と事業の失敗などが生じています。

きびしい市場のなかで戦わざるをえない協同組合にとって、経営の近代化をすすめながら、協同組合としてのアイデンティティを維持し、組合員参加と民主運営を確保しつつ、事業上の優位性と独自性をどう獲得するのか、それぞれの協同組合とも大きな模索の時代となっています。

また、少子高齢社会の到来による日本の経済・社会システムの転換期に、協同組合だからこそできる事業と運動を通じて、人間らしい暮らしの創造を、どう高めていくのかも急がれる課題です。

## 5.各協同組合等の連携と協同の促進

こうした情勢の下で、協同組合が営利企業との競争に敗北せず、よりよい社会と生活の改善に向け、社会的役割を一層発揮していくためには、つぎのような連携と新たな協同の発展形態が模索されなければなりません。

- (1)農協・漁協・生協・中小企業等協組など、特定分野をこえた相互の連携と協同による社会的役割の発揮と、多様な結びつきと組織形態を用意すること。
- (2)生産協同組合、福祉協同組合、環境生協など新たな分野を担う協同組合も含めた、機能と役割の違った各種の協同組合の協同を促進すること。
- (3)労働金庫など福祉事業団体と、今日段階における商品や付帯サービス等の事業提携を促進すること。
- (4)生活者のニーズに応え経済活動の一角を担うための事業領域の拡大を求める、適切な協調と競争がはかられるような、協同の機能づくりを可能としていくこと。

- (5) 各々の協同組合の協同と連帶は、分野別協同組合(例えば生協)の中で、また、その分野を越えてすすめていく必要があること。

### 共済協同組合の動向と課題

協同組合としての共通の問題を抱えながら、共済分野の協同組合としての独自の課題が存在します。

#### 1. 規制緩和・自由化と共済協同組合

規制緩和・自由化の進展は、これまでの「護送船団」から、「大競争時代」へと転換されたことにより生損保に淘汰や業界再編をもたらしました。

しかしながら、この波を乗り越えた生損保は、再び競争力をとりもどしつつあります。

また、「根拠法の無い共済の契約者保護ルール」の導入に向けた保険業法の一部改正や、内閣府の「規制改革・民間解放推進会議」においても、米国・EU・生保協会等からも共済と保険業法とのイコールフッティング(競争条件の平等化)を求める声の高まり等、共済への規制を求める動きが強まりつつあります。

2007年に予定されている金融機関の窓口における保険商品の全面解禁や、郵政事業の民営化に向けた動向など、共済協同組合を取り巻く環境については大変に厳しいものになると想定されます。

こうした新しい保険業界や金融の変化のなかで、共済協同組合としての重要な問題は、つぎのようにあげることができます。

- (1)多くの場合、個々の組合やグループごとに分立した事業による事業基盤の不安定さ
- (2)事業活動上の様々な規制による競争条件上の不利
- (3)大規模災害などへの支払能力や、保険会社に比べての契約者保護規制の弱さなどからくる加入者サイドの不安感の強まり
- (4)経営(マネジメント)の未熟さ、共済資金運用における経験の不足と弱さ

#### 2. 法制度・行政制度と共済協同組合

- (1)各協同組合法における「共済事業」の位置づけ、各協同組合事業のなかにおける規模等は千差万別であり、自治的にすすめることができた反面、安定性を欠く要因ともなっています。
- (2)共通する事業法を持っておらず、各協同組合法(組織法)と行政指導および自治規範によっているのが実態であり、保険会社における規制や安全確保制度等と比べて劣るというような指摘を受けやすく、また、事業規模等の拡大の阻害要因ともなっています。
- (3)保険業との関係から、他の分野より協同組合間の共通項の多い共済事業ではありますが、監督行政庁間の思惑に左右されやすく、法や行政庁をまたぐ連携や協同がやりにくくなっています。

### 共済協同組合の大同団結の方向

これらの課題に対して、各協同組合が各々の経営努力により対応することが基本ですが、つぎのような点から、共済協同組合が大同団結することがますます重要となっています。

- 1.より強大な金融産業として集約化されつつある保険業界に対抗し、協同組合保険の優位性を確保し、明らかにしていくこと。
- 2.そのため、共済協同組合間の適正な競争を行いつつも、事業の安全性の確保、効率化の促進などのしくみを個々の事業体の枠を越えてつくりあげることによって、社会的信頼を高めていくこと。

### 全労済グループは、その基本方向を、次のように想定します。

#### 1.当面、実現をめざすもの

法制度や行政制度の大規模な改変を前提としない、各共済協同組合をまたぐ横断的な整備と再編などを実現する。

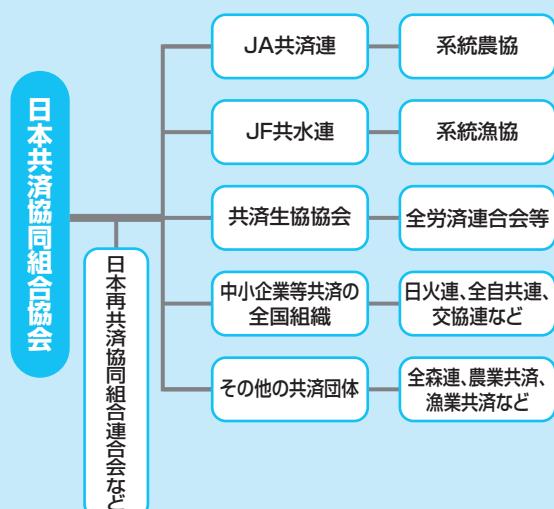
- (1)日本共済協会の下に、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能を確立する。
- (2)生協のなかにおいては、生協法改正を行いつつ、共済事業と共済生協の位置づけを整理し、共済生協共通の機関と再共済機構を確立する。

#### 2.将来的に実現をめざすもの

現在の根拠法である各協同組合法の改変と、共済協同組合法の新たな制度など、法制度や行政制度の大規模な改変を前提とした、21世紀における共済協同組合の連携組織の構築を実現する。

- (1)日本における共済協同組合の唯一の横断的組織として「日本共済協同組合協会」を設立する。
- (2)共済協同組合共通の再共済機構と組織を備える。

### ■共済協同組合の再編[概念図]



※共済協同組合全体の再共済・再保険(再々含む)機構

(注)ここに記載されている内容については、当該共済生協と協議した結果ではなく、全労済の提言として表記したものです。

## 5 協力団体数および地域推進員数

(2014年5月末現在)

単位本部	協 力 団 体 数			地域推進員数
	職域団体	地域団体	合 計	
北海道	1,458	9	1,467	0
青森	452	25	477	722
岩手	395	0	395	47
宮城	552	0	552	67
秋田	558	185	743	0
山形	583	9	592	283
福島	808	26	834	28
茨城	660	3	663	0
栃木	555	0	555	79
群馬	444	2	446	32
埼玉	1,122	33	1,155	199
千葉	667	32	699	102
東京	3,225	68	3,293	70
神奈川	1,078	3	1,081	30
長野	774	35	809	467
山梨	315	4	319	136
静岡	1,079	13	1,092	36
富山	501	115	616	0
石川	400	0	400	0
福井	258	0	258	0
愛知	876	20	896	0
岐阜	438	33	471	0
三重	462	7	469	0
滋賀	260	0	260	0
奈良	222	5	227	0
京都	387	8	395	0
大阪	1,350	21	1,371	0
和歌山	228	0	228	0
兵庫	711	10	721	0
島根	352	76	428	1
鳥取	377	50	427	7
岡山	616	8	624	9
広島	670	0	670	0
山口	612	0	612	37
徳島	214	0	214	0
香川	283	0	283	0
愛媛	380	4	384	62
高知	231	0	231	0
福岡	721	6	727	0
佐賀	229	12	241	0
長崎	400	0	400	6
熊本	405	3	408	145
大分	440	8	448	0
宮崎	423	3	426	0
鹿児島	306	34	340	0
沖縄	198	0	198	0
自治労	2,451	0	2,451	0
森林	3	0	3	0
たばこ	15	0	15	0
全水道	127	0	127	0
統合計	30,271	870	31,141	2,565
新潟	764	127	891	109
全国計	31,035	997	32,032	2,674

## 6 全労済略年史

※( )内は月・日

1954	<b>労働者共済、大阪より始まる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪福対協、全大阪労働者共済生協を設立(11.25)</li> <li>火災共済事業を開始(12.1)</li> </ul>	1961	<b>総合共済開発方針を決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火災再共済掛金の改訂を決定(3.7)</li> <li>●第4回総会、“すべての活動を統一への基盤づくりに結合”を運動目標に設定、「総合共済」開発方針打ち出す(6.10)</li> <li>●東京・新潟、火災共済最高限度額100万円認可獲得(8.-)</li> </ul>
1955	<b>新潟、火災共済実施直後に大火</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新潟福対協、火災共済事業開始(5.1)</li> <li>●新潟大火で加入者多数被災(10.1)</li> <li>●第2回福対協北信越・東北ブロック会議、共済事業の全国組織化を決議(11.10)</li> </ul>	1962	<b>総合共済の制度発足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合共済事業を開始(3.1)</li> <li>●厚生省、共済金の最高限度額を100万円まで引き上げる。同時に「消費生活協同組合共済事業運営要綱」を定める(3.20)</li> <li>●ICA保険委員会(現ICMIF)への加盟決定(9.13)</li> <li>●生命共済掛金の所得控除適用決まる(10.2)</li> </ul>
1956	<b>全国組織結成へ胎動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●共済問題で五者会議(中央福対協、総評、全労、日本生協連、労金協会)発足(2.15)</li> <li>●魚津大火で加入者多数被災(9.10)</li> <li>●全国労働者共済協議会設立(11.28)</li> </ul>	1963	<b>総会“組織統一”を決議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生命共済据置方式(略称・据置共済)を実施(3.1)</li> <li>●総合共済事業認可を取得(5.1)</li> <li>●第6回総会、全国組織統一を決議(6.14)</li> <li>●機関誌「労働者の共済」創刊(12.10)</li> </ul>
1957	<b>労済連、中央組織として誕生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)創立総会(9.29)</li> <li>●この年、13都府県で労済設立、計20都道府県に労済結成(12.-)</li> </ul>	1964	<b>労済の全国布陣完了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●組織委員会、「労済の統一に関する答申」を提示(3.4)</li> <li>●埼玉労済事業開始で労済組織の全国布陣完了(4.1)(本土復帰前の沖縄を除く)</li> <li>●第7回総会、“地域進出”を運営目標に掲げる。統一マーク、会館建設を議決(6.11～12)</li> <li>●新潟福対協、新潟地震被災組合員に1億1千万円の見舞金(7.-)</li> </ul>
1958	<b>労済連、法人格を取得</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生命共済事業を開始(3.1)</li> <li>●消費生活協同組合法による設立認可を取得(5.17)</li> <li>●8県で労済設立、計28都道府県に労済結成(12.-)</li> </ul>	1965	<b>団体生命共済を実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合共済大型制度(100～200円型)実施(2.1)</li> <li>●団体生命共済事業実施(10.1)、掛金の所得控除適用決まる(10.15)</li> </ul>
1959	<b>各県加入者1万人達成を提唱</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火災共済の異常危険準備積立金の損金算入認められる(4.8)</li> <li>●生命共済掛け捨て方式の事業認可を取得(7.15)</li> <li>●第2回総会、小規模労済の解消、早期適正規格化をはかるため各県“加入者1万人達成”運動を提唱(6.13)</li> </ul>	1966	<b>火災共済限度額認可で新基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生省、火災共済の最高限度引き上げの新基準を提示(3.16)</li> </ul>
1960	<b>労組産別共済で問題化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生命共済積立金方式の事業認可を取得(3.1)</li> <li>●顧問・賀川豊彦氏逝去(4.23)</li> <li>●理事会、産別共済問題小委員会設置を決める(7.19)</li> <li>●総評大会、産別共済推進方式を決定(7.31～8.3)</li> <li>●地下産業共済問題で「太田調整案」提示される(8.22)</li> <li>●この年までに40都道府県で労済結成(12.-)</li> </ul>		

1967	<p><b>地域統合と制度統一方針打ち出す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京・埼玉・組織統合協定に調印(3.31)、中央労済連発足(8.1)</li> <li>● 交通災害共済事業開始(4.1)</li> <li>● 労済会館、西新宿に完成(6.8)</li> <li>● 厚生省、火災共済事業で時価主義・告知義務を各知事に通達(7.15)</li> <li>● 労済連、創立10周年記念式典(10.17)</li> </ul>	1973	<p><b>統合準備委員会が発足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第20回総会、「全国組織統合についての基本構想」を承認(7.31～8.1)</li> <li>● 全労済統合準備委員会が発足(9.17)</li> <li>● 火災共済限度額、元受700万円、再共済350万円認可取得(9.20)</li> <li>● 北陸労済連合会結成総会(9.25)</li> </ul>
1968	<p><b>「労済事務センター」を設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 労済連と中央労済連、共同して「労済事務センター」を設置(4.1)</li> <li>● 第12回総会、医療保険改悪反対を決議(5.31)</li> <li>● 定期付養老生命共済(希望共済)事業開始(11.15)、掛金の所得控除適用決まる(12.6)</li> </ul>	1974	<p><b>限度額元受火災1,000万へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 限度額、交通災害300万円(再共済150万円)、元受火災1,000万円へ(9.1)</li> <li>● 単産共済連合会創立総会(9.27)</li> </ul>
1969	<p><b>1都8県が中央労済連に結集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央労済連、8都県参加で統合総会、翌70年8月長野参加(3.12)</li> <li>● 第14回臨時総会、交通災害共済制度抜本改定の方向を決定(7.30)</li> <li>● 労済連元受事業として火災共済400万円を実施(11.1)</li> </ul>	1975	<p><b>統合総会を1年間延期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 単産共済連合会、自動車共済事業を実施(1.13)</li> <li>● 団体生命共済限度額500万円への引き上げ認可取得(1.31)</li> <li>● 統合準備委員会、75年10月統合を延期(2.21)</li> <li>● 死亡共済金の相続税法上の非課税適用決定(3.31)</li> <li>● 労済の火災・生命共済掛金の所得控除、政令化される(4.1)</li> <li>● 希望共済限度額500万円認可取得(5.31)</li> <li>● 統合準備委員会、統合日を76年10月に設定(12.12)</li> </ul>
1970	<p><b>交通災害共済再出発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第15回臨時総会、交通災害共済制度の抜本改定を決定(1.30)</li> <li>● 交通災害共済、制度を大幅に改定して再出発(4.1)</li> <li>● 第16回総会、“職場に地域に推進員を”の組織活動方針を決定(5.29～30)</li> <li>● 「交通事故をなくす会」に加入(12.-)</li> </ul>	1976	<p><b>全国統合実現-新しい出発-</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第24回臨時総会、統合実施要綱を決定(6.30)</li> <li>● 第25回総会、統合にともなう定款改正を議決(7.30～31)</li> <li>● 「組織統合に関する協定」調印式、全労済設立発起人会発足(8.1)</li> <li>● 全労済創立総会、諸事業制度大幅改善(10.15)、11月以降各地方本部相次いで開設</li> </ul>
1971	<p><b>2府2県が結集して近畿労済連創立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消団連に加盟して、消費者大会に参加(5.-)</li> <li>● 北部労済連合会結成総会(8.1)</li> <li>● 近畿労済連創立総会(8.25)</li> <li>● 労済連元受火災共済の限度額500万円に(10.-)</li> <li>● 沖縄県共済創立総会(11.1)</li> </ul>	1977	<p><b>認可折衝で“生みの苦しみ”</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生省、火災共済限度額引き上げ認可の条件として「保険との按分調整」を提示(3.14)以来、5月18日の第27回臨時総会における受け入れ決定に至るまで、組織を二分する激論が交わされる</li> <li>● 全国統合にともなう定款・事業規約認可(5.27)</li> <li>● 統合にともなう新制度発効(6.1)</li> <li>● 創立20周年記念式典(10.27)</li> <li>● 労済第2会館(調布市国領)竣工式(11.18)</li> </ul>
1972	<p><b>全国統合で第2次構想案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第19回総会、全国組織統合第2次構想案を大綱的方向として承認</li> <li>● 四国労済協議会結成総会(8.31)、以後、九州協議会(9.13)、中国連合会(9.25)、東海連合会(10.25)と結成総会続く</li> <li>● 火災共済、耐火構造料率を実施(12.1)</li> <li>● 厚生省、共済金額の最高限度の許可基準などを定め、各知事に通達(12.14)</li> </ul>		

<b>1978</b>	<p><b>全国統合の定着に向けて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事会、組織・機関運営検討委員会答申内容と同委員会の解散を確認(3.30)</li> <li>3部会(統合・地域・単産)運営開始される</li> <li>衆院建設委、住宅金融公庫法一部改正案の議決に際し「公庫融資にともなう火災保険契約に共済も含めるよう改善に努める」とする付帯決議を採択(3.31)</li> <li>参院建設委も同様採択(4.11)</li> <li>第30回臨時総会、震災、病気入院見舞金制度の方向確認(12.8)</li> </ul>	<b>1982</b>	<p><b>“保障のあり方”で意思統一</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車共済全都道府県で取り扱い開始(4.1)</li> <li>理事会、組織機構検討委員会答申、地震災害対策業務計画を承認(5.11)</li> <li>第38回総会、保障のあり方要綱、経営発展計画、火災再共済限度額3,000万円への引き上げを承認(8.27~28)</li> <li>中央推進会議発足(10.4)</li> <li>財団法人全国勤労者福祉振興協会を設立、全国労働者団体共済会解散(11.20)</li> </ul>
<b>1979</b>	<p><b>地域向け制度を開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働組合事故補償制度を発足(1.1)</li> <li>CO・OP組合員共済を実施(4.1)</li> <li>積立金付生命共済の事業を停止(5.31)</li> <li>元受火災共済限度額1,500万円への引き上げ認可(7.23)</li> <li>団体生命共済に病気入院見舞金特約を付加(10.1)</li> </ul>	<b>1983</b>	<p><b>こくみん共済事業開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こくみん共済事業開始、自動口座振替制度を採用(5.1)</li> <li>短期総合システム稼働(7.-)</li> <li>第40回総会、第2期中期計画、ねんきん共済事業規約を決定(8.30~31)</li> <li>火災共済の掛金引き下げ・共済金分担支払制度実施、住宅災害審査基準の一本化を完了(10.1)</li> </ul>
<b>1980</b>	<p><b>第1次長期計画、80年代の基本路線を決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希望共済に病気入院見舞金特約を付加(4.1)</li> <li>全国労働者自動車共済生協連合会(自動車共済連)発足総会(8.19)</li> <li>第33回総会、長期計画・第1期中期計画、総合機械化実施計画を承認(8.28~29)</li> <li>自動車共済連、全労済に加盟(9.17)</li> <li>理事会、地震見舞金支払基準を設定(12.11)</li> </ul>	<b>1984</b>	<p><b>ねんきん共済スタート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事会、資金運用規程を全面改正(1.19)</li> <li>ねんきん共済事業開始(4.1)</li> <li>自動車共済限度額、対人1億円、対物300万円に引き上げ(10.1)</li> <li>国際青年平和シンポジウム(バチカン)に参加(12.6~7)</li> </ul>
<b>1981</b>	<p><b>統合残課題順次整備へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風水害等給付金付火災共済限度額3,000万円認可(8.22)</li> <li>第36回総会、統合事業運営要綱を決定(8.27~28)</li> <li>理事会・組織機構検討委員会、労働条件特別委員会を設置(9.17)</li> <li>連合会元受火災限度額2,500万円、団体生命限度額1,500万円、傷害特約限度額1,500万円への引き上げ認可(12.28)</li> <li>自動車共済限度額8,000万円へ引き上げ認可(12.-)</li> </ul>	<b>1985</b>	<p><b>新会館設計で公開コンペ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム化推進会議発足(4.25)</li> <li>財団法人全国勤労者福祉振興協会、「団体自動車共済」事業開始(6.1)</li> <li>第44回総会、火災共済限度額4,500万円への引き上げと制度内容の改善、団体生命共済、個人長期生命共済の改善を承認(8.29~30)</li> <li>全労済会館公開設計審査会でフジタ工業(株)一級建築士事務所松田正司氏の作品が最優秀に選ばれる(12.2)</li> </ul>
<b>1986</b>	<p><b>統合の経営組織を改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こくみん共済加入者100万人突破(1.-)</li> <li>団体制度を扱う株式会社ウィックサービスを設立(5.14)</li> <li>諸制度を広範に改善、新希望者共済・医療共済・団体扱ねんきん共済(掛金建年金)を実現(6.1)</li> <li>全労済と自動車共済連、「運営一体化に関する合意書」に調印(11.20)</li> </ul>		

1987	<p><b>全国センター構想実現へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車共済事業の組織形態に関し、厚生省・自動車共済連・全労済・単産共同事業体設立準備会の四者間で合意(2.23)</li> <li>●親子ふれあいミュージカル「白姫伝説」全国公演(5.30～11.1)</li> <li>●火災共済限度額4,500万円へ引き上げ・加入基準を改正して実施(6.1)</li> <li>●自動車共済連臨時総会、全労済再共済連へ定款変更(8.19)</li> <li>●自動車共済元受事業認可(10.29)、事業開始(11.1)</li> <li>●情報処理システムの管理・運営を中心目的に株式会社全労済システムズ発足(11.4)</li> <li>●全労済30周年記念式典(11.18)</li> <li>●全労済再共済連発足(11.27)</li> </ul>
1988	<p><b>生活文化と情報発信をめざす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活文化の発信をめざして、(株)スペース・ゼロを設立(6.1)</li> <li>●全労済トヨタ共済センター発足(10.18)</li> <li>●全労済会館(渋谷区代々木)落成、資料センター開設(12.21)</li> <li>●厚生省、「共済事業財務処理規則」「共済事業運営要綱」を改正(12.14)</li> </ul>
1989	<p><b>全国センター構想実現成る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●SFカード統一実施(3.1)</li> <li>●第35回総会、風水害等給付金付火災共済の掛金引き下げ、終身共済事業規約の新設を承認(8.30～31)</li> <li>●火災共済掛金の引き下げ認可(10.11)</li> <li>●財団法人全国労働者福祉・共済協会(全労済協会)設立(11.28)</li> </ul>
1990	<p><b>第2次創業期時代の幕開け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●終身共済事業開始(6.1)</li> <li>●第55回総会、社会的役割の強化と総合生活保障事業の展開を基本目標とする「第2次長期計画」「第1期中期計画」を設定、1990年代を第2次創業時代と位置付ける(8.30～31)</li> <li>●自動車共済限度額、対人無制限、対物1,000万円に引き上げ(9.1)</li> <li>●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「慶弔(自治体持携用)共済」事業開始(9.1)</li> <li>●全労済会館、建築業協会賞を受賞(11.5)</li> </ul>
1991	<p><b>相次ぐ自然災害への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雲仙普賢岳噴火災害、「地震見舞金制度」最高250万円へ引き上げ(6.8)</li> <li>●第57回総会、「第2次経営組織改革基本方針・総論」「経営成果の社会的還元」(環境問題、高齢者社会問題助成事業)を承認(8.29～30)</li> <li>●「台風19号」災害、過去最大の57億円の見舞金支払い(9.27)</li> <li>●短期共済の制度改定、全制度にわたる横断的改定を実施(10.1)</li> </ul>
1992	<p><b>内部体制の充実へ努力傾注</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●理事会、ICA(国際協同組合同盟)加盟を決定、併せてJJC(日本協同組合連絡協議会)への加入を承認(2.5)、ICA執行委員会(5.18)、JJC委員会(4.10)、全労済の加盟申請を承認</li> <li>●全労済、全共連、共水連をはじめとする共済8団体により社団法人日本共済協会が発足(4.1)</li> <li>●経営成果の社会的還元として、「環境」「高齢社会」問題に関する活動・研究を行う94団体に総額8,265万円を助成(6.11)</li> <li>●全労済35周年記念式典(10.22)</li> <li>●ICA東京大会(10.27～30)、ICMIF東京総会(10.21～23)</li> </ul>
1993	<p><b>90年代第2期中計がスタート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回理事会、「第2次経営組織改革・基本方針」を決定(4.8)</li> <li>●第60回総会、「第2期中期計画」を決定(8.26～27)</li> <li>●火災共済限度額6,000万円へ引き上げ、個人長期生命共済の掛金改定を実施(10.1)</li> <li>●自動車共済掛金改定、車種区分の導入を実施(12.1)</li> </ul>
1994	<p><b>自賠責共済実現をめざす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「ヘルスケアシステム」宮崎モニター実験の開始(2.-)</li> <li>●一時払いせいめい共済の加入停止(4.1)</li> <li>●ねんきん共済限度額90万円へ引き上げ、掛金改定などを実施(8.1)</li> </ul>
1995	<p><b>「阪神・淡路大震災」救助活動 自賠責共済参入の途開かれる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「阪神・淡路大震災」発生(1.17)支払いは、共済金31,145件・20億円、見舞金62,813件・165億円、合計93,958件・185億円余に</li> <li>●「全労済情報センター」竣工(4.17)</li> <li>●個人長期生命共済の予定利率引き下げ(6.1)</li> <li>●自動車損害賠償保障法一部改正案、12月12日の衆院通過後、翌13日に参院で可決・成立し、全労済グループの自賠責共済参入への途開かれる</li> </ul>
1996	<p><b>「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足 車両共済事業開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全労済協会が「阪神・淡路大震災」1年目にあたり、全国紙を中心に意見広告「自然災害に対する国民的保障制度の提言」を掲載(1.17)</li> <li>●車両共済の加入受付開始(7.1)</li> <li>●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足(7.19)</li> <li>●第67回通常総会開催、第3期中期計画などを決定(8.29)</li> <li>●個人長期生命共済、終身共済および個人年金共済の予定利率引き下げ(10.1)</li> <li>●インターネットに「全労済ホームページ」を開設(10.7)</li> <li>●マイカー共済掛金を改定(12.1)</li> </ul>

<b>1997</b>	<p><b>「自賠責共済」事業開始</b>  <b>「国民会議」が内閣総理大臣にあて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」が内閣官房長官を通じて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を内閣総理大臣にあて提出(2.20)</li> <li>●「ナホトカ号重油流出事故」への義援金として、全労済再共済連と共同で全漁連に義援金5,000万円を贈る(3.19)</li> <li>●自賠責共済事業開始(4.1)</li> <li>●長野パラリンピック冬季競技大会へ1,000万円を寄付(6.12)</li> <li>●総合医療共済の入院共済金日額を1万円に引き上げ(8.1)</li> <li>●「保険料や共済掛金の所得控除制度拡充のための署名活動」で300万人の署名を集め(8.1)</li> <li>●全労済創立40周年記念レセプションを開催(8.27)</li> </ul>	<b>2001</b>	<p><b>介護保障付総合医療共済の取り扱い開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●こくみん共済が改定後、新規加入100万人を突破(7.1)</li> <li>●第79回通常総会で「第2期計画」を設定(8.30~31)</li> <li>●介護保障付総合医療共済の取り扱いを開始(10.1)</li> <li>●本部事務局機構の改革で本部制の導入(10.1)</li> </ul>
<b>1998</b>	<p><b>「国民会議」の2,500万人署名が結実 「ホームヘルプサービス事業」開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国民会議」による2,500万人署名が大きな力となり、第142国会で「被災者生活重建支援法案」が成立(5.15)</li> <li>●鳥取共済が事業統合に参加。43番目の県本部が誕生(6.1)</li> <li>●アート・パラリンピック展を情報センターで開催(7.25~8.5)</li> <li>●北海道札幌市で「ホームヘルプサービス事業」を開始(10.26)</li> <li>●マイカー共済、運転者年齢条件に「30歳以上補償型」新設、ABS割引新設などの制度改定実施(12.1)</li> </ul>	<b>2002</b>	<p><b>「21世紀経営改革方針」を決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●こくみん共済が、2002年2月末で保有契約件数が500万件を突破(2.28)</li> <li>●団体生命移行共済の取り扱い開始(6.1)</li> <li>●第83回通常総会で「21世紀経営改革方針」を決定(8.30)</li> <li>●全労済創立45周年記念レセプションを開催(8.30)</li> <li>●「21世紀経営改革方針」の先行実施課題として、本部事務局機構の改革を実施(10.1)</li> <li>●車両のオールリスクタイプの新設など、マイカー共済改定(11.1)</li> </ul>
<b>1999</b>	<p><b>「全労済21世紀ビジョン」を決定 新こくみん共済誕生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「自然災害被災者支援促進協議会」発足(1.12)</li> <li>●第74回通常総会で「全労済21世紀ビジョン」を決定(8.26~27)</li> <li>●「台風18号」災害で、39億円余を支払い(9.24)</li> <li>●こくみん共済を16年ぶりに抜本改定(10.1)</li> <li>●中央・近畿両労済連と全労済が合併(12.1)</li> <li>●マイカー共済の総合補償タイプの新設、車両共済の車両損害危険限定損害補償タイプの新設など改定(12.1)</li> </ul>	<b>2003</b>	<p><b>こくみん共済が発売20周年に 大分が全国事業統合に参加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を全国的に創刊(1.1)</li> <li>●全国組織機構の再編、事業本部の発足(4.1)</li> <li>●こくみん共済発売20周年(5.1)</li> <li>●火災共済借家人賠償責任特約の取り扱い開始(6.1)</li> <li>●大分県総合生協が全国事業統合に参加(6.1)</li> <li>●火災共済の一部改定(10.1)</li> </ul>
<b>2000</b>	<p><b>自然災害共済の取り扱い開始 群馬・愛知が全国事業統合に参加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害共済の取り扱いを開始(5.1)</li> <li>●群馬県労生協および愛知労済が全国事業統合に参加(6.1)</li> <li>●総合医療共済の高度先進医療費用共済金の新設、総合医療共済・せいめい共済の「10年超の共済期間」の新設など改定(6.1)</li> <li>●全労済本部がISO14001を取得(12.17)</li> </ul>	<b>2004</b>	<p><b>「労働者共済運動」が大阪の地に 発祥し50年</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●こくみん共済の一部改定(1.1)</li> <li>●システム21稼動(1.1)</li> <li>●団体生命共済の改定(1.1)</li> <li>●こくみん共済が2004年5月末で保有契約件数600万件加入目標達成(5.31)</li> <li>●業務センター設立(6.1)</li> <li>●全国組織事業本部設置(6.1)</li> <li>●「(財)全国勤労者福祉・共済振興協会」(全労済協会)が発足(6.1)</li> <li>●全労済森林労連共済本部発足(6.1)</li> <li>●自動車共済全国事業本部発足(10.1)</li> <li>●5単産・再共済との自動車共済事業統合(10.1)</li> <li>●自動車総合補償共済の改定(10.1)</li> <li>●自治労長期共済の契約移転(10.1)</li> <li>●個人年金共済の掛金等の改定(10.1)</li> <li>●度重なる台風や新潟県中越地震(10.2)など大規模な自然災害の多発により、135千件、259億円にのぼる共済金等を支払う</li> <li>●労働共済運動発祥の50年(11.25)</li> <li>●新長期生命共済〈第一期プラン〉の開発(12.1)</li> </ul>

2005	<p><b>全国組織機構改革・事業本部再編実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害共済の改定(4.1)</li> <li>●第93回通常総会で「第4期計画」を設定(8.30~31)</li> <li>●役員制度改革実施(9.-)</li> <li>●全国組織機構改革・事業本部再編実施(9.1)</li> <li>●こくみん共済の6年ぶりの大幅改定(10.1)</li> </ul>	2009 「2009年度～2013年度 中期経営政策」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こくみん共済の改定(1.1)</li> <li>●「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」の公表(3.24)</li> <li>●全国の労働金庫にて共済代理業務開始(4.1)</li> <li>●労働者傷病見舞金制度を開始(4.1)</li> <li>●「いきいき応援」の取り扱い開始(6.1)</li> <li>●第103回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27)</li> </ul>
2006	<p><b>職域事業本部発足 全労済ぐりんぼうを開設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「全労済お客様相談係」を新設(1.1)</li> <li>●マイカー共済の一部改定(2.1/8.1)</li> <li>●「全労済ライフサポートサービス」を開始(4.1)</li> <li>●新長期生命共済(第二期プラン)の開発(5.1)</li> <li>●全労済たばこ共済本部発足(6.1)</li> <li>●全労済ホームページ上にて、「お客様の声」にもとづく業務改善の取り組みと主な改善の結果の報告を開始(11.27)</li> <li>●全労済ぐりんぼう尼崎(第1号店)を開設(12.6)</li> </ul>	2010 <b>自然災害共済「大型タイプ」の新設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成21年度日本版顧客満足度指數調査において、損害保険(共済)業界1位、生命保険(共済)業界で2位の評価(3.16)</li> <li>●自然災害共済の「大型タイプ」の新設(4.1)</li> <li>●保険法の施行(4.1)</li> <li>●苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言(8.26)</li> <li>●新団体年金共済の取り扱い開始(12.1)</li> </ul>
2007	<p><b>全労済創立50周年を迎える たすけあい未来につなぐNEXT50</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●団体生命共済の改定(1.1)</li> <li>●「全労済創立50周年ページ」を開設(1.12)</li> <li>●こくみん共済の改定(4.1)</li> <li>●ホームページ上の「共済金事故受付専用ページ」にて共済金をご請求いただく際の必要書類提供を開始(4.2)</li> <li>●耳や言葉の不自由なお客様向け自動車事故受付サービスを開始(7.10)</li> <li>●「平成19年新潟県中越沖地震」にともなう義援金として新潟県に1,000万円贈呈(8.10)</li> <li>●第99回通常総会で「あたらしい全労済の理念」制定(8.29~30)</li> <li>●50周年記念事業の一環で、国際協同組合保険シンポジウムを開催(8.30)</li> <li>●「全労済創立50周年」(9.29)</li> <li>●共済に関する紛争の裁定または仲裁を行う(社)日本共済協会「共済相談所」の利用開始(10.1)</li> </ul>	2011 <b>こくみん共済に新たな保障タイプ・ プランを新設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こくみん共済の改定(4.1)</li> <li>●コンタクトセンター札幌・福岡の開設(6.1)</li> <li>●全労済自治労共済本部、全労済全水道共済本部発足(6.1)</li> </ul>
2008	<p><b>新生協法施行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会貢献付エコ住宅専用火災共済の実施(1.1)</li> <li>●共済金支払いに関する自主的な調査結果についての報告(1.18)</li> <li>●新生協法の施行(4.1)</li> <li>●マイカー共済の内容充実と総合的な掛金の改定(4.1)</li> <li>●団体生命共済の改定(6.1)</li> <li>●クリック募金により4つの団体に総額1,120万円を寄付(6.30)</li> <li>●自動車分解整備事業者(自動車指定工場)および一部の労働金庫にて共済代理店開始(10.1)</li> </ul>	2012 <b>住宅損害受付センターの開設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東日本大震災復興支援チャリティーコンサートの開催(3.5)</li> <li>●共済金センター(大阪)の開設(4.1)</li> <li>●こくみん共済の改定(5.1)</li> <li>●住宅損害受付センターの開設(6.1)</li> <li>●「2012全労済地域貢献助成事業」に東日本大震災復興支援特別枠を設定(7.-)</li> <li>●2012国際協同組合年</li> <li>●マイカー共済の改定(12.1)</li> </ul>
2009		2013 <b>こくみん共済30周年</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネットサービス「マイページサービス」の開設(2.18)</li> <li>●こくみん共済30周年(5.-)</li> <li>●団体生命共済の改定(6.1)</li> </ul>
2010		2014 <ul style="list-style-type: none"> <li>●「Zetwork-60(略称:Z-60)」～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」への策定</li> <li>●火災共済60周年</li> <li>●団体生命共済の改定(8.1)</li> <li>●全労済LINE公式アカウントの開設(8.5)</li> <li>●第118回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27)</li> <li>●火災共済60周年(12.1)</li> </ul>	

## 7 全労済本部、事業本部・単位本部および子会社所在地一覧

(2014年10月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
全 労 済 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7772
全 国 組 織 事 業 本 部				
事 業 推 進 一 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館7F	03-3299-0161	03-5351-7328
事 業 推 進 二 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 6F	06-6612-0117	06-6612-8034
事 業 推 進 三 部	471-0833	豊田市山之手8-131 全労済豊田会館4F	0565-28-2551	0565-28-7336
業 務 セン ター 部 門				
コンタクトセンターコンタクトセンター				
C S 推 進 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7776
事 務 セン ター				
事 務 管 理 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7776
東 京 事 務 セン ター	182-8765	調布市国領町2-1-1 労済第2会館	042-441-5041	042-441-2239
大 阪 事 務 セン ター	564-0052	吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター内	06-6338-6030	06-6338-6050
共 済 金 セン ター				
共 済 金 セン ター(東京)	183-0044	府中市日鋼町1-1 Jタワー	0120-580-699	042-303-3339
共 済 金 セン ター(大阪)	590-0048	堺市堺区一条通11-23 全労済堺会館	0120-580-699	072-344-5963
損 壱 調 査 サ ー ビ ス 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7643
東 京 自 動 車 損 壱 調 査 サ ー ビ ス 本 部	160-0023	新宿区西新宿7-20-8 全労済東京会館5F	03-3360-2720	03-5925-6227
大 阪 自 動 車 損 壱 調 査 サ ー ビ ス 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO7F	06-4703-0307	06-4703-0381
東 京 住 宅 損 壱 調 査 サ ー ビ ス 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館6F	03-3299-0161	03-5351-7642
大 阪 住 宅 損 壱 調 査 サ ー ビ ス 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO8F	06-6612-0117	06-6612-8332
北 日 本 事 業 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館内	022-262-7750	022-217-3364
東 日 本 事 業 本 部	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館8F	03-3374-7531	03-3374-7741
中 日 本 事 業 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-6612-0117	06-6612-8030
西 日 本 事 業 本 部	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル9F	092-741-0621	092-724-2469
職 域 事 業 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館6F	03-3556-8636	03-3556-2217
北 海 道 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3	011-821-6031	011-821-6203
道 央 地 区 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
札 幌 菊 水 店	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
札 幌 中 央 店	060-0001	札幌市中央区北1条西4 武田りそなビル8F	011-241-3519	011-241-3513
札 幌 琴 似 店	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031	011-640-7007
小 樽 支 所	047-0032	小樽市稲穂3-8-7 野口ビル1F	0134-33-6894	0134-32-6839
苦 小 牧 支 所	053-0022	苦小牧市表町1 黒川ビル内	0144-32-4711	0144-32-2707
室 蘭 支 所	050-0074	室蘭市中島町3-22-7 エルカナリヤビル2F	0143-45-4728	0143-45-6184
岩 見 沢 支 所	068-0021	岩見沢市1条西6-9-2 近藤ビル1F	0126-25-3292	0126-25-4033
道 東 地 区 本 部	085-0004	釧路市新富町2-24	0154-25-6031	0154-24-9058
北 見 支 所	090-0044	北見市北4条西5-4 桜井ビル内	0157-25-5150	0157-31-4132
帶 広 支 所	080-0803	帯広市東3条南11-7-1 帯広地区労働者会館内	0155-23-5006	0155-21-2515
道 北 地 区 本 部	070-0054	旭川市4条西6 道北労福センター内	0166-25-0345	0166-25-4704
道 南 地 区 本 部	042-0942	函館市柏木町16-35	0138-30-6031	0138-30-6061
青 森 県 本 部	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031	017-734-0644
青 森 支 所	030-0802	青森市本町3-4-17	017-774-6031	017-734-0632
八 戸 支 所	031-0081	八戸市柏崎5-4-7	0178-47-0631	0178-22-3605
弘 前 支 所	036-8022	弘前市萱町16-1	0172-37-0631	0172-32-5865
五 所 川 原 支 所	037-0036	五所川原市中央4-100	0173-33-6031	0173-35-0200
む つ 支 所	035-0051	むつ市新町16-5	0175-33-8631	0175-23-0231
十 和 田 支 所	034-0003	十和田市元町東1-8-15	0176-22-6031	0176-25-0634
岩 手 県 本 部	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	019-652-0107	019-653-2167
盛 岡 支 所	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル1F	019-622-0631	019-624-2612
北 上 支 所	024-0061	北上市大通り2-11-23	0197-65-0160	0197-65-0170
一 関 支 所	021-0031	一関市青葉1-8-20 鈴木ビル1F	0191-26-2678	0191-26-2693
釜 石 支 所	026-0034	釜石市中妻町1-15-8	0193-21-1122	0193-23-6800
宮 城 県 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6071	022-217-3363
総 務 課	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6041	022-217-3363

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
事 業 推 進 部 ぐりんぼう仙台 ぐりんぼう大崎 ぐりんぼう大河原 ぐりんぼう石巻	980-0014 983-0852 989-6117 989-1201 986-0862	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館 仙台市宮城野区榴岡3-1-1 大崎市古川旭4-3-5 柴田郡大河原町大谷字町向126-4 石巻市あけぼの1-5-3	022-265-6051 022-796-6033 0229-22-6031 0224-53-2191 0225-96-6031	022-265-6040 022-298-6151 0229-24-2529 0224-53-2294 0225-92-1358
秋 田 県 本 部 中 央 支 所 大 館 支 所 能 代 支 所 大 仙 支 所	010-0817 010-0817 017-0885 016-0844 014-0061	秋田市泉菅野1-1-12 秋田市泉菅野1-1-12 大館市豊町2-37 能代市花園町26-24 大仙市大曲栄町13-40	018-824-6031 018-824-6031 0186-49-2877 0185-55-3931 0187-63-8428	018-866-6776 018-866-7333 0186-49-2924 0185-55-2231 0187-63-8453
山 形 県 本 部 中 央 支 所 米 沢 支 所 長 井 支 所 鶴 岡 支 所 酒 田 支 所 新 庄 支 所	990-0827 990-0827 992-0012 993-0006 997-0033 998-0843 996-0084	山形市城南町1-18-22 山形市城南町1-18-22 米沢市金池3-2-7 長井市あら町5-36 鶴岡市泉町8-73 酒田市千石町2-13-16 新庄市大手町5-6	023-646-4666 023-646-4667 0238-22-6065 0238-83-6035 0235-23-6100 0234-23-3160 0233-23-5995	023-646-9807 023-646-9123 0238-22-6038 0238-83-6032 0235-23-0781 0234-21-1789 0233-22-3785
福 島 県 本 部 福 島 支 所 郡 山 支 所 会 津 支 所 い わ き 支 所 白 河 支 所 相 双 支 所	960-8540 960-8540 963-8017 965-0026 970-8026 961-0856 975-0015	福島市荒町1-21 協働会館内 福島市荒町1-21 協働会館内 郡山市長者1-7-15 会津若松市平安町3-3 会津協働会館内 いわき市平字堂の前22 いわき市労働福祉社会館内 白河市新白河3-98 ビアン本館ビル内 南相馬市原町区国見町3-5-18	024-522-6031 024-522-6025 024-933-6031 0242-22-6031 0246-25-6031 0248-22-6031 0244-24-6031	024-522-6027 024-522-6040 024-933-6043 0242-22-6034 0246-25-6033 0248-22-6242 0244-24-5850
茨 城 県 本 部 日 立 支 所 水 戸 支 所 鹿 嶋 支 所 筑 西 支 所 つくば 支 所 共 済 ショッ プ 日 立 店 共 済 ショッ プ 水 戸 店 共 済 ショッ プ 鹿 嶋 店 共 済 ショッ プ 土 浦 店 共 済 ショッ プ 筑 西 店 共 済 ショッ プ つくば 店 共 済 ショッ プ 牛 久 店 共 済 ショッ プ 守 谷 店	310-0804 317-0073 310-0804 314-0033 308-0847 305-0817 317-0073 310-0804 314-0033 300-0037 308-0847 305-0817 300-1234 302-0115	水戸市白梅1-1-10 日立市幸町2-3-10 勤労福祉社会館3F 水戸市白梅1-1-10 鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウェル鹿嶋 筑西市玉戸1049-2 つくば市研究学園7-49-4 桂不動産2F 日立市幸町2-3-10 勤労福祉社会館3F 水戸市白梅1-1-10 鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウェル鹿嶋 土浦市桜町4-3-20 三井生命土浦ビル2F 筑西市玉戸1049-2 つくば市研究学園7-49-4 桂不動産2F 牛久市中央1-16-1 ラウェル牛久 守谷市中央1-20-3 共立ビル1F	029-227-6642 0294-22-6031 029-227-6035 0299-84-6031 0296-28-8833 029-858-6031 0294-22-6031 029-227-6035 0299-84-6031 029-821-6031 0296-28-8833 029-858-6031 029-873-8201 0297-46-0631	029-227-0563 0294-22-6066 029-227-0561 0299-84-0124 0296-28-8899 029-858-6038 0294-22-6066 029-227-0561 0299-84-0124 029-824-2179 0296-28-8899 029-858-6038 029-873-8068 0297-46-0634
栃 木 県 本 部 宇 都 宮 支 所 足 利 支 所 小 山 支 所 那 須 塩 原 支 所 共 済 ショッ プ 宇 都 宮 店 共 済 ショッ プ 真 岡 店 共 済 ショッ プ 足 利 店 共 済 ショッ プ 小 山 店 共 済 ショッ プ 那 須 塩 原 店	321-0963 321-0963 326-0035 323-0807 329-2753 321-0963 321-4361 326-0035 323-0807 329-2753	宇都宮市南大通り2-5-4 宇都宮市南大通り2-5-4 足利市芳町15 小山市城東2-18-15 那須塩原市五軒町4-29 宇都宮市南大通り2-5-4 真岡市並木町3-7-3 足利市芳町15 小山市城東2-18-15 那須塩原市五軒町4-29	028-638-6031 028-634-1790 0284-42-9505 0285-22-6041 0287-48-6032 028-636-6031 0285-80-6031 0284-42-6031 0285-22-6031 0287-48-6031	028-636-1890 028-636-1810 0284-44-0190 0285-22-6001 0287-39-3400 028-636-1820 0285-80-6032 0284-44-0190 0285-22-6001 0287-39-3400
群 馬 県 本 部 前 橋 支 所 高 崎 支 所 太 田 支 所 共 済 ショッ プ 前 橋 店 共 済 ショッ プ 高 崎 店 共 済 ショッ プ 太 田 店	371-0854 371-0854 370-0852 373-0818 371-0854 370-0852 373-0818	前橋市大渡町2-3-3 前橋市大渡町2-3-3 高崎市中居町3-30-31 太田市小舞木町242 前橋市大渡町2-3-3 高崎市中居町3-30-31 太田市小舞木町242	027-255-6311 027-252-0123 027-386-5631 0276-61-3631 027-252-0567 027-386-5151 0276-46-7221	027-252-6480 027-255-6373 027-353-6283 0276-46-7227 027-255-6373 027-353-6283 0276-46-7227

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
埼 玉 県 本 部	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0631	048-822-0863
さ い た ま エ リ ア 推 進 課	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0649	048-822-0868
熊 谷 エ リ ア 推 進 課	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1031	048-525-7372
川 越 エ リ ア 推 進 課	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0636	049-246-9769
ぐ り ん ぼ う さ い た ま 店	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0673	048-822-0869
ぐ り ん ぼ う 川 口 店	332-0012	川口市本町4-3-1 サンケイビル3F	048-228-6031	048-228-6034
ぐ り ん ぼ う 春 日 部 店	344-0061	春日部市粕壁1-7-3 岡安ビル3F	048-754-7558	048-763-1303
ぐ り ん ぼ う 新 越 谷 店	343-0845	越谷市南越谷1-19-2 アバンセ南越谷1F	048-990-6031	048-990-6058
ぐ り ん ぼ う 熊 谷 店	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1036	048-525-7372
ぐ り ん ぼ う 川 越 店	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0631	049-246-9769
ぐ り ん ぼ う 所 沢 店	359-0037	所沢市くすのき台3-18-5 リングスピル3F	04-2993-0631	04-2993-0622
千葉県本部(共済ショップ千葉店)	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8126	043-287-8080
千 葉 支 所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
千 葉 南 支 所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
船橋支所(共済ショップ船橋店)	273-0005	船橋市本町6-4-28 竹内ビル4F	047-424-6031	047-424-6385
柏支所(共済ショップ柏店)	277-0005	柏市柏3-6-29 サンライズ吉野ビル4F	04-7168-6031	04-7168-6033
共 済 シ ョ う プ 松 戸 店	271-0091	松戸市本町18-4 NBF松戸ビル7F	047-331-1440	047-331-1442
東 京 都 本 部	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6031	03-3360-0670
西 部 支 所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6016	03-3360-4053
北 部 支 所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6100	03-3360-6077
中 部 支 所	105-0012	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル3F	03-5776-6031	03-5776-6033
南 部 支 所	105-0012	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル3F	03-5776-6035	03-5776-6037
東 部 支 所	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6031	03-3846-6066
多 摩 支 所	190-0022	立川市錦町2-6-5 立川三恵ビル2F	042-525-6031	042-528-1518
共 済 シ ョ う プ 錦 糸 町 店	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6141	03-3846-6066
共 済 シ ョ う プ 北 千 住 店	120-0034	足立区千住1-24-4 広瀬ビル1F	03-3870-6310	03-3870-6211
共 済 シ ョ う プ 青 戸 店	125-0062	葛飾区青戸3-37-15 京成青戸ビル3F	03-3838-9971	03-3838-9972
共 済 シ ョ う プ 西 葛 西 店	134-0088	江戸川区西葛西6-8-10 西葛西ビル7F	03-3878-3076	03-3878-4305
共 済 シ ョ う プ 新 橋 店	105-0004	港区新橋1-18-12 新橋1丁目ビル6F	03-5521-6031	03-5521-6032
共 済 シ ョ う プ 新 宿 店	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6060	03-3360-4053
共 済 シ ョ う プ 新宿南口店	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-5333-5806	03-5333-5807
共 済 シ ョ う プ 蒲 田 店	144-0052	大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル2F	03-5703-1124	03-5703-2328
共 済 シ ョ う プ 三 軒 茶 屋 店	154-0024	世田谷区三軒茶屋1-39-7 ショッピングプラザベルアージュ1F	03-5433-6310	03-5433-6311
共 済 シ ョ う プ 池 袋 店	171-0021	豊島区西池袋1-18-2 藤久ビル西1号館6F	03-3986-7230	03-3986-7459
共 済 シ ョ う プ 吉 祥 寺 店	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-15-9 岩崎吉祥寺ビル3F	0422-20-6035	0422-23-6001
共 済 シ ョ う プ 田 無 店	188-0011	西東京市田無町4-17-18 ドミール田無1F	042-466-6311	042-466-6300
共 済 シ ョ う プ 立 川 店	190-0012	立川市曙町2-13-3 立川三菱ビルディング7F	042-525-6660	042-548-3321
共 済 シ ョ う プ 府 中 店	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル1F	042-333-9031	042-333-9032
共 済 シ ョ う プ 八 王 子 店	192-0083	八王子市旭町12-4 八王子ビル2F	042-631-1371	042-631-1375
共 済 シ ョ う プ 町 田 店	194-0013	町田市原町田6-3-3 町映ビル2F	042-721-2721	042-721-2731
神 奈 川 県 本 部	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9	045-473-5588	045-473-3597
事 業 推 進 部 ( 海 老 名 )	243-0432	海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー7F	046-235-8891	046-235-8893
業 务 管 理 部	231-0023	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜4F	045-201-6033	045-201-6035
共 済 シ ョ う プ 川 崎 店	210-0007	川崎市川崎区駿前本町11-1 パシフィックマークス川崎6F	044-211-6031	044-211-5069
共 済 シ ョ う プ 溝 の 口 店	213-0011	川崎市高津区久本3-2-1 ウエルタワー2F	044-829-6033	044-829-6038
共 済 シ ョ う プ 横 浜 店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-1 谷川ビルANNEX6F	045-324-6314	045-324-6324
共 済 シ ョ う プ 横 須 賀 店	238-0007	横須賀市若松町1-21-10 いちご横須賀ビル2F	046-828-6031	046-824-6031
共 済 シ ョ う プ 上 大 岡 店	233-0002	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスター20F	045-840-6331	045-845-0632
共 済 シ ョ う プ 新 横 浜 店	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9 全労済会館1F	045-473-3855	045-473-6282
共 済 シ ョ う プ 相 模 大 野 店	252-0370	相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野モアーズ5F	042-701-6031	042-701-6033
共 済 シ ョ う プ 藤 沢 店	251-0052	藤沢市藤沢484-1 藤沢アンバービル3F	0466-50-6031	0466-50-7087
共 済 シ ョ う プ 平 塚 店	254-0034	平塚市宝町3-1 平塚MNビル6F	0463-24-0631	0463-24-5666
共 済 シ ョ う プ 本 厚 木 店	243-0018	厚木市中町2-1-21 本厚木駅前ビル6F	046-294-0630	046-223-6030
共 済 シ ョ う プ 小 田 原 店	250-0011	小田原市栄町1-14-48 ジャンボーナックビル9F	0465-20-1020	0465-20-1024
長 野 県 本 部	380-8710	長野市立町978-2	026-235-6139	026-235-0419
長野支所(共済ショップ長野店)	380-8710	長野市立町978-2	026-232-6031	026-235-6100

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
上田支所(共済ショップ上田店)	386-0012	上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F	0268-22-6034	0268-23-4953
佐久支所(共済ショップ佐久店)	385-0029	佐久市佐久平駅南14-6 新日本ビル1F	0267-66-3963	0267-66-3961
松本文所(共済ショップ松本店)	390-0851	松本市島内3443-17-1F	0263-48-3333	0263-48-3001
諏訪支所(共済ショップ諏訪店)	393-0046	諏訪郡下諏訪町東赤砂4653-1 林ビル1F	0266-28-6031	0266-28-6039
伊那支所(共済ショップ伊那店)	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-73-3958	0265-73-8748
飯田支所(共済ショップ飯田店)	395-0077	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031	0265-52-6032
山 梨 県 本 部	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
甲 府 支 所	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6813	055-230-1675
富 士 吉 田 支 所	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
共 済 シ ョ う プ 甲 府 店	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
共 済 シ ョ う プ 富 士 吉 田 店	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
静 岡 県 本 部	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-1180	054-254-0038
東 部 支 所	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-1755	055-923-7190
中 部 支 所	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-10-16	054-254-3312	054-252-1577
西 部 支 所	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-453-5888	053-453-5813
共 済 シ ョ う プ 沼 津 店	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-6655	055-926-0017
共 済 シ ョ う プ 静 岡 店	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-6031	054-254-1259
共 済 シ ョ う プ 浜 松 店	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-454-6031	053-456-5013
富 山 県 本 部	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-441-2362
富 山 支 所	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-433-6055
高 岡 支 所	933-0874	高岡市京田618	0766-21-7000	0766-24-3365
富山支所魚津ショップ	937-0066	魚津市北鬼江1-3-18 アルファ第2ビル2F	0765-22-6031	0765-22-6032
石 川 県 本 部	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-4007	076-222-8663
七 尾 支 所	926-0045	七尾市袖ヶ江町八部42-2	0767-53-6031	0767-53-4105
福 井 県 本 部	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6123	0776-23-3845
嶺 北 支 所	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6187	0776-26-6177
嶺 南 支 所	914-0803	敦賀市新松島町4-11 大和田ビル	0770-25-6031	0770-25-5407
愛 知 県 本 部	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-681-7741	052-681-2000
名 古 屋 第 一 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-683-6050	052-683-6028
名 古 屋 第 二 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-683-6030	052-681-1205
豊 田 支 所	471-0833	豊田市山之手8-131	0565-29-1274	0565-27-8876
豊 橋 支 所	440-0853	豊橋市佐藤1-2-1	0532-64-7110	0532-64-7757
刈 谷 支 所	448-0028	刈谷市桜町4-26	0566-21-5511	0566-23-7357
一 宮 支 所	491-0838	一宮市猿海道1-1-14	0586-71-2611	0586-71-2677
東 海 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-715-3233	052-681-8100
春 日 井 支 所	486-0845	春日井市瑞穂通7-1-2	0568-85-3922	0568-85-3966
岐 阜 県 本 部	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-6031	058-275-2065
岐 阜 支 所	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-7965	058-275-2065
西 濃 支 所	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-215-8801	058-215-8803
東 濃 支 所	507-0032	多治見市大日町50-1 ヤマセビル1F	0572-21-3330	0572-22-3117
高 山 支 所	506-0021	高山市名田町5-95-4 飛騨地区労働者福祉会館1F	0577-32-0895	0577-35-2358
三 重 県 本 部	514-0004	津市栄町4-259-1	059-227-6167	059-225-5069
四 日 市 支 所	510-0087	四日市市西新地14-1 太平洋四日市ビル2F	059-354-0033	059-354-0159
伊 勢 支 所	516-0073	伊勢市吹上1-11-31 伊勢志摩労福協会館1F	0596-25-7965	0596-25-7964
伊 賀 支 所	518-0712	名張市桜ヶ丘3088番地 キャッスル桜ヶ丘1F	0595-64-7456	0595-64-7457
滋 賀 県 本 部	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-524-6380
大 津 支 所	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-525-4021
彦 根 支 所	522-0074	彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F	0749-24-6605	0749-24-6636
奈 良 県 本 部	630-8325	奈良市西木辻町200-47	0742-23-6031	0742-27-5358
京 都 府 本 部	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都7F	075-812-7800	075-841-7805
北 部 支 所	624-0841	舞鶴市引土9-2	0773-75-6109	0773-75-1536
中 央 支 所	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都7F	075-812-7800	075-812-7880
南 部 支 所	612-0065	京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83-6	075-603-6031	075-603-6075

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
大 阪 府 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-4703-0171	06-4703-0172
共 済 シ ョ ッ プ 茨 木	567-0031	茨木市春日2-1-12 ラウンド春日ビル2F	072-625-6033	072-625-6061
共 済 シ ョ ッ プ 江 坂	564-0052	吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター1F	06-6369-1717	06-6369-0800
共 済 シ ョ ッ プ 枚 方	573-0027	枚方市大垣内町2-10-4 宮村第三ビル3F	072-804-5550	072-804-5551
共 済 シ ョ ッ プ 谷 町	540-0012	大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル1F	06-6943-6336	06-6943-6515
共 済 シ ョ ッ プ 堺 東	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-10 セントラル堺1F	072-233-6312	072-233-8144
和 歌 山 県 本 部	640-8331	和歌山市美園町5-10-3	073-425-6031	073-436-3787
紀 南 支 所 田 辺 営 業 所	646-0038	田辺市末広町4-30	0739-26-3770	0739-24-8690
紀 南 支 所 新 宮 営 業 所	647-0014	新宮市浮島1-28 中本ビル1F	0735-21-4530	0735-22-9660
兵 庫 県 本 部	650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	078-371-6031	078-371-4812
ぐりんぼう神戸	650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	078-371-6522	078-371-7825
ぐりんぼう尼崎	660-0892	尼崎市東難波町5-17-23 第一住建尼崎ビル1F	06-4868-8565	06-4868-8615
ぐりんぼう姫路	670-0012	姫路市本町127 姫路大手前ビル1F	079-226-6031	079-226-6032
島 根 県 本 部	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631	0852-26-5346
東 部 支 所	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631	0852-27-8123
中 部 支 所	693-0066	出雲市高岡町512-1 Fテナントビル	0853-21-0631	0853-22-6662
西 部 支 所	697-0033	浜田市朝日町1468-1	0855-23-6031	0855-23-1229
鳥 取 県 本 部	680-0846	鳥取市扇町14	0857-22-8234	0857-26-3427
東 部 支 所	680-0846	鳥取市扇町14	0857-22-8234	0857-26-3427
中 部 共 済 シ ョ ッ プ	682-0804	倉吉市東昭和町286-2	0858-23-2855	0858-23-2839
西 部 支 所	683-0067	米子市東町189-2	0859-22-4133	0859-34-6072
岡 山 県 本 部	700-8569	岡山市北区駅元町6-26	086-254-2155	086-254-8116
ぐりんぼう岡山	700-8569	岡山市北区駅元町6-26	086-253-6031	086-254-2500
ぐりんぼう倉敷	710-0803	倉敷市中島938-10	086-466-6031	086-466-2255
津 山 出 張 所	708-0022	津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター1F	0868-32-3711	0868-23-9119
広 島 県 本 部	732-8505	広島市東区曙4-1-28	082-262-6031	082-262-8276
福 山 支 所	721-0942	福山市引野町5-10-35	084-943-5800	084-943-9078
山 口 県 本 部	753-0222	山口市大内矢田南7-1-1	083-927-5000	083-927-5005
東 部 支 所	745-0063	周南市今住町3-18	0834-31-7171	0834-31-7809
中 部 支 所	753-0222	山口市大内矢田南7-1-1	083-927-5003	083-927-5390
西 部 支 所	755-0047	宇部市島2-1-14	0836-35-4039	0836-35-2902
徳 島 県 本 部	770-0942	徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	088-625-2340	088-625-2131
香 川 県 本 部	760-0011	高松市浜ノ町72-5	087-822-1156	087-811-2662
愛 媛 県 本 部	790-8513	松山市辻町1-1	089-923-6031	089-996-8863
新 居 浜 支 所	792-0812	新居浜市坂井町1-1-21	0897-37-6031	0897-37-6035
宇 和 島 事 務 所	798-0060	宇和島市丸之内1-6-1	0895-23-6211	0895-23-6212
高 知 県 本 部	780-0870	高知市本町4-1-32	088-823-6031	088-823-1543
中 村 支 所	787-0033	四万十市中村大橋通7-1-24-2F	0880-35-3865	
福 岡 県 本 部	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル3F	092-739-6100	092-724-2468
福 岡 支 所	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F	092-732-4047	092-771-7379
共 済 シ ョ ッ プ 天 神 店	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F	092-732-6046	092-732-6056
北 九 州 支 所	803-0844	北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館1F	093-591-7220	093-591-7225
共 済 シ ョ ッ プ 北 九 州 店	803-0844	北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館1F	093-591-7220	093-591-7225
筑 後 支 所	830-0032	久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F	0942-38-8211	0942-38-8247
共 済 シ ョ ッ プ 久 留 米 店	830-0032	久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F	0942-38-8211	0942-38-8247
佐 賀 県 本 部	840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331	0952-41-1334
長 崎 県 本 部	852-8016	長崎市宝栄町3-15	095-864-6031	095-862-8126
長 崎 支 所	852-8016	長崎市宝栄町3-15	095-864-7144	095-862-8127
佐 世 保 支 所	857-0033	佐世保市城山町1-22	0956-25-8012	0956-22-7292
熊 本 県 本 部	860-0811	熊本市中央区本荘5-10-30	096-372-0631	096-373-0205
城 南 支 所	866-0852	八代市大手町1-59-2 八代教育会館内	0965-35-4788	0965-31-6444
大 分 県 本 部	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内5F	097-548-5552	097-548-5553

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
中 部 支 所	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内1F	097-548-6031	097-548-5554
共 済 シ ョ う 大 分 店	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内1F	097-548-6777	097-548-5554
北 部 支 所 中 津 店	871-0030	中津市中殿町3-21-4	0979-24-6031	0979-22-4711
北 部 支 所 日 田 店	877-0071	日田市玉川町3-555-3	0973-25-6031	0973-22-2412
南 部 支 所	876-0848	佐伯市城下東町1-9	0972-23-6031	0972-22-7729
宮 崎 県 本 部	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-24-6262	0985-27-7739
宮 崎 支 所	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-24-6297	0985-27-7709
延 岡 支 所	882-0866	延岡市平原町5-1497-3	0982-32-4599	0982-32-4345
都 城 支 所	885-0024	都城市北原町4街区4号 都北労働福祉会館1F	0986-46-5087	0986-26-1742
鹿 尾 島 県 本 部	892-0835	鹿児島市城南町7-28	0120-070-477	099-805-3032
ぐりんぼう鹿児島	892-0835	鹿児島市城南町7-28	0120-070-477	099-805-3034
ぐりんぼう鹿屋	893-0015	鹿屋市新川町5768-2	0120-070-477	0994-40-9372
ぐりんぼう奄美	894-0027	奄美市名瀬末広町9-24 松元ビル1F	0997-53-6031	0997-53-9431
沖 縄 県 本 部	900-0014	那覇市松尾1-18-22	098-951-2002	098-951-1031
MIRAIプラザ那覇	900-0014	那覇市松尾1-18-22	098-951-2002	098-951-1031
中 部 支 所	904-0101	中頭郡北谷町上勢頭813-3	098-926-6031	098-926-3330
森 林 労 連 共 済 本 部	112-8627	文京区大塚3-28-7 林野会館4F	03-3945-6392	03-3945-4341
た ば こ 共 済 本 部	108-0014	港区芝5-26-30 専売ビル2F	03-3454-2481	03-5476-8946
自 治 労 共 済 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館	03-5276-0700	03-5210-7427
北 海 道 支 部	060-0806	札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館内	011-747-1536	011-747-1876
青 森 県 支 部	030-0802	青森市本町3丁目3-11 労働福祉会館3F	017-773-6017	017-723-7014
岩 手 県 支 部	020-0874	盛岡市南大通2丁目10番38号 県民共済会館内	019-656-8277	019-625-8310
宫 城 県 支 部	980-0802	仙台市青葉区二日町7-23 宮城自治労会館内	022-222-6844	022-399-7322
秋 田 県 支 部	010-0971	秋田市八橋三和町6-17 秋田自治労会館内	018-862-9551	018-888-1124
山 形 県 支 部	990-2402	山形市小立2丁目1-62 山形自治労会館内	023-664-1800	023-664-1801
福 島 県 支 部	960-8042	福島市荒町1-21 協働会館内	024-521-0336	024-521-1728
新潟県支部	950-0965	新潟市中央区新光町6-7 新潟自治労会館内	025-281-8030	025-281-8040
群馬県支部	371-0854	前橋市大渡町2-3-45 群馬自治労会館内	027-253-1177	027-253-2385
栃木県支部	320-0052	宇都宮市中戸祭町821 労働者福祉センター5F	028-621-5888	028-625-3220
茨城県支部	310-0801	水戸市桜川2丁目3番30号 自治労会館内	029-231-0484	029-222-2057
埼玉県支部	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-5 埼玉県労評会館4F	048-838-5532	048-839-8719
東京都支部	161-0034	新宿区上落合2-28-7 落合高山ビル4F	03-3365-9044	03-3365-9050
千葉県支部	260-0013	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6F	043-221-2800	043-201-1301
神奈川県支部	232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館7F	045-251-7811	045-251-1775
山梨県支部	400-0858	甲府市相生2-7-17 労農福祉センター1F	055-222-5200	055-220-1134
長野県支部	380-8545	長野市県町532-3 長野県労働会館内	026-217-7667	026-217-7772
富山县支部	930-0804	富山市下新町8-16 自治労とやま会館内	076-441-8220	076-443-1238
石川県支部	920-0968	金沢市幸町11-3 石川自治労働文化会館内	076-261-0241	076-233-8170
福井県支部	910-0836	福井市大和田2-517 自治労福井県本部会館	0776-57-0707	0776-43-0224
静岡県支部	422-8067	静岡市駿河区南町11-22 静岡労働会館2F	054-202-7250	054-202-7252
愛知県支部	456-0002	名古屋市熱田区金山町1-14-18 全労済金山会館5F	052-678-3118	052-678-3123
岐阜県支部	500-8069	岐阜市今小町15番地 自治労会館内	058-263-1614	058-263-8833
三重県支部	514-8588	津市栄町2-361 三重地方自治労働文化センター内	059-272-4550	059-272-4770
滋賀県支部	520-0043	大津市中央3-4-29 自治労会館(レイバ滋賀)内	077-524-0123	077-524-0118
京都府支部	604-0867	京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 NHKビル2F	075-252-5937	075-252-5938
奈良県支部	630-8133	奈良市大安寺5丁目12-16 奈良地域労働文化センター2F	0742-64-5511	0742-64-3515
和歌山县支部	640-8244	和歌山市久右衛門丁24番地1	073-431-7700	073-435-2157
大阪府支部	530-0041	大阪市北区天神橋3-9-27 PLP会館2F	06-6242-2255	06-6242-2266
兵庫県支部	650-0004	神戸市中央区中山手通3-4-8 大東ビル4F	078-392-0821	078-392-0930
岡山県支部	700-0086	岡山市北区津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館3F	086-251-9431	086-214-2501
広島県支部	733-0013	広島市西区横川新町7-22 自治労会館内	082-292-5496	082-503-3518
鳥取県支部	680-0814	鳥取市南町505番地 自治労会館内	0857-21-3300	0857-21-3301
島根県支部	690-0874	松江市中原町14番地 しまね自治労会館内	0852-59-9898	0852-28-5510
山口県支部	753-0063	山口市元町3-49 山口県勤労者自治センター内	083-922-7592	083-934-1075
香川県支部	760-0011	高松市浜ノ町60-77 自治労会館内	087-822-5608	087-822-5691

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
徳島県支部	770-0847	徳島市幸町3丁目98 自治労プラザ内	088-623-2908	088-655-7818
愛媛県支部	790-0062	松山市南江戸2丁目3-36 メゾンハイツ西山105	089-947-5061	089-907-2224
高知県支部	780-0862	高知市鷹匠町2-5-47 高知県自治労会館内	088-824-0151	088-820-0062
福岡県支部	810-0001	福岡市中央区天神5-6-7 福岡自治労会館3F	092-711-9541	092-751-5275
佐賀県支部	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3-30 自治労会館内	0952-36-9555	0952-31-9640
長崎県支部	850-0057	長崎市大黒町4-16 長崎自治労会館別館	095-822-2525	095-822-2444
大分県支部	870-0022	大分市大手町3-2-9 大分自治労会館内	097-536-6644	097-533-6694
宮崎県支部	880-0806	宮崎市広島1-11-17 全労済宮崎県本部会館5F	0985-28-1901	0985-28-8110
熊本県支部	862-0954	熊本市中央区神水1丁目8-1 自治労会館	096-383-0662	096-386-2029
鹿児島県支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-401 労働者福祉会館内	099-258-6311	099-259-2310
沖縄県支部	900-0021	沖縄県那覇市泉崎1-15-10 3F	098-860-8446	098-860-7602
全水道共済本部	113-0033	文京区本郷1-4-1 全水道会館6F	03-3818-6031	03-3818-6788
新潟県総合生協	950-8566	新潟市中央区新光町6-6	025-282-2000	025-282-2053
新潟中央支局	950-0086	新潟市中央区花園2-1-6	025-245-4150	025-245-4152
中越支局	940-0036	長岡市愛宕3-7-24	0258-33-7770	0258-33-7755
上越支局	942-0004	上越市西本町1-1-38	025-543-3789	025-543-8589
佐渡支所	952-1307	佐渡市東大通1291-1	0259-57-2824	0259-57-3174
J P 共済生協	151-8591	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	03-5785-6880	03-3405-1860
電通共済生協	101-0063	千代田区神田淡路町2-101 ワテラスタワー16F	03-6810-6788	03-5295-3231
教職員共済生協	162-8624	新宿区山吹町10-1 ラポール日教済内	03-5228-0687	03-5228-0693
全国交運共済生協	166-0012	杉並区和田3-1-19	03-5377-3180	03-5277-3184
日本再共済連	151-8531	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館3F	03-3320-1711	03-3320-0566
全労済協会	151-0053	渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F	03-5333-5126	03-5351-0421
全労済健康保険組合	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0391	03-3299-0372
全労済グループ企業年金基金	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0394	03-5371-2493
(株)全労済システムズ	192-0363	八王子市別所2-39-1 全労済情報センター内	042-678-3900	042-678-3840
(株)全労済リブス	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F	042-330-0313	042-330-0317
全労済アシスト(株)	564-0052	大阪府吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F	06-6330-1031	06-6330-9435
(株)全労済ウィック	151-0053	渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2F	03-3299-0019	03-3299-0029
(株)スペース・ゼロ	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-3375-8741	03-3370-9140
(株)ゼス	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7570	06-6913-7592

## 〈全労済の各種お問い合わせ・連絡窓口〉

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

全労済お客様サービスセンター

**☎0120-00-6031**

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始は除く)

ご来店の場合

全国200カ所を超える各都道府県本部・支所・共済ショップ・ぐりんばうの窓口へ

全労済ホームページの場合

■各種共済商品の資料請求

<https://www.zenrosai.coop/ss/shiryou>

■住所変更届・振替口座変更届のご請求

<https://www.zenrosai.coop/ss/toiwase/formNotice.php>

※火災共済・自然災害共済にご契約されている方、海外へのご転居など、受け付けできないケースがあります。

詳しくは、ホームページにてご確認ください。

■その他のお問い合わせ

<https://www.zenrosai.coop/ss/contactall/index.php>

■苦情・ご相談に関する受付窓口

全労済 お客様相談室 **☎0120-603-180**

受付時間 平日9:00～17:00  
(土・日・祝日除く)

■病気やけが、住宅災害、自動車事故にあわされたときのご連絡先

全労済共済センター

**☎0120-580-699**

(受付時間 平日9:00～19:00)

病気やけがに関する  
事故受付専用ダイヤル

住宅災害に関する  
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター

**☎0120-0889-24**

(受付時間 24時間365日)

## 8 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧

(2014年10月1日現在)

事務所名		TEL
北日本	北日本 損害調査センター	022-266-5055
	北海道損調SC	011-824-1500
	苫小牧損調SO	0144-32-2825
	函館損調SO	0138-30-3593
	釧路損調SO	0154-31-1212
	帯広損調SO	0155-25-0456
	北見損調SO	0157-22-2468
	旭川損調SO	0166-25-3550
	青森損調SC	017-722-5525
	八戸損調SO	0178-45-1230
	岩手損調SC	019-652-3124
	宮城損調SC	022-266-5050
	大崎損調SO	0229-22-3930
	秋田損調SC	018-832-6031
	山形損調SC	023-647-7111
	庄内損調SO	0234-23-3061
	福島損調SC	024-521-3180
	郡山損調SO	024-922-2177
	会津若松損調SO	0242-32-8232
	いわき損調SO	0246-24-0456

事務所名		TEL
東日本	首都圏東京損調SC	03-3364-8421
	立川損調SO	042-525-1232
	首都圏神奈川損調SC	045-471-6905
	首都圏海老名損調SC	046-236-6865
	新潟損調SC	025-281-0788
	長岡損調SO	0258-35-8711
	上越損調SO	025-543-7271
	長野損調SC	026-234-6880
	松本損調SO	0263-48-3322
	山梨損調SC	055-226-2041
	静岡損調SC	054-252-0119
	浜松損調SO	053-452-0119
	沼津損調SO	055-954-5533

事務所名		TEL
西日本	西日本 損害調査センター(二課)	082-264-2880
	島根損調SC	0852-23-2456
	鳥取損調SC	0857-21-1330
	岡山損調SC	086-214-2121
	広島損調SC	082-263-3450
	福山損調SO	084-943-7755
	山口損調SC	083-927-5123
	徳島損調SC	088-626-2100
	香川損調SC	087-823-7631
	愛媛損調SC	089-927-1144
	新居浜損調SO	0897-34-8732
	高知損調SC	088-824-5050
	西日本 損害調査センター(一課)	092-726-3801
	福岡損調SC	092-721-1616
	北九州損調SO	093-591-2918
	佐賀損調SC	0952-26-4080
	長崎損調SC	095-864-2299
	熊本損調SC	096-375-8924
	大分損調SC	097-534-5366
	宮崎損調SC	0985-27-5388
	鹿児島損調SC	099-226-6171
	沖縄損調SC	098-866-1651

事務所名		TEL
東日本	東日本 損害調査センター	03-3360-4110
	茨城損調SC	029-302-3305
	つくば損調SO	029-855-6860
	栃木損調SC	028-638-5899
	群馬損調SC	027-255-1001
	太田損調SO	0276-48-8425
	首都圏埼玉損調SC	048-822-0980
	川越損調SO	049-244-8988
	熊谷損調SO	048-523-4735
	首都圏千葉損調SC	043-287-0435
	首都圏松戸損調SC	047-331-5881

事務所名		TEL
中日本	中日本 損害調査センター(二課)	052-679-2288
	富山損調SC	076-441-3448
	高岡損調SO	0766-26-6751
	石川損調SC	076-222-4700
	福井損調SC	0776-27-7234
	愛知損調SC	052-681-5533
	岡崎損調SO	0564-25-3215
	春日井損調SO	0568-89-1531
	岐阜損調SC	058-276-2181
	三重損調SC	059-227-7477
	中日本 損害調査センター(一課)	06-4703-0274
	滋賀損調SC	077-525-2244
	奈良損調SC	0742-27-5555
	京都損調SC	075-802-1144
	大阪損調SC	06-4703-0261
	和歌山損調SC	073-431-0210
	兵庫損調SC	078-371-1671
	姫路損調SO	079-283-1200

事務所名		TEL
損害事故受付センター		0120-0889-24
自動車損害サポートセンター		03-3360-2720
東京自動車損害サポートセンター		06-4703-0307

### ■自動車事故にあわれたときのご連絡先

マイカー共済の  
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター  
**0120-0889-24**  
(受付時間 24時間365日)

## 9 (株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
宮 城	全労済在宅介護サービスセンター宮城	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29	022-713-7401
栃 木	全労済在宅介護サービスセンターとちぎ	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-610-5577
東 京	全労済在宅介護サービスセンターとうきょう	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6800
長 野	全労済在宅介護サービスセンターながの	380-0864	長野市立町978-2	026-237-6031
山 梨	全労済在宅介護サービスセンター山梨	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-221-4165
石 川	全労済在宅介護サービスセンターいしかわ	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-5588
島 根	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	699-0110	松江市東出雲町錦新町8-1-1	0852-52-6310
佐 賀	全労済在宅介護サービスセンターいまり	848-0027	伊万里市立花町2404-12	0955-20-4078
大 分	全労済在宅介護サービスセンターおおいた	870-0035	大分市中央町4-2-5 ソレイユ内	097-548-6789
宮 崎	全労済在宅介護サービスセンターみやざき	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-20-0556
鹿児島	全労済在宅介護サービスセンターかごしまハピナス	892-0835	鹿児島市城南町7-28	099-239-4294

## 10 (株)ゼストの介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
大 阪	介護サービスセンター鶴見	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7572
	介護サービスセンターハ尾	581-0003	八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F	072-925-5598
兵 庫	介護サービスセンター尼崎	660-0861	尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F	06-6414-5501

## 11 (社会福祉法人)コープ共生会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
新潟	デイサービスセンターてらお園	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-26	025-239-4500
	ケアプランてらお	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29	025-239-4501
	ショートステイてらお園	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29	025-201-9010

## 12 (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
北海道	福祉共済会在宅介護サービスセンター	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館3F	011-818-8833

# 共済用語の解説

あ行

## ■応当日

契約発効日や年金開始日などの各年の同月日(年応当日)あるいは各月の同日(月応当日)のことをいいます。〈例〉2013年6月1日が発効日の契約の場合は、年応当日が2014年6月1日、2015年6月1日…、月応当日が2013年7月1日、8月1日…となります。

か行

## ■会員

全労済は「会員」によって構成されています。現在の会員数は、都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(47会員)、都道府県の区域を越えて設立された職域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(8会員)、消費生活協同組合連合会(3会員)の全58会員です。

## ■解約控除

共済契約の解約の際、解約返戻金から一定額を控除することをいいます。控除する額を解約控除金といいます。解約控除を行う理由は、新契約費の未償却額、解約のための事務費等の対応のためです。

## ■解約返戻金

共済契約の失効・解除、ならびに共済契約者の都合で共済期間を中途で解約する場合等に、共済契約者に返される金銭のことです。規約に定める解約返戻金額を算出方法書にしたがって計算されます。

## ■加入診査

生命保険申込者に対し、保険会社の嘱託医が行う健康診断のことをいいます。診査を行わず加入させることを無診査加入といい、全労済は原則として無診査加入です。ただし、質問表には必ず答えることを前提としており、この質問表に正しく答えなかった場合、告知義務違反となる場合があります。

## ■共済掛金

共済契約にもとづいて、一方の当事者である共済者(全労済)が支払う共済金の対価として共済契約の他方の当事者である共済契約者(加入者)が、支払うものをいいます。共済掛金は構成の面からみて、支払共済金に充当される純掛金と、共済者が共済事業の経営に要する経費等に充当する付加掛金に分けられます。純掛金は、平均危険率純掛金と平均安全率純掛金に分けられる場合があります。また、このほかに、共済種目や

保障内容によっては、異常危険準備金にあてられるための異常危険準備掛金や掛金免除に対応するための掛金免除契約分掛金などによっても構成されることがあります。共済掛金の算出根拠は、共済種目や保障内容によって多少の違いがあります。例えば、生命系共済の場合は、予定危険率、予定利率、予定事業費率(以上3つを総称して「基礎率」といいます)、性別、共済期間、払込方法などが根拠となります。

## ■共済期間

共済契約は、将来起こりうる危険に対して保障を約束する契約です。いつからいつまでの間に起きた事故に対して保障の責任を負うか、その責任を負う期間のことを共済期間といいます。

## ■共済金

共済事故が生じたときに共済者(全労済)から共済金受取人に支払われる金銭のことをいいます。

## ■共済金受取人

共済事故が発生した場合、共済金を請求し、共済金の支払いを受ける者をいいます。

## ■共済金額

共済事由が発生した場合に共済者(全労済)が支払うべき金額の最高限度として、共済契約の締結時に共済契約者と共済者との間で定めた金額のことであり、契約金額ともいいます。

## ■共済事故

共済金の支払い対象となる事故のことをいいます。マイカー共済(自動車総合補償共済)の場合、自賠責共済(保険)の限度額内、自己負担額内等の支払い対象とならない事故は、共済事故とはなりません。

## ■協同組合

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。

## ■組合員

各都道府県ごと、または職域に設立されている単位労働者共済生協(単協)は、組合員によって構成され、組合員は単協の共同の所有者であると同時に管理者となります。つまり、全労済における組合員は単なる「顧客」ではなく、全労済の「主体者」といえます。新しく組合員となる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。組合員でなければ全労済の共済事業を利用することはできません。

## ■契約者

共済者(全労済)と共済契約を結び、共済契約に関する権利義務を行使する人をいいます。必ずしも契約者イコール加入者とは限りません。共済の加入者(被共済者)は家族で、本人は契約を代表する契約者だけという場合もあります。

## ■契約者割戻金

毎事業年度の決算によって共済契約に剩余金が生じた場合に、その中から全労済が生命系共済契約者に還元するお金のことをいいます。

## ■更改

共済契約を期間の中途中で任意に解約し、新たに異なる内容で共済契約を締結することをいいます。

## ■告知義務

共済契約の締結にあたって、共済契約者または被共済者は、共済者(全労済)に対し重要な事実(生命系共済の場合は病歴、入院歴、通院状況、職業など)を告げなければなりません。これを告知義務といいます。「重要な事実および重要な事項」とは、いわゆる危険の選択の資料となるべき事実のこと、共済者が各契約についてその危険率を測定して、これを引き受けるべきか否か、引き受けるとして掛金をいくらにするかを決定する資料となるものです。また、無診査加入方式の加入方法では最重要加入情報であり、告知漏れがある場合は、本人に戻して記入を要請しています。

た行

## ■特約

基本になっている契約(基本契約といいます)に付加する特別の共済契約のことをいいます。例えば、災害特約、病気入院見舞金特約などが挙げられます。

は行

## ■発効日

共済責任の始まる日(責任開始日)のことをいいます。

## ■被共済者

生命共済契約では、その人の死亡・障がい・入院などが共済事故とされる人のことをいいます。被共済者は通常、共済契約者自身が被共済者である場合が多いものの、配偶者や子供などを加入させる場合には、組合員が契約者で配偶者や子供などが被共済者となります。損害共済では、被共済利益の主体として共済事故発生の場合に、共済金の支払いを受けるべき者として定められた者をいいます。また、マイカー共済(自動車総合補償共済)の賠償部分では、事業規約に定めるところの事故の賠償責任者となるべき者をいいます。

ま行

## ■満了

共済契約の共済期間(保障期間)を終えたことをいいます。

ら行

## ■利用分量(高)割戻金

生協原理に基づく組合員に対する直接還元の中心的方法で、利用分量(全労済でいえば共済利用)に応じて利益を還元する方式のことで、この方式で戻す還元金を利用分量(高)割戻金といいます。購買生協等の割戻し方法として使われ、全労済では生命系共済以外の共済種目を割戻す場合のみ利用分量割戻金としています。生命共済では契約者割戻金で行っています。

さ行

## ■事業年度

会計年度と同義の言葉であり、継続して行われる団体の事業と会計活動の成果を、一定の期間に区切り判定するためのものです。全労済の場合は、6月1日から翌年の5月末までの1年間です。日本再共済連の場合は、4月1日から翌年の3月末までの1年間となります。

## ■失効(契約の消滅)

共済契約の効力を失うことをいいます。生命共済契約においては、共済契約者が共済掛金を払込まないで、払込期日後、一定の猶予期間を経過したとき契約は自然に効力を失います。損害共済契約では、共済の目的が共済事故以外の事由で消滅、または解体されたとき、または他人に譲渡されたときに契約は消滅します。

## ■責任準備金

払込まれた共済掛金の中から、将来発生するであろう共済金支払いや解約返戻金の一部にあてるために積立られる資金のことをいいます。その内の大部分が共済掛金積立金です。

# 消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引

## 消費生活協同組合法施行規則 第209条

一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 業務運営の組織	58
ロ 役員の氏名及び役職名	61
ハ 事務所の名称及び所在地	119
二 組合の主要な業務の内容	63
三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	11
ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	65
(1) 経常収益	
(2) 経常剰余金又は経常損失金	
(3) 当期剰余金又は当期損失金	
(4) 出資金及び出資口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 支払余力比率	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(12) 職員数	
(13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	
ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第三に掲げる事項	

(別表第三)

● 主要な業務の状況を示す指標	
一 共済種類別新契約高及び保有契約高 又は元受共済掛金	70
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	70
三 共済種類別支払共済金の額	71
● 共済契約に関する指標	
一 共済種類別保有契約増加率	72
二 新契約平均共済金額及び保有契約 平均共済金額	72
三 解約失効率	72
四 月払契約の新契約平均共済掛金	72
五 契約者割戻しの状況	69
六 再共済又は再保険を引受けた 主要な会社数	73
七 上位5社に対する支払再共済掛金又は 支払再保険料の割合	73
八 格付機関による格付に基づく区分ごとの 支払再保険料の割合	73
九 未収再共済金又は再保険金の額	73
● 経理に関する指標	
一 責任準備金の積立方式及び積立率	74
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	74
三 引当金明細	75
四 区分ごとの法定準備金及び 任意積立金明細	75
五 事業経費の明細	75
● 資産運用に関する指標	
一 主要資産の区別別平均残高	77
二 主要資産の区別別構成及び増減	78
三 主要資産の区別別運用利回り	79
四 区別別の資産運用収益明細	79
五 区別別の資産運用費用明細	79

六 利息及び配当金収入等明細	80
七 有価証券の種類別残高	80
ハ 有価証券の種類別の残存期間別残高	81
九 業種別保有株式の額	82
十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並 びに当該貸付金残高の合計に対する割合	82
十一 使途別の貸付金残高	83
十二 担保の種類別貸付金残高	83
十三 区別別の海外投資残高	83
十四 海外投資の地域別構成	83
十五 海外投資運用利回り	84
● その他の指標	
・ 業務用固定資産残高	77

## 四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率 73 五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制	20
ロ 法令遵守の体制	22
六 組合の直近の二事業年度における財産の 状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	95
ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	84
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 三ヵ月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等 を基礎として次に掲げるものに区分することにより 得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額	84
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権及び条件緩和貸付金	
(4) 正常債権	
二 共済金等の支払能力の充実の状況	73
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	85
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75
ト 貸付金償却の額	79

## 消費生活協同組合法施行規則 第211条

一 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	63
二 組合の子会社等に関する次に掲げる事項	98
イ 名称	
ロ 主たる営業所又は事務所の所在地	
ハ 資本金又は出資金	
ニ 事業の内容	
ホ 設立年月日	
ヘ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社 員又は総出資者の議決権に占める割合	
ト 組合の一の子会社等以外の子会社等が有する 当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合	

## 全労済ファクトブック2014年版 (2013年度 決算のご報告など)

発行●全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)  
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10  
**☎03-3299-0161**(代)  
2014年10月発行(経営企画部 広報課)



NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS INSURANCE COOPERATIVES

保障のことなら  
**全労済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会